

令和 7 年

草加市議会 2 月定例会議案

草 加 市



草加市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和7年草加市議会2月定例会を次のとおり招集し、同条第7項の規定により告示する。

令和7年2月12日

草加市長 瀬戸百合子

- 1 期 日 令和7年2月19日
- 2 場 所 草加市議会議場

議 案 目 次

第 1 号議案	令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	別添
第 2 号議案	令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 1 1 号）……………	別添
第 3 号議案	令和 6 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 4 号議案	令和 6 年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 5 号議案	令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 6 号議案	令和 6 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 7 号議案	令和 6 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 8 号議案	令和 6 年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 9 号議案	令和 7 年度草加市一般会計予算……………	別添
第 1 0 号議案	令和 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算……………	別添
第 1 1 号議案	令和 7 年度草加市駐車場事業特別会計予算……………	別添
第 1 2 号議案	令和 7 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算……………	別添
第 1 3 号議案	令和 7 年度草加市国民健康保険特別会計予算……………	別添
第 1 4 号議案	令和 7 年度草加市介護保険特別会計予算……………	別添
第 1 5 号議案	令和 7 年度草加市後期高齢者医療特別会計予算……………	別添
第 1 6 号議案	令和 7 年度草加市水道事業会計予算……………	別添
第 1 7 号議案	令和 7 年度草加市立病院事業会計予算……………	別添
第 1 8 号議案	令和 7 年度草加市公共下水道事業会計予算……………	別添
第 1 9 号議案	草加市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
第 2 0 号議案	草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
第 2 1 号議案	草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7
第 2 2 号議案	草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 3

第 2 3 号議案	市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
第 2 4 号議案	市長の給与の特例に関する条例の制定について……………	4 1
第 2 5 号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…	4 5
第 2 6 号議案	草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8 5
第 2 7 号議案	草加市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について……………	2 6 1
第 2 8 号議案	草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 6 5
第 2 9 号議案	草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 7 9
第 3 0 号議案	草加市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	2 8 5
第 3 1 号議案	草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9 1
第 3 2 号議案	草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9 7
第 3 3 号議案	草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 0 3
第 3 4 号議案	財産の取得について……………	3 0 9
第 3 5 号議案	財産の減額貸付について……………	3 1 3
第 3 6 号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	3 1 5
第 3 7 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	3 1 9

第19号議案

草加市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

草加市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

デジタル社会の進展等に鑑み、電磁的記録である公文書に係る公開の実施方法の見直し等を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市情報公開条例の一部を改正する条例

草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付」を「電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

手数料の種類	公文書の種類	公開の方法	金額	
			市民	市民以外
公開請求手数料			1件につき200円	1件につき400円
公開実施手数料	文書、図面、写真及びフィルム	閲覧又は写しの交付	1面につき20円	1面につき40円
	録音及び録画に係るもの	視聴又は写しの交付	録音テープ等1巻につき200円	録音テープ等1巻につき400円
	電磁的記録（録音及び録画に係るものを除く。）	第15条第1項第3号に規定する規則で定める方法	1面につき20円（面数は、当該電磁的記録を通常の方法により印字装置を用いて出力した場合の面数とする。）	1面につき40円（面数は、当該電磁的記録を通常の方法により印字装置を用いて出力した場合の面数とする。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草加市情報公開条例の規定は、施行日以後に行われた公開請求について適用

し、施行日前に行われた公開請求については、なお従前の例による。

参 考 資 料

草加市情報公開条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧					新				
(公開の実施) 第15条 条文略 (1) 条文略 (2) 条文略 (3) 電磁的記録(録音及び録画に係るものを除く。) <u>記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付</u>					(公開の実施) 第15条 条文略 (1) 条文略 (2) 条文略 (3) 電磁的記録(録音及び録画に係るものを除く。) <u>電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</u>				
2 条文略					2 条文略				
別表(第16条関係)					別表(第16条関係)				
手数料の種類	公開の方法	公文書の種類	金額		手数料の種類	公文書の種類	公開の方法	金額	
			市民	市民以外				市民	市民以外
公開請求手数料			1件につき200円	1件につき400円	公開請求手数料			1件につき200円	1件につき400円
公開実施手数料	閲覧又は写しの交付	文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記	1面につき20円	1面につき40円	公開実施手数料	文書、図面、写真及びフィルム	閲覧又は写しの交付	1面につき20円	1面につき40円

		録（録音及び録画に係るものを除く。）		
	視聴又は写しの交付	録音及び録画に係るもの	録音テープ等1巻につき200円	録音テープ等1巻につき400円

	録音及び録画に係るもの	視聴又は写しの交付	録音テープ等1巻につき200円	録音テープ等1巻につき400円
	電磁的記録（録音及び録画に係るものを除く。）	第15条第1項第3号に規定する規則で定める方法	1面につき20円（面数は、当該電磁的記録を通常の方法により印字装置を用いて出力した場合の面数とする。）	1面につき40円（面数は、当該電磁的記録を通常の方法により印字装置を用いて出力した場合の面数とする。）

第20号議案

草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に
に伴い、個人番号の独自利用事務並びに庁内連携を行う個人番号利用事務及び特定個人情
報を見直すとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表第2の4の項中「就労自立給付金の支給」を「就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改め、同表の5の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税」に改め、「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加え、同表の11の項を次のように改める。

11 削除	
-------	--

別表第2の17の項を次のように改める。

17 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		教育・保育給付等関係情報であって規則で定めるもの
		再開発住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

参 考 資 料

草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新														
<p>(定義)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) 条文略</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6) 条文略</p> <p>(7) 条文略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td style="text-align: center;">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	}	}	<p>(定義)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) 条文略</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6) 条文略</p> <p>(7) 条文略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 削除</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 削除	}	}	}	略	略
機関	事務														
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの														
}	}														
機関	事務														
1 削除	}														
}	}														
略	略														

略	略
}	}

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
}	}	}
略	略	略
}	}	}
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金の支給</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	}
		略
		}
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例</u> による <u>地方税</u> の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯罪事件の調査を含む	略
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関

}	}
---	---

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
}	}	}
略	略	略
}	}	}
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金</u> 若しくは <u>進学・就職準備給付金の支給</u> 、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	}
		略
		}
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例</u> 又は <u>森林環</u>	略
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金の支給</u>

	む。)に関する事務であって規則で定めるもの	係情報」という。)であって規則で定めるもの
		略
略	略	略
11 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの

	境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		略
略	略	略
11 削除		
略	略	略
17 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

略	略	略
17 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

		<u>公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>教育・保育給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>再開発住宅管理関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの</u>
略	略	略

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

教育・保育給付等関係情報であって規則で定めるもの

再開発住宅管理関係情報であって規則で定めるもの

重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

く 略 く	く 略 く	く 略 く
-------------	-------------	-------------

第 2 1 号議案

草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

草加市固定資産評価審査委員会の事務の執行体制を強化するため、書記の定数を見直す必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

草加市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1人」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考 資 料

草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記<u>1人</u>を置く。</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p>	<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記を置く。</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p>

第 2 2 号議案

草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に鑑み、育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象範囲及び子の看護休暇の取得事由の拡大等を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第15条第2項第17号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第16条第1項中「規則で定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 条文略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 条文略</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「市長が規則で定める子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 条文略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 条文略</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「市長が規則で定める子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ</p>

れている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに第15条第2項第8号、第11号、第17号及び第21号並びに別表において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「市長が規則で定める子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 条文略

(特別休暇)

第15条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

）

れている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに第15条第2項第8号、第11号、第17号及び第21号並びに別表において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「市長が規則で定める子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 条文略

(特別休暇)

第15条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

）

(16) 条文略

(17) 市長が規則で定める子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（その養育する規則で定める子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(18) 条文略

）

(24) 条文略

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないこ

(16) 条文略

(17) 市長が規則で定める子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（その養育する規則で定める子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(18) 条文略

）

(24) 条文略

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間

とが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 条文略

3 条文略

第18条 条文略

(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 条文略

3 条文略

第18条 条文略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する

措置

第 2 3 号議案

市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和7年1月28日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き上げる必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与等に関する条例（次項において「改正後の市長等の給与等条例」という。）第5条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員の報酬等条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等の給与等条例又は改正後の議員の報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長等の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等の給与等条例又は改正後の議員の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参 考 資 料

市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

(市長等の給与等に関する条例 第1条による改正)

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にとっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額（病院事業管理者にとっては、給料の月額、給料の調整額並びに給料の月額及び給料の調整額の合計額に100分の20を乗じて得た額）の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>⋮</p> <p>(4) 条文略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にとっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額（病院事業管理者にとっては、給料の月額、給料の調整額並びに給料の月額及び給料の調整額の合計額に100分の20を乗じて得た額）の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>⋮</p> <p>(4) 条文略</p>

(市長等の給与等に関する条例 第2条による改正)

旧	新
---	---

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額（病院事業管理者にあつては、給料の月額、給料の調整額並びに給料の月額及び給料の調整額の合計額に100分の20を乗じて得た額）の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略 〽 〽</p> <p>(4) 条文略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額（病院事業管理者にあつては、給料の月額、給料の調整額並びに給料の月額及び給料の調整額の合計額に100分の20を乗じて得た額）の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略 〽 〽</p> <p>(4) 条文略</p>
---	---

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条による改正)

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の2</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の2</u></p>

25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

3 条文略

35を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

3 条文略

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第4条による改正)

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>⌋ ⌋</p> <p>(4) 条文略</p> <p>3 条文略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>⌋ ⌋</p> <p>(4) 条文略</p> <p>3 条文略</p>

第 2 4 号議案

市長の給与の特例に関する条例の制定について

市長の給与の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

市の財政状況等に鑑み、市長の給与を減額する必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

市長の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第45号）第3条第1号の規定にかかわらず、次条に規定する期間に限り、市長の給料は、月額936,000円とする。

(特例の期間)

第2条 前条に規定する給与の特例の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第25号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

令和6年人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、各種手当の拡充等を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		(円)							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,800	256,400	268,600	273,400	296,700	313,700	336,900	367,100
	2	184,900	258,400	269,400	274,400	298,300	315,400	339,000	370,000
	3	186,100	260,400	270,700	275,700	300,300	317,500	340,600	372,800
	4	187,200	262,400	272,000	277,400	302,500	318,800	342,200	375,100
	5	188,300	263,500	273,400	279,100	304,800	321,000	343,500	377,900
	6	190,000	264,300	274,400	281,200	307,200	323,300	345,100	380,500
	7	191,600	265,300	275,700	283,200	309,500	325,800	346,500	382,600
	8	193,200	266,500	277,400	285,200	311,800	328,200	348,000	385,300
	9	194,900	267,700	279,100	287,000	313,200	330,800	349,300	387,900
	10	196,500	268,900	281,200	288,900	314,700	332,500	350,700	390,300
	11	198,200	270,400	283,200	290,600	316,400	334,300	352,200	392,700
	12	199,800	271,600	285,200	291,900	317,900	335,900	353,900	395,200
	13	201,400	272,500	287,000	293,400	319,200	337,100	355,200	397,500
	14	203,000	273,500	288,900	294,900	320,600	338,900	356,800	400,000

15	204,600	274,800	290,600	296,300	322,100	340,200	358,200	402,600
16	206,100	276,200	291,900	297,700	324,000	341,500	360,000	405,400
17	207,700	277,500	293,400	298,800	326,000	342,400	361,500	408,300
18	209,300	278,700	294,900	300,400	327,100	344,100	363,500	411,100
19	210,900	280,000	296,300	302,000	328,300	345,400	365,600	414,000
20	212,400	281,300	297,700	303,500	330,100	346,500	367,600	416,000
21	213,900	282,600	298,800	304,800	331,700	347,600	369,800	418,900
22	215,500	284,100	300,400	305,900	332,200	349,000	372,300	421,800
23	217,100	285,500	302,000	306,900	333,500	349,900	374,200	424,600
24	218,700	286,900	303,500	308,100	334,900	350,900	376,800	426,900
25	220,400	288,100	304,800	309,300	335,900	352,200	379,100	429,200
26	222,100	289,800	305,900	310,900	337,200	353,000	381,300	431,700
27	223,200	291,200	306,900	312,500	338,400	353,800	383,200	434,000
28	224,500	293,100	308,100	314,100	340,000	355,200	385,500	436,500
29	225,900	294,800	309,300	315,600	341,000	356,000	387,600	439,000
30	227,100	295,500	310,900	317,200	341,800	357,100	389,600	440,900
31	228,200	296,900	312,500	318,800	343,200	358,000	391,600	443,400
32	229,300	298,400	314,100	320,400	344,200	359,000	393,800	446,000
33	230,400	299,600	315,600	321,900	345,000	360,100	396,000	448,500
34	231,500	301,000	317,200	323,500	346,300	361,700	398,000	451,100
35	232,700	302,600	318,800	325,000	347,000	363,200	400,100	453,600
36	233,800	303,900	320,400	326,600	347,800	364,800	402,500	456,200
37	235,000	305,300	321,900	328,000	349,000	366,300	404,800	458,600
38	237,800	306,800	323,500	328,900	349,900	367,400	407,000	460,900
39	240,300	308,500	325,000	329,900	351,100	368,200	408,800	463,000
40	242,600	310,200	326,600	330,500	351,800	369,800	410,900	465,100
41	244,900	311,900	328,000	331,600	352,500	371,200	412,900	467,100
42	247,000	313,200	328,900	332,900	353,700	372,700	414,800	468,900

43	249,000	314,900	329,900	334,000	354,500	374,600	416,700	470,700
44	251,100	316,300	330,500	335,000	355,600	376,600	418,700	472,100
45	252,500	317,600	331,600	336,500	356,700	378,500	420,600	473,600
46	253,700	319,200	332,900	337,900	358,200	380,300	422,200	474,700
47	254,700	320,900	334,000	338,900	359,900	381,800	423,500	475,500
48	256,000	322,400	335,000	339,800	361,800	383,700	425,200	477,300
49	256,800	324,100	336,500	340,900	363,600	385,400	426,900	479,100
50	258,000	324,700	337,900	342,200	365,100	387,000	428,300	480,800
51	258,800	325,300	338,900	343,100	366,500	388,800	429,600	482,500
52	259,800	326,300	339,800	344,100	367,400	390,400	431,100	484,100
53	260,800	327,200	340,900	345,300	368,800	391,800	432,500	485,700
54	261,800	328,100	342,200	346,100	369,800	392,900	433,900	486,800
55	262,600	329,000	343,100	347,300	371,000	394,100	435,400	487,800
56	263,500	329,900	344,100	348,300	371,900	395,400	436,900	488,900
57	264,300	330,500	345,300	349,300	372,800	396,600	438,200	490,000
58	265,200	331,400	346,100	350,400	373,700	397,700	439,200	491,100
59	265,900	332,100	347,300	351,400	374,700	398,900	440,200	492,100
60	266,800	332,900	348,300	352,500	375,600	400,200	441,100	493,200
61	267,300	333,800	349,300	353,300	376,700	401,300	441,800	494,300
62	268,200		350,400	354,500	377,700	402,100	442,600	495,400
63	269,100		351,400	355,300	378,600	402,700	443,400	496,400
64	269,800		352,500	356,300	379,400	403,600	444,200	497,500
65	270,600		353,300	357,300	380,200	404,500	445,200	498,500
66	271,300		354,500	358,500	381,000	405,400	446,000	499,500
67	272,000		355,300	359,500	381,700	406,000	446,800	500,600
68	272,600		356,300	360,500	382,300	406,700	447,600	501,700
69	273,500		357,300	361,300	383,200	407,400	448,400	502,800
70	274,300		358,500	362,200	384,100	408,000	449,200	503,800

71	275,100		359,500	363,100	384,800	408,700	450,000	504,900
72	275,800		360,500	364,100	385,500	409,400	450,800	506,000
73	276,500		361,300	365,300	386,300	410,000	451,600	507,000
74			362,200	366,000	387,000	410,600	452,400	508,000
75			363,100	366,700	387,700	411,300	453,200	509,100
76			364,100	367,400	388,300	411,900	454,000	510,200
77			365,300	368,200	388,900	412,500	454,800	511,300
78			366,000	369,000	389,600	413,000	455,500	512,200
79			366,700	369,700	390,300	413,600	456,200	513,300
80			367,400	370,300	390,800	414,200	456,900	514,400
81			368,200	371,000	391,500	414,800	457,600	515,400
82			369,000	371,800	392,200	415,400	458,300	516,500
83			369,700	372,400	392,800	416,000	459,000	517,600
84			370,300	373,200	393,600	416,600	459,700	518,700
85			371,000	374,000	394,300	417,200	460,400	519,600
86			371,800	374,600	394,900	417,800	461,100	520,700
87			372,400	375,100	395,500	418,400	461,800	521,800
88			373,200	375,800	396,200	419,100	462,500	522,900
89			374,000	376,500	396,900	419,500	463,200	
90			374,600	377,100	397,600	420,100	463,800	
91			375,100	377,800	398,300	420,800	464,400	
92			375,800	378,500	399,000	421,400	465,000	
93			376,500	379,100	399,700	422,000	465,600	
94			377,100	379,800	400,400	422,600	466,200	
95			377,800	380,500	401,100	423,200	466,800	
96			378,500	381,100	401,800	423,800	467,400	
97			379,100	381,900	402,500	424,400	468,000	
98			379,800	382,400	403,200	424,900	468,600	

99			380,500	383,000	403,900	425,400	469,200	
100			381,100	383,800	404,600	425,900	469,800	
101			381,900	384,100	405,300	426,400		
102			382,400	384,700	406,000	426,900		
103			383,000	385,500	406,700	427,400		
104			383,800	386,000	407,400	427,900		
105			384,100	386,600	408,100	428,400		
106			384,700	387,300	408,700	428,900		
107			385,500	388,100	409,300	429,400		
108			386,000	389,000	409,900	429,900		
109				389,700	410,500	430,400		
110				390,400	411,100	430,900		
111				391,200	411,700	431,400		
112				392,100	412,300	431,900		
113				392,800	412,900			
114				393,600	413,500			
115				394,500	414,100			
116				395,200	414,700			
117				395,800	415,300			
118				396,400				
119				397,000				
120				397,600				
121				398,200				
122				398,800				
123				399,400				
124				400,000				
125				400,700				
126				401,600				

	127				402,500				
	128				403,300				
	129				404,000				
	130				404,900				
	131				405,800				
	132				406,600				
	133				407,300				
	134				408,200				
	135				409,100				
	136				409,800				
	137				410,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	292,100	375,100	439,500	508,600	619,700
2	294,400	378,400	441,200	511,100	622,800
3	296,700	382,100	442,800	513,600	625,900
4	298,900	385,600	445,100	516,000	629,000
5	301,100	388,400	447,400	518,600	632,000
6	304,500	391,400	449,800	520,900	634,400

7	308,000	394,700	452,000	523,400	636,800
8	311,400	397,700	453,900	525,800	639,200
9	315,000	400,800	456,400	528,200	641,500
1 0	318,500	403,700	459,000	530,500	643,000
1 1	321,900	406,500	461,000	532,900	644,500
1 2	325,300	409,200	463,100	535,300	646,000
1 3	328,700	412,000	465,500	537,400	647,500
1 4	332,200	414,900	467,800	539,800	648,600
1 5	335,600	418,400	469,600	542,100	649,700
1 6	339,000	420,700	472,000	544,300	650,800
1 7	342,400	423,500	474,300	546,700	652,000
1 8	345,500	425,000	476,500	548,800	653,000
1 9	348,600	426,900	478,800	550,800	654,000
2 0	351,700	429,300	480,500	552,800	655,000
2 1	354,900	430,800	482,700	555,100	656,000
2 2	358,000	432,800	485,100	557,200	657,000
2 3	361,100	435,100	487,600	559,400	658,000
2 4	364,100	436,500	489,900	561,500	659,000
2 5	367,200	438,700	492,400	563,500	660,000
2 6	370,200	440,900	494,900	565,600	
2 7	373,100	442,300	497,500	567,800	
2 8	375,100	444,400	500,000	569,900	
2 9	377,800	446,300	502,500	571,900	
3 0	380,100	448,100	504,700	574,000	
3 1	381,900	449,400	506,800	575,900	
3 2	384,200	451,400	509,200	578,000	
3 3	386,400	453,300	511,600	580,000	
3 4	388,500	455,100	513,900	582,100	

3 5	389, 800	456, 600	516, 300	584, 200	
3 6	392, 100	458, 500	518, 400	586, 300	
3 7	394, 300	460, 200	520, 900	588, 400	
3 8	395, 600	462, 300	522, 700	590, 400	
3 9	397, 200	464, 100	524, 600	592, 400	
4 0	398, 700	466, 000	526, 500	594, 400	
4 1	399, 400	468, 300	528, 200	596, 200	
4 2	400, 600	470, 200	530, 000	597, 800	
4 3	401, 800	472, 300	532, 000	599, 400	
4 4	402, 600	474, 100	534, 100	601, 000	
4 5	403, 800	476, 100	536, 200	602, 700	
4 6	404, 600	478, 100	538, 100	604, 000	
4 7	406, 400	480, 100	540, 200	605, 300	
4 8	408, 600	482, 100	542, 300	606, 600	
4 9	410, 800	484, 100	544, 400	607, 900	
5 0	412, 600	486, 000	546, 100	609, 100	
5 1	414, 400	487, 700	547, 800	610, 300	
5 2	416, 200	489, 400	549, 500	611, 500	
5 3	418, 000	491, 400	551, 000	612, 500	
5 4	419, 200	492, 900	552, 600	613, 700	
5 5	420, 400	494, 300	554, 200	614, 900	
5 6	421, 600	495, 800	555, 800	616, 100	
5 7	422, 700	497, 300	557, 500	617, 100	
5 8	423, 800	498, 500	558, 700	618, 300	
5 9	424, 900	499, 700	559, 900	619, 500	
6 0	426, 000	500, 900	561, 100	620, 700	
6 1	427, 200	502, 200	562, 200	621, 700	
6 2	427, 800	503, 200	563, 400	622, 900	

6 3	428, 400	504, 200	564, 600	624, 100	
6 4	429, 000	505, 200	565, 800	625, 300	
6 5	429, 700	506, 300	566, 800	626, 300	
6 6		507, 100	568, 000		
6 7		507, 900	569, 200		
6 8		508, 700	570, 400		
6 9		509, 600	571, 400		
7 0		510, 500	572, 400		
7 1		511, 400	573, 400		
7 2		512, 300	574, 400		
7 3		513, 100	575, 500		
7 4		514, 000	576, 500		
7 5		514, 900	577, 500		
7 6		515, 800	578, 500		
7 7		516, 600	579, 600		
7 8		517, 500	580, 600		
7 9		518, 400	581, 600		
8 0		519, 300	582, 600		
8 1		520, 000	583, 700		
8 2		520, 900	584, 700		
8 3		521, 800	585, 700		
8 4		522, 700	586, 700		
8 5		523, 400	587, 800		
8 6		524, 300	588, 800		
8 7		525, 200	589, 800		
8 8		526, 100	590, 800		
8 9		526, 800	591, 900		
9 0		527, 700	592, 900		

9 1		528, 600	593, 900		
9 2		529, 500	594, 900		
9 3		530, 200	596, 000		
9 4		531, 100	597, 000		
9 5		532, 000	598, 000		
9 6		532, 900	599, 000		
9 7		533, 600	600, 100		
9 8		534, 500	601, 100		
9 9		535, 400	602, 100		
1 0 0		536, 300	603, 100		
1 0 1		537, 000	604, 200		
1 0 2		537, 900	605, 200		
1 0 3		538, 800	606, 200		
1 0 4		539, 700	607, 200		
1 0 5		540, 400	608, 300		
1 0 6		541, 300			
1 0 7		542, 200			
1 0 8		543, 100			
1 0 9		543, 800			
1 1 0		544, 700			
1 1 1		545, 600			
1 1 2		546, 500			
1 1 3		547, 200			
1 1 4		548, 100			
1 1 5		549, 000			
1 1 6		549, 900			
1 1 7		550, 600			
1 1 8		551, 500			

1 1 9		552, 400			
1 2 0		553, 300			
1 2 1		554, 000			
1 2 2		554, 900			
1 2 3		555, 800			
1 2 4		556, 700			
1 2 5		557, 400			
1 2 6		558, 300			
1 2 7		559, 200			
1 2 8		560, 100			
1 2 9		560, 800			
1 3 0		561, 700			
1 3 1		562, 600			
1 3 2		563, 500			
1 3 3		564, 200			
1 3 4		565, 100			
1 3 5		566, 000			
1 3 6		566, 900			
1 3 7		567, 600			
1 3 8		568, 500			
1 3 9		569, 400			
1 4 0		570, 300			
1 4 1		571, 000			
1 4 2		571, 900			
1 4 3		572, 800			
1 4 4		573, 700			
1 4 5		574, 400			
1 4 6		575, 300			

147		576,200			
148		577,100			
149		577,800			

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	189,000	227,900	259,200	275,000	318,900	320,700	350,100	405,700
	2	191,100	229,200	260,600	277,000	320,400	322,500	352,400	408,300
	3	193,200	230,500	261,900	279,000	321,800	324,400	354,200	411,100
	4	195,300	231,800	263,100	280,200	323,800	326,300	356,700	413,700
	5	197,400	233,100	264,100	281,200	325,200	328,900	358,900	416,500
	6	199,400	234,200	264,600	281,800	326,800	331,300	361,300	419,200
	7	201,400	235,200	265,600	282,900	328,800	333,800	363,800	421,900
	8	203,200	236,200	266,600	284,200	330,700	336,300	365,900	424,600
	9	205,000	237,300	267,600	284,800	332,300	338,700	368,600	427,500
	10	206,900	238,500	268,600	285,500	334,100	341,100	371,400	430,400
	11	208,800	239,800	269,700	286,600	336,000	343,200	374,300	433,300
	12	210,900	241,100	270,200	287,800	337,400	345,200	377,100	436,200
	13	212,600	242,400	271,000	288,600	339,200	347,100	379,800	439,100
	14	214,600	243,700	272,200	289,700	341,200	349,000	382,100	442,100
	15	216,800	245,000	273,600	290,200	343,200	351,000	384,500	445,000
	16	218,900	246,200	274,300	291,100	344,800	352,900	386,900	448,000
	17	221,000	247,500	275,100	292,400	346,500	354,400	389,500	450,700
	18	222,100	248,700	276,100	293,800	348,100	356,300	392,300	453,700

19	223,200	249,900	277,300	295,300	350,000	358,200	395,100	456,500
20	224,300	251,100	278,200	296,700	352,000	360,000	397,900	459,300
21	225,400	252,200	279,000	298,100	353,900	361,900	400,200	462,100
22	226,400	253,100	280,100	299,000	355,300	363,800	402,900	464,900
23	227,400	253,900	281,200	300,300	357,200	365,800	405,200	467,700
24	228,400	254,700	282,200	301,800	359,400	367,300	407,800	470,700
25	229,100	255,500	283,100	303,200	361,300	369,100	410,600	473,200
26	230,000	256,300	284,300	304,700	362,900	371,100	413,200	476,100
27	230,900	257,100	285,000	306,100	364,800	373,000	415,700	478,800
28	231,800	257,900	285,900	307,600	366,600	375,100	418,400	481,200
29	232,700	258,700	287,200	308,600	368,100	377,200	420,800	483,900
30	233,600	259,500	288,500	309,900	370,000	379,500	423,400	486,500
31	234,500	260,300	289,800	311,500	372,000	381,300	426,200	489,200
32	235,400	261,100	291,200	313,100	374,100	383,500	428,800	491,900
33	236,200	261,900	292,200	314,600	375,900	385,600	431,600	494,800
34	237,000	262,700	293,200	315,700	377,600	387,800	434,000	497,500
35	237,800	263,500	294,600	317,200	379,300	389,800	436,300	500,300
36	238,600	264,300	296,000	318,800	381,000	391,900	438,500	503,100
37	239,400	265,000	297,200	320,400	382,700	393,600	440,800	506,300
38	240,200	265,800	298,100	322,100	383,900	396,000	443,000	
39	241,000	266,600	299,300	323,300	385,200	398,200	444,700	
40	241,800	267,400	300,700	324,800	386,400	400,500	446,500	
41	242,500	268,200	302,100	326,400	387,800	402,600	447,800	
42	243,100	269,000	303,700	327,900	389,200	404,500	448,500	
43	243,700	269,800	304,700	328,900	390,200	406,400	449,300	
44	244,200	270,600	306,200	330,500	391,100	407,600	450,500	
45	244,700	271,400	307,800	331,800	392,300	408,400	451,700	
46	245,300	272,200	309,200	333,500	393,000	409,200		

47	245,800	273,000	310,400	335,200	394,100	410,000		
48	245,900	273,800	311,700	336,600	395,300	410,900		
49	246,600	274,500	313,300	338,100	396,300	411,600		
50	247,100	275,300	314,300	339,600	397,400	412,600		
51	247,600	276,000	315,800	340,800	398,500	413,600		
52	247,700	276,700	317,300	342,500	399,500	414,600		
53	247,900	277,400	318,500	344,200	400,700	415,600		
54	248,300	278,100	319,800	345,600	401,600	416,600		
55	248,600	278,800	321,400	346,900	402,600	417,600		
56	248,900	279,400	322,800	348,200	403,500	418,600		
57	249,200	280,300	324,000	349,400	404,300	419,600		
58	249,500	281,000	325,000	350,300	405,200	420,600		
59	249,800	281,700	326,200	351,400	406,100	421,600		
60	250,100	282,200	327,700	352,400	407,000	422,600		
61	250,400	282,900	329,200	353,200	407,600	423,500		
62	250,700	283,600	330,600	354,100	408,500	424,300		
63	251,000	284,300	331,800	355,000	409,400	425,100		
64	251,300	284,800	332,800	356,200	410,300	425,900		
65	251,700	285,400	334,000	357,200	411,100	426,700		
66	251,900	286,100	334,800	358,100	411,900	427,500		
67	252,300	286,800	335,600	359,000	412,800	428,300		
68	252,500	287,400	336,200	359,800	413,600	429,100		
69	252,800	287,900	336,900	360,500	414,300	429,800		
70	253,100	288,700	337,900	361,400	415,200	430,500		
71	253,300	289,400	338,800	362,300	416,000	431,200		
72	253,500	289,900	339,800	363,200	416,900			
73	253,900	290,400	340,800	364,000	417,600			
74	254,200	290,800	341,700	364,700	418,500			

75	254,400	291,500	342,600	365,500	419,400			
76	254,500	291,900	343,500	366,300	420,200			
77	254,800	292,000	344,100	367,100	420,800			
78	255,100	292,300	344,800	367,800				
79	255,300	292,600	345,500	368,500				
80	255,600	292,800	346,200	369,100				
81	256,000	293,300	346,800	369,800				
82	256,300	293,700	347,500	370,500				
83	256,500	293,900	348,200	371,200				
84	256,600	294,300	348,800	371,900				
85	257,100	294,700	349,300	372,500				
86		295,100	349,900	373,100				
87		295,300	350,500	373,700				
88		295,600	351,100	374,200				
89		296,100	351,600	374,700				
90		296,400	352,200	375,300				
91		296,900	352,800	375,900				
92		297,200	353,400	376,500				
93		297,400	353,800	377,100				
94		297,800	354,200	377,700				
95		298,100	354,700	378,300				
96		298,300	355,200	378,900				
97		298,800	355,700	379,500				
98		299,300	356,200	380,100				
99		299,800	356,700	380,800				
100		300,300	357,200	381,500				
101		300,700	357,800	382,000				
102		301,100	358,300	382,700				

103		301,500	358,800	383,400					
104		301,900	359,200	384,100					
105		302,400	359,800	384,500					
106			360,400	385,200					
107			361,000	385,900					
108			361,600	386,600					
109			362,000	387,100					
110			362,600	387,800					
111			363,200	388,500					
112			363,800	389,200					
113			364,100	389,600					
114				390,300					
115				391,000					
116				391,700					
117				392,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	252,100	260,000	279,800	295,300	321,100	363,700

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で規則で定めるもの
に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)						
定年前	1	208,200	240,600	277,600	284,700	300,200	324,300	349,000

再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	2	210,100	242,800	278,700	285,500	301,400	325,800	351,500
	3	211,900	245,000	279,800	286,600	302,700	327,400	353,800
	4	213,600	247,200	280,800	287,800	304,800	329,100	356,200
	5	215,300	249,400	281,800	289,100	306,900	330,300	358,600
	6	217,200	250,400	282,300	290,700	309,000	332,300	360,900
	7	219,000	251,300	282,800	292,300	311,100	334,700	363,300
	8	220,700	252,200	283,300	293,600	312,400	337,200	365,400
	9	222,400	253,100	283,800	294,400	313,800	339,700	367,800
	10	224,400	254,300	284,300	295,200	315,000	342,200	370,600
	11	226,300	255,400	284,800	295,800	316,400	344,300	373,400
	12	228,200	256,300	285,300	297,000	317,100	346,400	376,300
	13	230,100	257,100	285,800	297,500	318,200	348,300	379,000
	14	232,400	257,800	286,300	298,200	319,500	350,200	381,700
	15	234,700	258,500	286,800	299,100	320,800	352,300	384,500
	16	237,000	259,400	287,300	299,900	322,100	354,300	387,400
	17	239,300	260,500	287,800	300,200	323,200	355,800	390,200
	18	241,300	261,600	288,300	300,800	324,600	357,800	392,800
	19	243,400	262,700	288,800	301,300	325,800	359,800	395,500
	20	245,400	263,800	289,300	302,000	327,200	361,800	398,100
	21	246,800	264,900	289,800	303,200	328,400	363,500	400,600
	22	248,100	266,000	290,300	303,900	330,000	365,500	403,300
	23	249,300	267,100	290,800	304,600	331,500	367,100	406,100
	24	250,200	268,200	291,300	305,700	332,500	369,200	408,400
	25	252,100	269,200	291,800	307,000	333,900	371,400	411,300
	26	253,000	270,300	292,300	308,300	335,500	373,700	414,000
	27	253,700	271,400	292,800	309,000	337,100	375,900	416,500
	28	254,600	272,400	293,300	309,900	338,300	377,800	419,300
	29	255,500	273,400	293,800	310,900	339,800	379,900	422,200
	30	256,400	274,100	294,400	312,100	341,200	382,100	424,700

31	257,400	274,800	295,200	313,300	342,500	384,400	427,500
32	258,400	275,500	296,000	314,500	343,900	386,300	430,200
33	259,000	276,200	296,700	315,200	344,900	388,600	432,800
34	259,700	276,800	297,500	316,400	346,200	390,800	435,300
35	260,600	277,300	298,300	317,900	347,800	393,100	437,900
36	261,500	277,800	299,100	319,400	349,400	395,400	440,000
37	262,300	278,300	299,800	320,600	350,900	397,500	442,600
38	263,600	278,900	300,700	321,800	352,300	400,000	445,200
39	264,800	279,400	301,600	323,200	354,100	402,400	447,600
40	265,700	280,000	302,800	324,500	355,800	404,800	450,000
41	266,400	280,600	304,000	326,300	357,200	406,900	451,900
42	267,300	281,300	305,200	327,400	358,900	409,100	453,900
43	268,200	281,900	306,500	328,600	360,400	411,400	455,700
44	269,000	282,300	307,500	330,000	362,100	413,500	457,600
45	269,500	282,900	308,600	331,400	363,600	415,400	459,300
46	270,300	283,600	310,000	332,400	365,100	417,200	460,900
47	270,800	284,600	311,200	333,800	366,900	418,900	462,700
48	271,600	285,500	312,500	335,300	368,600	420,000	464,600
49	272,200	286,600	314,200	336,500	370,300	421,600	466,200
50	272,600	287,500	315,500	338,000	372,000	423,400	467,900
51	273,400	288,600	316,400	339,500	373,800	424,600	469,800
52	273,900	289,400	317,700	340,900	375,400	426,300	471,700
53	274,300	290,300	318,600	342,300	377,300	428,000	473,700
54	275,100	291,300	319,900	343,600	378,900	429,200	475,500
55	275,500	291,900	321,300	345,100	380,700	430,900	477,400
56	275,900	292,500	322,700	346,600	382,400	432,400	479,200
57	276,400	293,200	324,300	347,800	384,100	433,300	481,200
58	277,100	294,000	325,700	349,300	385,600	434,300	482,900
59	277,400	294,700	326,900	350,800	387,000	435,400	484,700

60	278,000	295,600	327,800	352,400	388,600	436,400	486,400
61	278,800	296,200	328,800	353,900	390,000	437,500	488,000
62	279,600	297,400	330,000	355,400	391,400	438,400	489,100
63	279,800	298,900	331,200	357,000	392,700	439,300	490,200
64	280,600	300,200	331,800	358,400	393,900	440,200	491,400
65	281,600	301,100	332,900	359,900	394,900	441,000	492,500
66	282,000	302,400	334,200	361,500	396,000	441,800	493,600
67	283,000	303,500	335,600	362,800	397,100	442,600	494,600
68	283,600	304,800	337,000	364,400	398,200	443,300	495,700
69	284,400	306,100	338,300	365,600	399,600	444,000	496,600
70	285,200	307,200	339,800	366,800	400,800	444,600	497,600
71	286,100	308,100	341,200	368,100	401,900	445,200	498,500
72	286,900	309,100	342,700	369,300	403,100		499,500
73	287,600	310,600	343,900	370,600	404,200		500,300
74	288,600	311,700	345,300	371,700	405,200		501,300
75	289,600	313,100	346,700	372,700	406,100		502,200
76	290,900	314,500	348,100	374,100	407,100		503,200
77	292,000	315,400	349,400	375,400	408,200		504,000
78	293,000	316,700	350,500	376,600	409,300		505,000
79	294,100	318,000	351,800	377,900	410,300		506,000
80	295,100	319,000	353,000	379,200	411,400		506,900
81	296,200	320,200	354,300	380,500	412,300		507,700
82	297,600	321,100	355,500	381,700	413,300		508,700
83	298,800	321,800	356,500	382,900	414,200		509,700
84	300,200	322,700	357,700	384,100	415,200		510,500
85	301,800	323,600	359,000	385,300	416,000		511,300
86	303,200	324,800	360,300	386,300	416,800		
87	304,800	326,000	361,500	387,300	417,600		
88	306,200	327,100	362,800	388,300	418,300		

89	307,900	328,100	364,000	389,200	419,100		
90	309,400	329,100	365,100	389,900	419,700		
91	311,000	330,000	366,300	390,700	420,300		
92	312,700	330,900	367,500	391,500	420,900		
93	314,300	331,800	368,800	392,400	421,600		
94	315,800	332,600	369,700	393,200	422,100		
95	317,500	333,600	370,600	394,000	422,600		
96	319,100	334,600	371,500	394,700	423,200		
97	320,900	335,500	372,500	395,400	423,900		
98	322,500	336,200	373,200	396,200	424,500		
99	323,900	337,000	374,000	397,000	425,100		
100	325,500	337,800	374,800	397,800	425,600		
101	327,100	338,700	375,700	398,600	426,300		
102	328,600	339,500	376,400	399,300	426,900		
103	330,200	340,300	377,200	399,900	427,500		
104	331,800	341,000	378,000	400,600	428,100		
105	333,200	341,600	378,600	401,400	428,800		
106	334,600	342,300	379,300	402,000			
107	336,100	343,000	380,000	402,600			
108	337,600	343,700	380,700	403,200			
109	338,900	344,300	381,300	403,800			
110	340,400	344,800	381,900	404,400			
111	341,900	345,300	382,600	404,900			
112	343,400	345,800	383,300	405,500			
113	344,700	346,300	384,000	406,100			
114	346,200	346,800	384,700	406,700			
115	347,700	347,200	385,400	407,300			
116	349,100	347,700	386,100	407,900			
117	350,400	348,200	386,600	408,500			

118	351,800	348,700	387,200	409,100			
119	353,200	349,100	387,800	409,600			
120	354,500	349,600	388,400	410,200			
121	356,000	350,000	388,900	410,800			
122	357,400	350,500		411,400			
123	358,600	350,900		412,000			
124	360,000	351,400		412,600			
125	361,300	351,800		413,200			
126	362,600	352,300		413,800			
127	363,800	352,800		414,400			
128	365,100	353,300		414,900			
129	366,300	353,900		415,500			
130	367,500	354,400		416,100			
131	368,600	354,900		416,700			
132	369,800	355,300		417,300			
133	371,100	355,900		417,900			
134	372,000	356,400		418,500			
135	373,000	357,000		419,100			
136	373,900	357,600		419,700			
137	374,900	358,000		420,200			
138	375,700	358,600		420,800			
139	376,600	359,200		421,300			
140	377,500	359,800		421,900			
141	378,500	360,300		422,500			
142	379,300	360,900					
143	380,200	361,400					
144	381,100	362,000					
145	382,100	362,400					
146	382,900						

	147	383,700						
	148	384,400						
	149	385,300						
	150	386,100						
	151	386,900						
	152	387,700						
	153	388,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		219,800	252,300	259,800	279,700	294,900	320,800	362,800

備考 この表は、看護師等で規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項に次の1号を加える。

- (3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員 零

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第15条の3第1項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第2項中「に定める額」の次に「（前項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第22条の2中「第7条の2から第9条まで及び第9条の4」を「第7条の2及び第8条」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年前	1	183,800	256,400	268,600	298,800	322,100	355,200	408,800	458,300
再任用	2	184,900	258,400	269,400	300,400	324,000	356,000	410,900	463,800
短時間	3	186,100	260,400	270,700	302,000	326,000	357,100	412,900	468,800
勤務職 員以外 の職員	4	187,200	262,400	272,000	303,500	327,100	358,000	414,800	473,500
	5	188,300	263,500	273,400	304,800	328,300	359,000	416,700	477,500
	6	190,000	264,300	274,400	305,900	330,100	360,100	418,700	481,000
	7	191,600	265,300	275,700	306,900	331,700	361,700	420,600	484,000
	8	193,200	266,500	277,400	308,100	332,200	363,200	422,200	486,500
	9	194,900	267,700	279,100	309,300	333,500	364,800	423,500	488,500
	10	196,500	268,900	281,200	310,900	334,900	366,300	425,200	

11	198,200	270,400	283,200	312,500	335,900	367,400	426,900	
12	199,800	271,600	285,200	314,100	337,200	368,200	428,300	
13	201,400	272,500	287,000	315,600	338,400	369,800	429,600	
14	203,000	273,500	288,900	317,200	340,000	371,200	431,100	
15	204,600	274,800	290,600	318,800	341,000	372,700	432,500	
16	206,100	276,200	291,900	320,400	341,800	374,600	433,900	
17	207,700	277,500	293,400	321,900	343,200	376,600	435,400	
18	209,300	278,700	294,900	323,500	344,200	378,500	436,900	
19	210,900	280,000	296,300	325,000	345,000	380,300	438,200	
20	212,400	281,300	297,700	326,600	346,300	381,800	439,200	
21	213,900	282,600	298,800	328,000	347,000	383,700	440,200	
22	215,500	284,100	300,400	328,900	347,800	385,400	441,100	
23	217,100	285,500	302,000	329,900	349,000	387,000	441,800	
24	218,700	286,900	303,500	330,500	349,900	388,800	442,600	
25	220,400	288,100	304,800	331,600	351,100	390,400	443,400	
26	222,100	289,800	305,900	332,900	351,800	391,800	444,200	
27	223,200	291,200	306,900	334,000	352,500	392,900	445,200	
28	224,500	293,100	308,100	335,000	353,700	394,100	446,000	
29	225,900	294,800	309,300	336,500	354,500	395,400	446,800	
30	227,100	295,500	310,900	337,900	355,600	396,600	447,600	
31	228,200	296,900	312,500	338,900	356,700	397,700	448,400	
32	229,300	298,400	314,100	339,800	358,200	398,900	449,200	
33	230,400	299,600	315,600	340,900	359,900	400,200	450,000	
34	231,500	301,000	317,200	342,200	361,800	401,300	450,800	
35	232,700	302,600	318,800	343,100	363,600	402,100	451,600	
36	233,800	303,900	320,400	344,100	365,100	402,700	452,400	
37	235,000	305,300	321,900	345,300	366,500	403,600	453,200	
38	237,800	306,800	323,500	346,100	367,400	404,500	454,000	

39	240,300	308,500	325,000	347,300	368,800	405,400	454,800	
40	242,600	310,200	326,600	348,300	369,800	406,000	455,500	
41	244,900	311,900	328,000	349,300	371,000	406,700	456,200	
42	247,000	313,200	328,900	350,400	371,900	407,400	456,900	
43	249,000	314,900	329,900	351,400	372,800	408,000	457,600	
44	251,100	316,300	330,500	352,500	373,700	408,700		
45	252,500	317,600	331,600	353,300	374,700	409,400		
46	253,700	319,200	332,900	354,500	375,600	410,000		
47	254,700	320,900	334,000	355,300	376,700	410,600		
48	256,000	322,400	335,000	356,300	377,700	411,300		
49	256,800	324,100	336,500	357,300	378,600	411,900		
50	258,000	324,700	337,900	358,500	379,400	412,500		
51	258,800	325,300	338,900	359,500	380,200	413,000		
52	259,800	326,300	339,800	360,500	381,000	413,600		
53	260,800	327,200	340,900	361,300	381,700	414,200		
54	261,800	328,100	342,200	362,200	382,300	414,800		
55	262,600	329,000	343,100	363,100	383,200	415,400		
56	263,500	329,900	344,100	364,100	384,100	416,000		
57	264,300	330,500	345,300	365,300	384,800	416,600		
58	265,200	331,400	346,100	366,000	385,500	417,200		
59	265,900	332,100	347,300	366,700	386,300	417,800		
60	266,800	332,900	348,300	367,400	387,000	418,400		
61	267,300	333,800	349,300	368,200	387,700	419,100		
62	268,200		350,400	369,000	388,300	419,500		
63	269,100		351,400	369,700	388,900	420,100		
64	269,800		352,500	370,300	389,600	420,800		
65	270,600		353,300	371,000	390,300	421,400		
66	271,300		354,500	371,800	390,800	422,000		

67	272,000		355,300	372,400	391,500	422,600		
68	272,600		356,300	373,200	392,200	423,200		
69	273,500		357,300	374,000	392,800	423,800		
70	274,300		358,500	374,600	393,600	424,400		
71	275,100		359,500	375,100	394,300	424,900		
72	275,800		360,500	375,800	394,900	425,400		
73	276,500		361,300	376,500	395,500	425,900		
74			362,200	377,100	396,200	426,400		
75			363,100	377,800	396,900	426,900		
76			364,100	378,500	397,600	427,400		
77			365,300	379,100	398,300	427,900		
78			366,000	379,800	399,000	428,400		
79			366,700	380,500	399,700	428,900		
80			367,400	381,100	400,400	429,400		
81			368,200	381,900	401,100	429,900		
82			369,000	382,400	401,800	430,400		
83			369,700	383,000	402,500	430,900		
84			370,300	383,800	403,200	431,400		
85			371,000	384,100	403,900	431,900		
86			371,800	384,700	404,600			
87			372,400	385,500	405,300			
88			373,200	386,000	406,000			
89			374,000	386,600	406,700			
90			374,600	387,300	407,400			
91			375,100	388,100	408,100			
92			375,800	389,000	408,700			
93			376,500	389,700	409,300			
94			377,100	390,400	409,900			

	95			377,800	391,200	410,500			
	96			378,500	392,100	411,100			
	97			379,100	392,800	411,700			
	98			379,800	393,600	412,300			
	99			380,500	394,500	412,900			
	100			381,100	395,200	413,500			
	101			381,900	395,800	414,100			
	102			382,400	396,400	414,700			
	103			383,000	397,000	415,300			
	104			383,800	397,600				
	105			384,100	398,200				
	106			384,700	398,800				
	107			385,500	399,400				
	108			386,000	400,000				
	109				400,700				
	110				401,600				
	111				402,500				
	112				403,300				
	113				404,000				
	114				404,900				
	115				405,800				
	116				406,600				
	117				407,300				
	118				408,200				
	119				409,100				
	120				409,800				
	121				410,400				
定年前		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給

再任用 短時間 勤務職 員	料月額							
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	292,100	412,000	474,300	588,400	641,500
2	294,400	414,900	476,500	596,200	647,500
3	296,700	418,400	478,800	602,700	653,000
4	298,900	420,700	480,500	609,100	657,500
5	301,100	423,500	482,700	614,900	661,500
6	304,500	425,000	485,100	620,700	665,000
7	308,000	426,900	487,600	625,300	668,000
8	311,400	429,300	489,900	628,300	670,800
9	315,000	430,800	492,400	630,800	
10	318,500	432,800	494,900	633,100	
11	321,900	435,100	497,500		
12	325,300	436,500	500,000		
13	328,700	438,700	502,500		
14	332,200	440,900	504,700		
15	335,600	442,300	506,800		
16	339,000	444,400	509,200		
17	342,400	446,300	511,600		
18	345,500	448,100	513,900		

1 9	348,600	449,400	516,300		
2 0	351,700	451,400	518,400		
2 1	354,900	453,300	520,900		
2 2	358,000	455,100	522,700		
2 3	361,100	456,600	524,600		
2 4	364,100	458,500	526,500		
2 5	367,200	460,200	528,200		
2 6	370,200	462,300	530,000		
2 7	373,100	464,100	532,000		
2 8	375,100	466,000	534,100		
2 9	377,800	468,300	536,200		
3 0	380,100	470,200	538,100		
3 1	381,900	472,300	540,200		
3 2	384,200	474,100	542,300		
3 3	386,400	476,100	544,400		
3 4	388,500	478,100	546,100		
3 5	389,800	480,100	547,800		
3 6	392,100	482,100	549,500		
3 7	394,300	484,100	551,000		
3 8	395,600	486,000	552,600		
3 9	397,200	487,700	554,200		
4 0	398,700	489,400	555,800		
4 1	399,400	491,400	557,500		
4 2	400,600	492,900	558,700		
4 3	401,800	494,300	559,900		
4 4	402,600	495,800	561,100		
4 5	403,800	497,300	562,200		
4 6	404,600	498,500	563,400		

4 7	406,400	499,700	564,600		
4 8	408,600	500,900	565,800		
4 9	410,800	502,200	566,800		
5 0	412,600	503,200	568,000		
5 1	414,400	504,200	569,200		
5 2	416,200	505,200	570,400		
5 3	418,000	506,300	571,400		
5 4	419,200	507,100	572,400		
5 5	420,400	507,900	573,400		
5 6	421,600	508,700	574,400		
5 7	422,700	509,600	575,500		
5 8	423,800	510,500	576,500		
5 9	424,900	511,400	577,500		
6 0	426,000	512,300	578,500		
6 1	427,200	513,100	579,600		
6 2	427,800	514,000	580,600		
6 3	428,400	514,900	581,600		
6 4	429,000	515,800	582,600		
6 5	429,700	516,600	583,700		
6 6		517,500	584,700		
6 7		518,400	585,700		
6 8		519,300	586,700		
6 9		520,000	587,800		
7 0		520,900	588,800		
7 1		521,800	589,800		
7 2		522,700	590,800		
7 3		523,400	591,900		
7 4		524,300	592,900		

7 5		525, 200	593, 900		
7 6		526, 100	594, 900		
7 7		526, 800	596, 000		
7 8		527, 700	597, 000		
7 9		528, 600	598, 000		
8 0		529, 500	599, 000		
8 1		530, 200	600, 100		
8 2		531, 100	601, 100		
8 3		532, 000	602, 100		
8 4		532, 900	603, 100		
8 5		533, 600	604, 200		
8 6		534, 500	605, 200		
8 7		535, 400	606, 200		
8 8		536, 300	607, 200		
8 9		537, 000	608, 300		
9 0		537, 900			
9 1		538, 800			
9 2		539, 700			
9 3		540, 400			
9 4		541, 300			
9 5		542, 200			
9 6		543, 100			
9 7		543, 800			
9 8		544, 700			
9 9		545, 600			
1 0 0		546, 500			
1 0 1		547, 200			
1 0 2		548, 100			

1 0 3		549, 000			
1 0 4		549, 900			
1 0 5		550, 600			
1 0 6		551, 500			
1 0 7		552, 400			
1 0 8		553, 300			
1 0 9		554, 000			
1 1 0		554, 900			
1 1 1		555, 800			
1 1 2		556, 700			
1 1 3		557, 400			
1 1 4		558, 300			
1 1 5		559, 200			
1 1 6		560, 100			
1 1 7		560, 800			
1 1 8		561, 700			
1 1 9		562, 600			
1 2 0		563, 500			
1 2 1		564, 200			
1 2 2		565, 100			
1 2 3		566, 000			
1 2 4		566, 900			
1 2 5		567, 600			
1 2 6		568, 500			
1 2 7		569, 400			
1 2 8		570, 300			
1 2 9		571, 000			
1 3 0		571, 900			

1 3 1		572, 800			
1 3 2		573, 700			
1 3 3		574, 400			
1 3 4		575, 300			
1 3 5		576, 200			
1 3 6		577, 100			
1 3 7		577, 800			

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	189, 000	227, 900	263, 100	281, 200	318, 900	347, 100	389, 500	450, 700
	2	191, 100	229, 200	264, 100	281, 800	320, 400	349, 000	392, 300	453, 700
	3	193, 200	230, 500	264, 600	282, 900	321, 800	351, 000	395, 100	456, 500
	4	195, 300	231, 800	265, 600	284, 200	323, 800	352, 900	397, 900	459, 300
	5	197, 400	233, 100	266, 600	284, 800	325, 200	354, 400	400, 200	462, 100
	6	199, 400	234, 200	267, 600	285, 500	326, 800	356, 300	402, 900	464, 900
	7	201, 400	235, 200	268, 600	286, 600	328, 800	358, 200	405, 200	467, 700
	8	203, 200	236, 200	269, 700	287, 800	330, 700	360, 000	407, 800	470, 700
	9	205, 000	237, 300	270, 200	288, 600	332, 300	361, 900	410, 600	473, 200
	10	206, 900	238, 500	271, 000	289, 700	334, 100	363, 800	413, 200	476, 100
	11	208, 800	239, 800	272, 200	290, 200	336, 000	365, 800	415, 700	478, 800
	12	210, 900	241, 100	273, 600	291, 100	337, 400	367, 300	418, 400	481, 200
	13	212, 600	242, 400	274, 300	292, 400	339, 200	369, 100	420, 800	483, 900
	14	214, 600	243, 700	275, 100	293, 800	341, 200	371, 100	423, 400	486, 500

15	216,800	245,000	276,100	295,300	343,200	373,000	426,200	489,200
16	218,900	246,200	277,300	296,700	344,800	375,100	428,800	491,900
17	221,000	247,500	278,200	298,100	346,500	377,200	431,600	494,800
18	222,100	248,700	279,000	299,000	348,100	379,500	434,000	497,500
19	223,200	249,900	280,100	300,300	350,000	381,300	436,300	500,300
20	224,300	251,100	281,200	301,800	352,000	383,500	438,500	503,100
21	225,400	252,200	282,200	303,200	353,900	385,600	440,800	506,300
22	226,400	253,100	283,100	304,700	355,300	387,800	443,000	
23	227,400	253,900	284,300	306,100	357,200	389,800	444,700	
24	228,400	254,700	285,000	307,600	359,400	391,900	446,500	
25	229,100	255,500	285,900	308,600	361,300	393,600	447,800	
26	230,000	256,300	287,200	309,900	362,900	396,000	448,500	
27	230,900	257,100	288,500	311,500	364,800	398,200	449,300	
28	231,800	257,900	289,800	313,100	366,600	400,500	450,500	
29	232,700	258,700	291,200	314,600	368,100	402,600	451,700	
30	233,600	259,500	292,200	315,700	370,000	404,500		
31	234,500	260,300	293,200	317,200	372,000	406,400		
32	235,400	261,100	294,600	318,800	374,100	407,600		
33	236,200	261,900	296,000	320,400	375,900	408,400		
34	237,000	262,700	297,200	322,100	377,600	409,200		
35	237,800	263,500	298,100	323,300	379,300	410,000		
36	238,600	264,300	299,300	324,800	381,000	410,900		
37	239,400	265,000	300,700	326,400	382,700	411,600		
38	240,200	265,800	302,100	327,900	383,900	412,600		
39	241,000	266,600	303,700	328,900	385,200	413,600		
40	241,800	267,400	304,700	330,500	386,400	414,600		
41	242,500	268,200	306,200	331,800	387,800	415,600		
42	243,100	269,000	307,800	333,500	389,200	416,600		

43	243,700	269,800	309,200	335,200	390,200	417,600		
44	244,200	270,600	310,400	336,600	391,100	418,600		
45	244,700	271,400	311,700	338,100	392,300	419,600		
46	245,300	272,200	313,300	339,600	393,000	420,600		
47	245,800	273,000	314,300	340,800	394,100	421,600		
48	245,900	273,800	315,800	342,500	395,300	422,600		
49	246,600	274,500	317,300	344,200	396,300	423,500		
50	247,100	275,300	318,500	345,600	397,400	424,300		
51	247,600	276,000	319,800	346,900	398,500	425,100		
52	247,700	276,700	321,400	348,200	399,500	425,900		
53	247,900	277,400	322,800	349,400	400,700	426,700		
54	248,300	278,100	324,000	350,300	401,600	427,500		
55	248,600	278,800	325,000	351,400	402,600	428,300		
56	248,900	279,400	326,200	352,400	403,500	429,100		
57	249,200	280,300	327,700	353,200	404,300	429,800		
58	249,500	281,000	329,200	354,100	405,200	430,500		
59	249,800	281,700	330,600	355,000	406,100	431,200		
60	250,100	282,200	331,800	356,200	407,000			
61	250,400	282,900	332,800	357,200	407,600			
62	250,700	283,600	334,000	358,100	408,500			
63	251,000	284,300	334,800	359,000	409,400			
64	251,300	284,800	335,600	359,800	410,300			
65	251,700	285,400	336,200	360,500	411,100			
66	251,900	286,100	336,900	361,400	411,900			
67	252,300	286,800	337,900	362,300	412,800			
68	252,500	287,400	338,800	363,200	413,600			
69	252,800	287,900	339,800	364,000	414,300			
70	253,100	288,700	340,800	364,700	415,200			

71	253,300	289,400	341,700	365,500	416,000			
72	253,500	289,900	342,600	366,300	416,900			
73	253,900	290,400	343,500	367,100	417,600			
74	254,200	290,800	344,100	367,800	418,500			
75	254,400	291,500	344,800	368,500	419,400			
76	254,500	291,900	345,500	369,100	420,200			
77	254,800	292,000	346,200	369,800	420,800			
78	255,100	292,300	346,800	370,500				
79	255,300	292,600	347,500	371,200				
80	255,600	292,800	348,200	371,900				
81	256,000	293,300	348,800	372,500				
82	256,300	293,700	349,300	373,100				
83	256,500	293,900	349,900	373,700				
84	256,600	294,300	350,500	374,200				
85	257,100	294,700	351,100	374,700				
86		295,100	351,600	375,300				
87		295,300	352,200	375,900				
88		295,600	352,800	376,500				
89		296,100	353,400	377,100				
90		296,400	353,800	377,700				
91		296,900	354,200	378,300				
92		297,200	354,700	378,900				
93		297,400	355,200	379,500				
94		297,800	355,700	380,100				
95		298,100	356,200	380,800				
96		298,300	356,700	381,500				
97		298,800	357,200	382,000				
98		299,300	357,800	382,700				

	99		299,800	358,300	383,400				
	100		300,300	358,800	384,100				
	101		300,700	359,200	384,500				
	102		301,100	359,800	385,200				
	103		301,500	360,400	385,900				
	104		301,900	361,000	386,600				
	105		302,400	361,600	387,100				
	106			362,000	387,800				
	107			362,600	388,500				
	108			363,200	389,200				
	109			363,800	389,600				
	110			364,100	390,300				
	111				391,000				
	112				391,700				
	113				392,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	252,100	260,000	279,800	295,300	321,100	363,700

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)						
定年前	1	208,200	240,600	281,800	289,100	313,800	348,300	390,200

再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	2	210,100	242,800	282,300	290,700	315,000	350,200	392,800
	3	211,900	245,000	282,800	292,300	316,400	352,300	395,500
	4	213,600	247,200	283,300	293,600	317,100	354,300	398,100
	5	215,300	249,400	283,800	294,400	318,200	355,800	400,600
	6	217,200	250,400	284,300	295,200	319,500	357,800	403,300
	7	219,000	251,300	284,800	295,800	320,800	359,800	406,100
	8	220,700	252,200	285,300	297,000	322,100	361,800	408,400
	9	222,400	253,100	285,800	297,500	323,200	363,500	411,300
	10	224,400	254,300	286,300	298,200	324,600	365,500	414,000
	11	226,300	255,400	286,800	299,100	325,800	367,100	416,500
	12	228,200	256,300	287,300	299,900	327,200	369,200	419,300
	13	230,100	257,100	287,800	300,200	328,400	371,400	422,200
	14	232,400	257,800	288,300	300,800	330,000	373,700	424,700
	15	234,700	258,500	288,800	301,300	331,500	375,900	427,500
	16	237,000	259,400	289,300	302,000	332,500	377,800	430,200
	17	239,300	260,500	289,800	303,200	333,900	379,900	432,800
	18	241,300	261,600	290,300	303,900	335,500	382,100	435,300
	19	243,400	262,700	290,800	304,600	337,100	384,400	437,900
	20	245,400	263,800	291,300	305,700	338,300	386,300	440,000
	21	246,800	264,900	291,800	307,000	339,800	388,600	442,600
	22	248,100	266,000	292,300	308,300	341,200	390,800	445,200
	23	249,300	267,100	292,800	309,000	342,500	393,100	447,600
	24	250,200	268,200	293,300	309,900	343,900	395,400	450,000
	25	252,100	269,200	293,800	310,900	344,900	397,500	451,900
	26	253,000	270,300	294,400	312,100	346,200	400,000	453,900
	27	253,700	271,400	295,200	313,300	347,800	402,400	455,700
	28	254,600	272,400	296,000	314,500	349,400	404,800	457,600
	29	255,500	273,400	296,700	315,200	350,900	406,900	459,300
	30	256,400	274,100	297,500	316,400	352,300	409,100	460,900

31	257,400	274,800	298,300	317,900	354,100	411,400	462,700
32	258,400	275,500	299,100	319,400	355,800	413,500	464,600
33	259,000	276,200	299,800	320,600	357,200	415,400	466,200
34	259,700	276,800	300,700	321,800	358,900	417,200	467,900
35	260,600	277,300	301,600	323,200	360,400	418,900	469,800
36	261,500	277,800	302,800	324,500	362,100	420,000	471,700
37	262,300	278,300	304,000	326,300	363,600	421,600	473,700
38	263,600	278,900	305,200	327,400	365,100	423,400	475,500
39	264,800	279,400	306,500	328,600	366,900	424,600	477,400
40	265,700	280,000	307,500	330,000	368,600	426,300	479,200
41	266,400	280,600	308,600	331,400	370,300	428,000	481,200
42	267,300	281,300	310,000	332,400	372,000	429,200	482,900
43	268,200	281,900	311,200	333,800	373,800	430,900	484,700
44	269,000	282,300	312,500	335,300	375,400	432,400	486,400
45	269,500	282,900	314,200	336,500	377,300	433,300	488,000
46	270,300	283,600	315,500	338,000	378,900	434,300	489,100
47	270,800	284,600	316,400	339,500	380,700	435,400	490,200
48	271,600	285,500	317,700	340,900	382,400	436,400	491,400
49	272,200	286,600	318,600	342,300	384,100	437,500	492,500
50	272,600	287,500	319,900	343,600	385,600	438,400	493,600
51	273,400	288,600	321,300	345,100	387,000	439,300	494,600
52	273,900	289,400	322,700	346,600	388,600	440,200	495,700
53	274,300	290,300	324,300	347,800	390,000	441,000	496,600
54	275,100	291,300	325,700	349,300	391,400	441,800	497,600
55	275,500	291,900	326,900	350,800	392,700	442,600	498,500
56	275,900	292,500	327,800	352,400	393,900	443,300	499,500
57	276,400	293,200	328,800	353,900	394,900	444,000	500,300
58	277,100	294,000	330,000	355,400	396,000	444,600	501,300
59	277,400	294,700	331,200	357,000	397,100	445,200	502,200

60	278,000	295,600	331,800	358,400	398,200		503,200
61	278,800	296,200	332,900	359,900	399,600		504,000
62	279,600	297,400	334,200	361,500	400,800		505,000
63	279,800	298,900	335,600	362,800	401,900		506,000
64	280,600	300,200	337,000	364,400	403,100		506,900
65	281,600	301,100	338,300	365,600	404,200		507,700
66	282,000	302,400	339,800	366,800	405,200		508,700
67	283,000	303,500	341,200	368,100	406,100		509,700
68	283,600	304,800	342,700	369,300	407,100		510,500
69	284,400	306,100	343,900	370,600	408,200		511,300
70	285,200	307,200	345,300	371,700	409,300		
71	286,100	308,100	346,700	372,700	410,300		
72	286,900	309,100	348,100	374,100	411,400		
73	287,600	310,600	349,400	375,400	412,300		
74	288,600	311,700	350,500	376,600	413,300		
75	289,600	313,100	351,800	377,900	414,200		
76	290,900	314,500	353,000	379,200	415,200		
77	292,000	315,400	354,300	380,500	416,000		
78	293,000	316,700	355,500	381,700	416,800		
79	294,100	318,000	356,500	382,900	417,600		
80	295,100	319,000	357,700	384,100	418,300		
81	296,200	320,200	359,000	385,300	419,100		
82	297,600	321,100	360,300	386,300	419,700		
83	298,800	321,800	361,500	387,300	420,300		
84	300,200	322,700	362,800	388,300	420,900		
85	301,800	323,600	364,000	389,200	421,600		
86	303,200	324,800	365,100	389,900	422,100		
87	304,800	326,000	366,300	390,700	422,600		
88	306,200	327,100	367,500	391,500	423,200		

89	307,900	328,100	368,800	392,400	423,900		
90	309,400	329,100	369,700	393,200	424,500		
91	311,000	330,000	370,600	394,000	425,100		
92	312,700	330,900	371,500	394,700	425,600		
93	314,300	331,800	372,500	395,400	426,300		
94	315,800	332,600	373,200	396,200	426,900		
95	317,500	333,600	374,000	397,000	427,500		
96	319,100	334,600	374,800	397,800	428,100		
97	320,900	335,500	375,700	398,600	428,800		
98	322,500	336,200	376,400	399,300			
99	323,900	337,000	377,200	399,900			
100	325,500	337,800	378,000	400,600			
101	327,100	338,700	378,600	401,400			
102	328,600	339,500	379,300	402,000			
103	330,200	340,300	380,000	402,600			
104	331,800	341,000	380,700	403,200			
105	333,200	341,600	381,300	403,800			
106	334,600	342,300	381,900	404,400			
107	336,100	343,000	382,600	404,900			
108	337,600	343,700	383,300	405,500			
109	338,900	344,300	384,000	406,100			
110	340,400	344,800	384,700	406,700			
111	341,900	345,300	385,400	407,300			
112	343,400	345,800	386,100	407,900			
113	344,700	346,300	386,600	408,500			
114	346,200	346,800	387,200	409,100			
115	347,700	347,200	387,800	409,600			
116	349,100	347,700	388,400	410,200			
117	350,400	348,200	388,900	410,800			

118	351,800	348,700		411,400			
119	353,200	349,100		412,000			
120	354,500	349,600		412,600			
121	356,000	350,000		413,200			
122	357,400	350,500		413,800			
123	358,600	350,900		414,400			
124	360,000	351,400		414,900			
125	361,300	351,800		415,500			
126	362,600	352,300		416,100			
127	363,800	352,800		416,700			
128	365,100	353,300		417,300			
129	366,300	353,900		417,900			
130	367,500	354,400		418,500			
131	368,600	354,900		419,100			
132	369,800	355,300		419,700			
133	371,100	355,900		420,200			
134	372,000	356,400		420,800			
135	373,000	357,000		421,300			
136	373,900	357,600		421,900			
137	374,900	358,000		422,500			
138	375,700	358,600					
139	376,600	359,200					
140	377,500	359,800					
141	378,500	360,300					
142	379,300	360,900					
143	380,200	361,400					
144	381,100	362,000					
145	382,100	362,400					
146	382,900						

	147	383,700						
	148	384,400						
	149	385,300						
	150	386,100						
	151	386,900						
	152	387,700						
	153	388,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		219,800	252,300	259,800	279,700	294,900	320,800	362,800

備考 この表は、看護師等で規則で定めるものに適用する。

(草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円

第5条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「第9条」を「第8条」に、「、第14条から第15条の2まで及び第19条」を「及び第14条から第15条の2まで」に改め、同条第2項中「第2条第1項及び第18条第2項」を「第18条第2項及び第19条第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第6条第1項中「。以下「水道事業給与条例」という。」を削り、「、第9条から第11条まで及び第14条」を「及び第9条から第11条まで」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項中「。以下「病院事業給与条例」という。」を削り、「、第11条から第13条まで及び第16条」を「及び第11条から第13条まで」に改め、同条第2項を削る。

(草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第13号」の次に「。次項において「任期付職員条例」という。」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。）があった場合における会計年度任用職員に対する同項の給料表の適用は、給与条例及び任期付職員条例の適用を受ける職員の例による。

第4条第2項中「380,900円」を「386,000円」に改める。

第17条中「次条の給与」を「次条及び第18条の2に規定する給与」に改める。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第18条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第19条第2項中「18,200円」を「18,400円」に改める。

第32条中「次条の給与」を「次条及び第33条の2に規定する給与」に改める。

第33条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第33条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第6条 草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第18条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第33条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第33条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和37年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「及び住居手当」を削る。

第4条の2ただし書中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第5条において「会計年度任用職員」という。)にあつては期末手当に限る。)」を削る。

第5条中「現業職員で」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2第2号中「前号に掲げる日以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(前号に含まれる時間を除く。)」に改める。

第18条中「、第6条及び第6条の3」を「及び第6条」に改める。

(草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条の2第2号中「前号に掲げる日以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（前号に含まれる時間を除く。）」に改める。

第21条中「、第6条及び第8条」を「及び第6条」に改める。

（草加市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第10条 草加市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第21条中「第7条の2から第9条まで、第9条の2第3項、第9条の4」を「第7条の2、第8条並びに第9条の2第3項」に改める。

附則第25条中「、第6条及び第6条の3」を「及び第6条」に改める。

附則第26条中「、第6条及び第8条」を「及び第6条」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第10条までの規定並びに附則第4条から第6条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この条及び次条において「第1条改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この条及び次条において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定、第5条の規定による改正後の草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この条及び次条において「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。）第3条第3項の規定は令和6年4月1日から、第1条改正後の給与条例第18条第2項及び第19条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定並びに改正後の会計年度任用職員給与等条例第18条第2項、第18条の2第2項、第33条第2項及び第33条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第3条 第1条改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第4条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障

害者」とあるのは

(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、を含む。)」

「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第8条の規定による改正後の草加市

水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、

同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上

とする。

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

3 切替日から令和8年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の草加市
病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、

同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上

とする。

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

(委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項
は、規則で定める。

附則別表（附則第4条関係）

号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1

10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	2	1	1	1
17	1	3	1	1	1
18	2	4	1	1	1
19	3	5	1	1	1
20	4	6	1	1	1
21	5	7	1	1	1
22	6	8	1	1	1
23	7	9	1	1	1
24	8	10	1	1	1
25	9	11	1	1	1
26	10	12	1	1	1
27	11	13	1	1	1
28	12	14	1	1	1
29	13	15	2	1	1
30	14	16	3	1	1
31	15	17	4	1	1
32	16	18	5	1	1
33	17	19	6	1	1
34	18	20	7	1	1
35	19	21	8	1	1
36	20	22	9	1	1
37	21	23	10	1	2

38	22	24	11	1	2
39	23	25	12	1	2
40	24	26	13	2	3
41	25	27	14	3	3
42	26	28	15	4	4
43	27	29	16	5	4
44	28	30	17	6	4
45	29	31	18	7	5
46	30	32	19	8	5
47	31	33	20	9	5
48	32	34	21	10	5
49	33	35	22	11	6
50	34	36	23	12	6
51	35	37	24	13	7
52	36	38	25	14	8
53	37	39	26	15	8
54	38	40	27	16	9
55	39	41	28	17	9
56	40	42	29	18	9
57	41	43	30	19	9
58	42	44	31	20	9
59	43	45	32	21	9
60	44	46	33	22	9
61	45	47	34	23	9
62	46	48	35	24	9
63	47	49	36	25	9
64	48	50	37	26	9
65	49	51	38	27	9

66	50	52	39	28	9
67	51	53	40	29	9
68	52	54	41	30	9
69	53	55	42	31	9
70	54	56	43	32	9
71	55	57	44	33	9
72	56	58	45	34	9
73	57	59	46	35	9
74	58	60	47	36	9
75	59	61	48	37	9
76	60	62	49	38	9
77	61	63	50	39	9
78	62	64	51	40	9
79	63	65	52	41	9
80	64	66	53	42	9
81	65	67	54	43	9
82	66	68	55	43	9
83	67	69	56	43	9
84	68	70	57	43	9
85	69	71	58	43	9
86	70	72	59	43	9
87	71	73	60	43	9
88	72	74	61	43	9
89	73	75	62	43	
90	74	76	63	43	
91	75	77	64	43	
92	76	78	65	43	
93	77	79	66	43	

94	78	80	67	43	
95	79	81	68	43	
96	80	82	69	43	
97	81	83	70	43	
98	82	84	71	43	
99	83	85	72	43	
100	84	86	73	43	
101	85	87	74		
102	86	88	75		
103	87	89	76		
104	88	90	77		
105	89	91	78		
106	90	92	79		
107	91	93	80		
108	92	94	81		
109	93	95	82		
110	94	96	83		
111	95	97	84		
112	96	98	85		
113	97	99			
114	98	100			
115	99	101			
116	100	102			
117	101	103			
118	102				
119	103				
120	104				
121	105				

122	106				
123	107				
124	108				
125	109				
126	110				
127	111				
128	112				
129	113				
130	114				
131	115				
132	116				
133	117				
134	118				
135	119				
136	120				
137	121				

医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	4
23	11	7	1	4
24	12	8	1	4
25	13	9	1	4
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	

37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	

65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		

93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90	86		
103	91	87		
104	92	88		
105	93	89		
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			
118	106			
119	107			
120	108			

121	109			
122	110			
123	111			
124	112			
125	113			
126	114			
127	115			
128	116			
129	117			
130	118			
131	119			
132	120			
133	121			
134	122			
135	123			
136	124			
137	125			
138	126			
139	127			
140	128			
141	129			
142	130			
143	131			
144	132			
145	133			
146	134			
147	135			
148	136			

149	137			
-----	-----	--	--	--

医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	2	1	1	1	1
6	3	2	1	1	1
7	4	3	1	1	1
8	5	4	1	1	1
9	6	5	1	1	1
10	7	6	1	1	1
11	8	7	1	1	1
12	9	8	1	1	1
13	10	9	1	1	1
14	11	10	2	1	1
15	12	11	3	1	1
16	13	12	4	1	1
17	14	13	5	1	1
18	15	14	6	2	2
19	16	15	7	3	3
20	17	16	8	4	4
21	18	17	9	5	5
22	19	18	10	6	6
23	20	19	11	7	7

24	21	20	12	8	8
25	22	21	13	9	9
26	23	22	14	10	10
27	24	23	15	11	11
28	25	24	16	12	12
29	26	25	17	13	13
30	27	26	18	14	14
31	28	27	19	15	15
32	29	28	20	16	16
33	30	29	21	17	17
34	31	30	22	18	18
35	32	31	23	19	19
36	33	32	24	20	20
37	34	33	25	21	21
38	35	34	26	22	
39	36	35	27	23	
40	37	36	28	24	
41	38	37	29	25	
42	39	38	30	26	
43	40	39	31	27	
44	41	40	32	28	
45	42	41	33	29	
46	43	42	34		
47	44	43	35		
48	45	44	36		
49	46	45	37		
50	47	46	38		
51	48	47	39		

52	49	48	40		
53	50	49	41		
54	51	50	42		
55	52	51	43		
56	53	52	44		
57	54	53	45		
58	55	54	46		
59	56	55	47		
60	57	56	48		
61	58	57	49		
62	59	58	50		
63	60	59	51		
64	61	60	52		
65	62	61	53		
66	63	62	54		
67	64	63	55		
68	65	64	56		
69	66	65	57		
70	67	66	58		
71	68	67	59		
72	69	68			
73	70	69			
74	71	70			
75	72	71			
76	73	72			
77	74	73			
78	75	74			
79	76	75			

80	77	76			
81	78	77			
82	79	78			
83	80	79			
84	81	80			
85	82	81			
86	83	82			
87	84	83			
88	85	84			
89	86	85			
90	87	86			
91	88	87			
92	89	88			
93	90	89			
94	91	90			
95	92	91			
96	93	92			
97	94	93			
98	95	94			
99	96	95			
100	97	96			
101	98	97			
102	99	98			
103	100	99			
104	101	100			
105	102	101			
106	103	102			
107	104	103			

108	105	104			
109	106	105			
110	107	106			
111	108	107			
112	109	108			
113	110	109			
114		110			
115		111			
116		112			
117		113			

医療職給料表（3）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1

15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26

43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	46
63	59	59	55	51	47
64	60	60	56	52	48
65	61	61	57	53	49
66	62	62	58	54	50
67	63	63	59	55	51
68	64	64	60	56	52
69	65	65	61	57	53
70	66	66	62	58	54

71	67	67	63	59	55
72	68	68	64		56
73	69	69	65		57
74	70	70	66		58
75	71	71	67		59
76	72	72	68		60
77	73	73	69		61
78	74	74	70		62
79	75	75	71		63
80	76	76	72		64
81	77	77	73		65
82	78	78	74		66
83	79	79	75		67
84	80	80	76		68
85	81	81	77		69
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94	90		

99	95	95	91		
100	96	96	92		
101	97	97	93		
102	98	98	94		
103	99	99	95		
104	100	100	96		
105	101	101	97		
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110	110			
115	111	111			
116	112	112			
117	113	113			
118	114	114			
119	115	115			
120	116	116			
121	117	117			
122		118			
123		119			
124		120			
125		121			
126		122			

127		123			
128		124			
129		125			
130		126			
131		127			
132		128			
133		129			
134		130			
135		131			
136		132			
137		133			
138		134			
139		135			
140		136			
141		137			

参 考 資 料

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

(職員給与に関する条例 第1条による改正)

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>⋮</p> <p>(4) 条文略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4 条文略</p> <p>⋮</p> <p>6 条文略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 条文略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>⋮</p> <p>(4) 条文略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4 条文略</p> <p>⋮</p> <p>6 条文略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 条文略</p>

2 条文略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日
現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死
亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養
手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算
した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75
を乗じて得た額の総額

3 条文略

）

5 条文略

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年 前再 任用 短時 間勤	1	162,400	236,000	250,800	257,300	281,700	300,000	325,300	359,200
	2	163,500	238,000	252,100	258,700	283,800	302,100	327,400	362,100
	3	164,700	240,000	253,800	260,000	285,900	304,600	329,400	364,900
	4	165,800	242,000	255,600	261,700	288,100	306,700	331,200	367,200
	5	166,900	243,600	257,300	263,400	290,400	309,100	332,800	370,000

2 条文略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日
現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死
亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養
手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算
した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25
を乗じて得た額の総額

3 条文略

）

5 条文略

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年 前再 任用 短時 間勤	1	183,800	256,400	268,600	273,400	296,700	313,700	336,900	367,100
	2	184,900	258,400	269,400	274,400	298,300	315,400	339,000	370,000
	3	186,100	260,400	270,700	275,700	300,300	317,500	340,600	372,800
	4	187,200	262,400	272,000	277,400	302,500	318,800	342,200	375,100
	5	188,300	263,500	273,400	279,100	304,800	321,000	343,500	377,900

務職員以外の職員	6	168,000	245,200	258,700	265,500	292,800	311,400	334,700	372,700
	7	169,100	246,400	260,000	267,500	295,100	313,900	336,400	375,000
	8	170,200	248,200	261,700	269,500	297,400	316,300	338,100	377,900
	9	171,300	249,900	263,400	271,300	299,500	318,900	339,700	380,700
	10	172,600	251,500	265,500	273,200	301,400	320,600	341,400	383,600
	11	174,000	253,100	267,500	274,900	303,500	322,400	343,300	386,400
	12	175,300	254,700	269,500	276,300	305,500	324,000	345,000	389,200
	13	176,500	256,400	271,300	277,800	307,100	325,500	347,000	391,900
	14	177,900	257,700	273,200	279,500	308,800	327,300	348,600	394,700
	15	179,300	259,200	274,900	281,300	310,600	329,000	350,300	397,300
	16	180,700	260,800	276,300	283,200	312,900	330,500	352,100	400,100
	17	182,100	262,400	277,800	284,800	315,300	331,700	353,600	403,000
	18	183,500	263,600	279,500	286,800	316,700	333,400	355,600	405,800
	19	184,900	264,900	281,300	288,700	318,200	335,000	357,700	408,700
	20	186,300	266,300	283,200	290,600	320,000	336,400	359,700	410,700
	21	187,600	267,700	284,800	292,300	321,900	337,700	361,900	413,600
	22	189,900	269,400	286,800	293,900	322,600	339,100	364,400	416,500
	23	192,100	271,200	288,700	295,300	324,100	340,300	366,300	419,300
	24	194,300	272,900	290,600	296,700	325,500	341,600	368,900	421,600
25	196,600	274,600	292,300	298,200	326,800	342,900	371,300	423,900	
26	198,300	276,800	293,900	300,200	328,400	344,100	373,700	426,400	
27	199,600	278,800	295,300	302,200	329,800	345,300	375,600	428,700	
28	201,100	281,000	296,700	304,000	331,400	346,700	378,100	431,200	
29	202,700	283,200	298,200	305,700	332,700	347,800	380,400	433,700	

務職員以外の職員	6	190,000	264,300	274,400	281,200	307,200	323,300	345,100	380,500
	7	191,600	265,300	275,700	283,200	309,500	325,800	346,500	382,600
	8	193,200	266,500	277,400	285,200	311,800	328,200	348,000	385,300
	9	194,900	267,700	279,100	287,000	313,200	330,800	349,300	387,900
	10	196,500	268,900	281,200	288,900	314,700	332,500	350,700	390,300
	11	198,200	270,400	283,200	290,600	316,400	334,300	352,200	392,700
	12	199,800	271,600	285,200	291,900	317,900	335,900	353,900	395,200
	13	201,400	272,500	287,000	293,400	319,200	337,100	355,200	397,500
	14	203,000	273,500	288,900	294,900	320,600	338,900	356,800	400,000
	15	204,600	274,800	290,600	296,300	322,100	340,200	358,200	402,600
	16	206,100	276,200	291,900	297,700	324,000	341,500	360,000	405,400
	17	207,700	277,500	293,400	298,800	326,000	342,400	361,500	408,300
	18	209,300	278,700	294,900	300,400	327,100	344,100	363,500	411,100
	19	210,900	280,000	296,300	302,000	328,300	345,400	365,600	414,000
	20	212,400	281,300	297,700	303,500	330,100	346,500	367,600	416,000
	21	213,900	282,600	298,800	304,800	331,700	347,600	369,800	418,900
	22	215,500	284,100	300,400	305,900	332,200	349,000	372,300	421,800
	23	217,100	285,500	302,000	306,900	333,500	349,900	374,200	424,600
	24	218,700	286,900	303,500	308,100	334,900	350,900	376,800	426,900
25	220,400	288,100	304,800	309,300	335,900	352,200	379,100	429,200	
26	222,100	289,800	305,900	310,900	337,200	353,000	381,300	431,700	
27	223,200	291,200	306,900	312,500	338,400	353,800	383,200	434,000	
28	224,500	293,100	308,100	314,100	340,000	355,200	385,500	436,500	
29	225,900	294,800	309,300	315,600	341,000	356,000	387,600	439,000	

30	204,200	284,800	300,200	307,600	333,700	348,900	382,900	435,600
31	205,600	286,200	302,200	309,500	335,100	350,100	385,300	438,100
32	207,000	288,100	304,000	311,300	336,500	351,400	387,800	440,700
33	208,400	289,700	305,700	313,000	337,700	352,800	390,400	443,200
34	209,700	291,400	307,600	314,900	339,000	354,500	392,800	445,800
35	211,100	293,200	309,500	316,800	340,100	356,000	395,000	448,300
36	212,400	295,100	311,300	318,700	340,900	357,800	397,400	450,900
37	213,700	296,800	313,000	320,400	342,100	359,600	399,700	453,300
38	216,500	298,500	314,900	321,300	343,200	361,000	401,900	455,600
39	219,200	300,500	316,800	322,300	344,400	362,300	403,700	457,700
40	221,700	302,400	318,700	323,200	345,400	363,900	405,800	459,800
41	224,200	304,300	320,400	324,300	346,400	365,900	407,800	461,800
42	226,400	306,200	321,300	325,900	347,600	367,800	409,700	463,700
43	228,600	308,200	322,300	327,400	348,800	369,700	411,600	465,700
44	231,100	310,000	323,200	328,400	350,300	371,700	413,600	467,100
45	232,800	311,500	324,300	330,000	351,700	373,600	415,500	468,600
46	234,500	313,300	325,900	331,400	353,500	375,500	417,100	469,700
47	235,900	315,300	327,400	332,600	355,300	377,000	418,400	470,500
48	237,500	317,200	328,400	333,900	357,200	378,900	420,100	472,300
49	238,500	319,200	330,000	335,400	359,000	380,700	421,800	474,100
50	240,300	320,100	331,400	336,700	360,500	382,300	423,200	475,800
51	241,600	321,000	332,600	337,900	361,900	384,100	424,500	477,500
52	243,000	322,000	333,900	339,200	362,800	385,700	426,000	479,100
53	244,000	323,000	335,400	340,400	364,200	387,100	427,400	480,700

30	227,100	295,500	310,900	317,200	341,800	357,100	389,600	440,900
31	228,200	296,900	312,500	318,800	343,200	358,000	391,600	443,400
32	229,300	298,400	314,100	320,400	344,200	359,000	393,800	446,000
33	230,400	299,600	315,600	321,900	345,000	360,100	396,000	448,500
34	231,500	301,000	317,200	323,500	346,300	361,700	398,000	451,100
35	232,700	302,600	318,800	325,000	347,000	363,200	400,100	453,600
36	233,800	303,900	320,400	326,600	347,800	364,800	402,500	456,200
37	235,000	305,300	321,900	328,000	349,000	366,300	404,800	458,600
38	237,800	306,800	323,500	328,900	349,900	367,400	407,000	460,900
39	240,300	308,500	325,000	329,900	351,100	368,200	408,800	463,000
40	242,600	310,200	326,600	330,500	351,800	369,800	410,900	465,100
41	244,900	311,900	328,000	331,600	352,500	371,200	412,900	467,100
42	247,000	313,200	328,900	332,900	353,700	372,700	414,800	468,900
43	249,000	314,900	329,900	334,000	354,500	374,600	416,700	470,700
44	251,100	316,300	330,500	335,000	355,600	376,600	418,700	472,100
45	252,500	317,600	331,600	336,500	356,700	378,500	420,600	473,600
46	253,700	319,200	332,900	337,900	358,200	380,300	422,200	474,700
47	254,700	320,900	334,000	338,900	359,900	381,800	423,500	475,500
48	256,000	322,400	335,000	339,800	361,800	383,700	425,200	477,300
49	256,800	324,100	336,500	340,900	363,600	385,400	426,900	479,100
50	258,000	324,700	337,900	342,200	365,100	387,000	428,300	480,800
51	258,800	325,300	338,900	343,100	366,500	388,800	429,600	482,500
52	259,800	326,300	339,800	344,100	367,400	390,400	431,100	484,100
53	260,800	327,200	340,900	345,300	368,800	391,800	432,500	485,700

54	245,600	324,000	336,700	341,500	365,300	388,200	428,800	481,800
55	246,800	324,900	337,900	342,700	366,500	389,400	430,300	482,800
56	248,000	325,800	339,200	343,800	367,400	390,700	431,800	483,900
57	249,100	326,400	340,400	344,900	368,300	391,900	433,100	485,000
58	250,200	327,300	341,500	346,000	369,200	393,000	434,100	486,100
59	251,000	328,100	342,700	347,000	370,200	394,200	435,100	487,100
60	252,000	328,900	343,800	348,100	371,100	395,500	436,000	488,200
61	252,700	329,800	344,900	348,900	372,200	396,600	436,700	489,300
62	253,700		346,000	350,100	373,200	397,400	437,600	490,400
63	254,600		347,000	350,900	374,100	398,000	438,500	491,400
64	255,400		348,100	351,900	374,900	398,900	439,400	492,500
65	256,200		348,900	352,900	375,700	399,800	440,500	493,500
66	257,200		350,100	354,100	376,500	400,700	441,300	494,500
67	258,300		350,900	355,200	377,200	401,300	442,100	495,600
68	259,300		351,900	356,200	377,800	402,000	442,900	496,700
69	260,700		352,900	357,000	378,700	402,700	443,700	497,800
70	261,900		354,100	357,900	379,600	403,400	444,500	498,800
71	263,000		355,200	358,800	380,300	404,100	445,300	499,900
72	264,100		356,200	359,800	381,000	404,800	446,100	501,000
73	265,200		357,000	361,000	381,800	405,500	446,900	502,000
74			357,900	361,700	382,500	406,200	447,700	503,000
75			358,800	362,400	383,300	406,900	448,500	504,100
76			359,800	363,100	384,000	407,500	449,300	505,200
77			361,000	363,900	384,600	408,100	450,100	506,300

54	261,800	328,100	342,200	346,100	369,800	392,900	433,900	486,800
55	262,600	329,000	343,100	347,300	371,000	394,100	435,400	487,800
56	263,500	329,900	344,100	348,300	371,900	395,400	436,900	488,900
57	264,300	330,500	345,300	349,300	372,800	396,600	438,200	490,000
58	265,200	331,400	346,100	350,400	373,700	397,700	439,200	491,100
59	265,900	332,100	347,300	351,400	374,700	398,900	440,200	492,100
60	266,800	332,900	348,300	352,500	375,600	400,200	441,100	493,200
61	267,300	333,800	349,300	353,300	376,700	401,300	441,800	494,300
62	268,200		350,400	354,500	377,700	402,100	442,600	495,400
63	269,100		351,400	355,300	378,600	402,700	443,400	496,400
64	269,800		352,500	356,300	379,400	403,600	444,200	497,500
65	270,600		353,300	357,300	380,200	404,500	445,200	498,500
66	271,300		354,500	358,500	381,000	405,400	446,000	499,500
67	272,000		355,300	359,500	381,700	406,000	446,800	500,600
68	272,600		356,300	360,500	382,300	406,700	447,600	501,700
69	273,500		357,300	361,300	383,200	407,400	448,400	502,800
70	274,300		358,500	362,200	384,100	408,000	449,200	503,800
71	275,100		359,500	363,100	384,800	408,700	450,000	504,900
72	275,800		360,500	364,100	385,500	409,400	450,800	506,000
73	276,500		361,300	365,300	386,300	410,000	451,600	507,000
74			362,200	366,000	387,000	410,600	452,400	508,000
75			363,100	366,700	387,700	411,300	453,200	509,100
76			364,100	367,400	388,300	411,900	454,000	510,200
77			365,300	368,200	388,900	412,500	454,800	511,300

78			361,700	364,700	385,300	408,600	450,800	507,200
79			362,400	365,400	386,000	409,200	451,500	508,300
80			363,100	366,000	386,600	409,800	452,200	509,400
81			363,900	366,700	387,300	410,400	452,900	510,400
82			364,700	367,500	388,000	411,000	453,600	511,500
83			365,400	368,100	388,600	411,600	454,300	512,600
84			366,000	368,900	389,400	412,200	455,000	513,700
85			366,700	369,700	390,100	412,800	455,700	514,600
86			367,500	370,300	390,700	413,400	456,400	515,700
87			368,100	370,900	391,300	414,000	457,100	516,800
88			368,900	371,700	392,000	414,700	457,800	517,900
89			369,700	372,400	392,700	415,100	458,500	
90			370,300	373,000	393,400	415,700	459,100	
91			370,900	373,700	394,100	416,400	459,700	
92			371,700	374,400	394,800	417,000	460,300	
93			372,400	375,000	395,500	417,600	460,900	
94			373,000	375,700	396,200	418,200	461,500	
95			373,700	376,400	396,900	418,800	462,100	
96			374,400	377,000	397,600	419,400	462,700	
97			375,000	377,800	398,300	420,000	463,300	
98			375,700	378,300	399,000	420,500	463,900	
99			376,400	378,900	399,700	421,000	464,500	
100			377,000	379,700	400,400	421,500	465,100	
101			377,800	380,000	401,100	422,000		

78				366,000	369,000	389,600	413,000	455,500	512,200
79				366,700	369,700	390,300	413,600	456,200	513,300
80				367,400	370,300	390,800	414,200	456,900	514,400
81				368,200	371,000	391,500	414,800	457,600	515,400
82				369,000	371,800	392,200	415,400	458,300	516,500
83				369,700	372,400	392,800	416,000	459,000	517,600
84				370,300	373,200	393,600	416,600	459,700	518,700
85				371,000	374,000	394,300	417,200	460,400	519,600
86				371,800	374,600	394,900	417,800	461,100	520,700
87				372,400	375,100	395,500	418,400	461,800	521,800
88				373,200	375,800	396,200	419,100	462,500	522,900
89				374,000	376,500	396,900	419,500	463,200	
90				374,600	377,100	397,600	420,100	463,800	
91				375,100	377,800	398,300	420,800	464,400	
92				375,800	378,500	399,000	421,400	465,000	
93				376,500	379,100	399,700	422,000	465,600	
94				377,100	379,800	400,400	422,600	466,200	
95				377,800	380,500	401,100	423,200	466,800	
96				378,500	381,100	401,800	423,800	467,400	
97				379,100	381,900	402,500	424,400	468,000	
98				379,800	382,400	403,200	424,900	468,600	
99				380,500	383,000	403,900	425,400	469,200	
100				381,100	383,800	404,600	425,900	469,800	
101				381,900	384,100	405,300	426,400		

102			378,300	380,600	401,800	422,500		
103			378,900	381,400	402,500	423,000		
104			379,700	381,900	403,200	423,500		
105			380,000	382,500	403,900	424,000		
106			380,600	383,200	404,500	424,500		
107			381,400	384,000	405,100	425,000		
108			381,900	384,900	405,700	425,500		
109				385,600	406,300	426,000		
110				386,300	406,900	426,500		
111				387,100	407,500	427,000		
112				388,000	408,100	427,500		
113				388,700	408,700			
114				389,500	409,300			
115				390,400	409,900			
116				391,100	410,500			
117				391,700	411,100			
118				392,300				
119				392,900				
120				393,500				
121				394,100				
122				394,700				
123				395,300				
124				395,900				
125				396,600				

102				382,400	384,700	406,000	426,900		
103				383,000	385,500	406,700	427,400		
104				383,800	386,000	407,400	427,900		
105				384,100	386,600	408,100	428,400		
106				384,700	387,300	408,700	428,900		
107				385,500	388,100	409,300	429,400		
108				386,000	389,000	409,900	429,900		
109					389,700	410,500	430,400		
110					390,400	411,100	430,900		
111					391,200	411,700	431,400		
112					392,100	412,300	431,900		
113					392,800	412,900			
114					393,600	413,500			
115					394,500	414,100			
116					395,200	414,700			
117					395,800	415,300			
118					396,400				
119					397,000				
120					397,600				
121					398,200				
122					398,800				
123					399,400				
124					400,000				
125					400,700				

	126				397,500				
	127				398,400				
	128				399,200				
	129				399,900				
	130				400,800				
	131				401,700				
	132				402,500				
	133				403,200				
	134				404,100				
	135				405,000				
	136				405,700				
	137				406,300				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給 料月額							
		188,700	16,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）

	126				401,600				
	127				402,500				
	128				403,300				
	129				404,000				
	130				404,900				
	131				405,800				
	132				406,600				
	133				407,300				
	134				408,200				
	135				409,100				
	136				409,800				
	137				410,400				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	265,400	352,400	422,700	502,200	613,300
2	267,900	356,100	424,900	504,700	616,400
3	270,300	359,800	427,400	507,300	619,500
4	272,700	363,600	430,400	509,700	622,600
5	274,900	366,900	433,300	512,300	625,600
6	278,300	369,900	436,100	514,600	628,000
7	281,800	373,200	439,200	517,100	630,400
8	285,200	376,400	441,400	519,500	632,800
9	289,000	379,600	444,300	521,900	635,100
10	292,500	383,200	447,100	524,200	636,600
11	296,100	386,400	449,600	526,600	638,100
12	299,600	389,900	451,700	529,000	639,600
13	303,100	393,300	454,700	531,100	641,100
14	307,000	396,900	457,500	533,500	642,200
15	310,900	400,800	459,900	535,900	643,300
16	314,500	404,100	462,800	538,100	644,400
17	318,100	407,100	465,500	540,500	645,600
18	321,600	408,900	468,200	542,600	646,600
19	325,100	411,500	470,800	544,700	647,600
20	328,600	414,500	473,400	546,700	648,600
21	332,200	417,300	475,900	549,000	649,600

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	292,100	375,100	439,500	508,600	619,700
2	294,400	378,400	441,200	511,100	622,800
3	296,700	382,100	442,800	513,600	625,900
4	298,900	385,600	445,100	516,000	629,000
5	301,100	388,400	447,400	518,600	632,000
6	304,500	391,400	449,800	520,900	634,400
7	308,000	394,700	452,000	523,400	636,800
8	311,400	397,700	453,900	525,800	639,200
9	315,000	400,800	456,400	528,200	641,500
10	318,500	403,700	459,000	530,500	643,000
11	321,900	406,500	461,000	532,900	644,500
12	325,300	409,200	463,100	535,300	646,000
13	328,700	412,000	465,500	537,400	647,500
14	332,200	414,900	467,800	539,800	648,600
15	335,600	418,400	469,600	542,100	649,700
16	339,000	420,700	472,000	544,300	650,800
17	342,400	423,500	474,300	546,700	652,000
18	345,500	425,000	476,500	548,800	653,000
19	348,600	426,900	478,800	550,800	654,000
20	351,700	429,300	480,500	552,800	655,000
21	354,900	430,800	482,700	555,100	656,000

22	335,900	419,900	478,300	551,100	650,600
23	339,300	422,300	481,000	553,300	651,600
24	342,600	424,500	483,600	555,400	652,600
25	346,000	426,700	486,300	557,400	653,600
26	349,200	429,200	488,800	559,500	
27	352,400	431,500	491,400	561,700	
28	354,600	434,200	493,900	563,800	
29	357,300	436,500	496,400	565,800	
30	359,600	438,800	498,600	567,900	
31	361,500	440,800	500,700	569,800	
32	364,200	443,100	503,100	571,900	
33	366,900	445,400	505,500	573,900	
34	369,600	447,600	507,800	576,000	
35	372,100	449,800	510,200	578,100	
36	375,000	452,000	512,300	580,200	
37	377,700	453,900	514,800	582,300	
38	379,500	456,000	516,600	584,300	
39	381,100	458,000	518,500	586,300	
40	383,300	460,200	520,500	588,300	
41	385,600	462,500	522,400	590,100	
42	387,400	464,500	524,300	591,700	
43	388,900	466,600	526,300	593,300	
44	390,700	468,500	528,400	594,900	
45	392,700	470,500	530,500	596,600	

22	358,000	432,800	485,100	557,200	657,000
23	361,100	435,100	487,600	559,400	658,000
24	364,100	436,500	489,900	561,500	659,000
25	367,200	438,700	492,400	563,500	660,000
26	370,200	440,900	494,900	565,600	
27	373,100	442,300	497,500	567,800	
28	375,100	444,400	500,000	569,900	
29	377,800	446,300	502,500	571,900	
30	380,100	448,100	504,700	574,000	
31	381,900	449,400	506,800	575,900	
32	384,200	451,400	509,200	578,000	
33	386,400	453,300	511,600	580,000	
34	388,500	455,100	513,900	582,100	
35	389,800	456,600	516,300	584,200	
36	392,100	458,500	518,400	586,300	
37	394,300	460,200	520,900	588,400	
38	395,600	462,300	522,700	590,400	
39	397,200	464,100	524,600	592,400	
40	398,700	466,000	526,500	594,400	
41	399,400	468,300	528,200	596,200	
42	400,600	470,200	530,000	597,800	
43	401,800	472,300	532,000	599,400	
44	402,600	474,100	534,100	601,000	
45	403,800	476,100	536,200	602,700	

46	394,100	472,500	532,400	597,900	
47	396,000	474,500	534,500	599,200	
48	398,200	476,500	536,600	600,500	
49	400,400	478,500	538,700	601,800	
50	402,200	480,500	540,400	603,000	
51	404,000	482,200	542,100	604,200	
52	405,800	484,000	543,800	605,400	
53	407,600	486,000	545,300	606,400	
54	408,800	487,500	546,900	607,600	
55	410,000	488,900	548,500	608,800	
56	411,200	490,400	550,100	610,000	
57	412,300	491,900	551,800	611,000	
58	413,400	493,100	553,000	612,200	
59	414,500	494,300	554,200	613,400	
60	415,600	495,500	555,400	614,600	
61	416,800	496,800	556,500	615,600	
62	417,400	497,800	557,700	616,800	
63	418,000	498,800	558,900	618,000	
64	418,600	499,800	560,100	619,200	
65	419,300	500,900	561,100	620,200	
66		501,700	562,300		
67		502,500	563,500		
68		503,300	564,700		
69		504,200	565,700		

46	404,600	478,100	538,100	604,000	
47	406,400	480,100	540,200	605,300	
48	408,600	482,100	542,300	606,600	
49	410,800	484,100	544,400	607,900	
50	412,600	486,000	546,100	609,100	
51	414,400	487,700	547,800	610,300	
52	416,200	489,400	549,500	611,500	
53	418,000	491,400	551,000	612,500	
54	419,200	492,900	552,600	613,700	
55	420,400	494,300	554,200	614,900	
56	421,600	495,800	555,800	616,100	
57	422,700	497,300	557,500	617,100	
58	423,800	498,500	558,700	618,300	
59	424,900	499,700	559,900	619,500	
60	426,000	500,900	561,100	620,700	
61	427,200	502,200	562,200	621,700	
62	427,800	503,200	563,400	622,900	
63	428,400	504,200	564,600	624,100	
64	429,000	505,200	565,800	625,300	
65	429,700	506,300	566,800	626,300	
66		507,100	568,000		
67		507,900	569,200		
68		508,700	570,400		
69		509,600	571,400		

70		505,100	566,700		
71		506,000	567,700		
72		506,900	568,700		
73		507,700	569,800		
74		508,600	570,800		
75		509,500	571,800		
76		510,400	572,800		
77		511,200	573,900		
78		512,100	574,900		
79		513,000	575,900		
80		513,900	576,900		
81		514,600	578,000		
82		515,500	579,000		
83		516,400	580,000		
84		517,300	581,000		
85		518,000	582,100		
86		518,900	583,100		
87		519,800	584,100		
88		520,700	585,100		
89		521,400	586,200		
90		522,300	587,200		
91		523,200	588,200		
92		524,100	589,200		
93		524,800	590,300		

70		510,500	572,400		
71		511,400	573,400		
72		512,300	574,400		
73		513,100	575,500		
74		514,000	576,500		
75		514,900	577,500		
76		515,800	578,500		
77		516,600	579,600		
78		517,500	580,600		
79		518,400	581,600		
80		519,300	582,600		
81		520,000	583,700		
82		520,900	584,700		
83		521,800	585,700		
84		522,700	586,700		
85		523,400	587,800		
86		524,300	588,800		
87		525,200	589,800		
88		526,100	590,800		
89		526,800	591,900		
90		527,700	592,900		
91		528,600	593,900		
92		529,500	594,900		
93		530,200	596,000		

94		525,700	591,300		
95		526,600	592,300		
96		527,500	593,300		
97		528,200	594,400		
98		529,100	595,400		
99		530,000	596,400		
100		530,900	597,400		
101		531,600	598,500		
102		532,500	599,500		
103		533,400	600,500		
104		534,300	601,500		
105		535,000	602,600		
106		535,900			
107		536,800			
108		537,700			
109		538,400			
110		539,300			
111		540,200			
112		541,100			
113		541,800			
114		542,700			
115		543,600			
116		544,500			
117		545,200			

94		531,100	597,000		
95		532,000	598,000		
96		532,900	599,000		
97		533,600	600,100		
98		534,500	601,100		
99		535,400	602,100		
100		536,300	603,100		
101		537,000	604,200		
102		537,900	605,200		
103		538,800	606,200		
104		539,700	607,200		
105		540,400	608,300		
106		541,300			
107		542,200			
108		543,100			
109		543,800			
110		544,700			
111		545,600			
112		546,500			
113		547,200			
114		548,100			
115		549,000			
116		549,900			
117		550,600			

118		546,100			
119		547,000			
120		547,900			
121		548,600			
122		549,500			
123		550,400			
124		551,300			
125		552,000			
126		552,900			
127		553,800			
128		554,700			
129		555,400			
130		556,300			
131		557,200			
132		558,100			
133		558,800			
134		559,700			
135		560,600			
136		561,500			
137		562,200			
138		563,100			
139		564,000			
140		564,900			
141		565,600			

118		551,500			
119		552,400			
120		553,300			
121		554,000			
122		554,900			
123		555,800			
124		556,700			
125		557,400			
126		558,300			
127		559,200			
128		560,100			
129		560,800			
130		561,700			
131		562,600			
132		563,500			
133		564,200			
134		565,100			
135		566,000			
136		566,900			
137		567,600			
138		568,500			
139		569,400			
140		570,300			
141		571,000			

142		566,500			
143		567,400			
144		568,300			
145		569,000			
146		569,900			
147		570,800			
148		571,700			
149		572,400			

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の	1	167,600	203,300	236,800	255,200	306,600	308,900	340,700	400,400
	2	169,000	204,900	238,300	257,200	308,300	311,000	343,400	403,000
	3	170,400	206,400	239,800	259,200	310,000	313,400	345,800	405,800
	4	171,800	207,800	241,200	260,700	312,300	315,600	348,700	408,400
	5	173,200	209,400	242,600	262,100	314,500	318,200	351,200	411,200
	6	175,000	210,600	243,400	263,400	316,400	320,600	354,000	413,900
	7	176,700	211,800	244,700	264,900	318,700	323,100	356,800	416,600
	8	178,300	213,000	245,800	266,500	321,000	325,600	359,600	419,300

142		571,900			
143		572,800			
144		573,700			
145		574,400			
146		575,300			
147		576,200			
148		577,100			
149		577,800			

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の	1	189,000	227,900	259,200	275,000	318,900	320,700	350,100	405,700
	2	191,100	229,200	260,600	277,000	320,400	322,500	352,400	408,300
	3	193,200	230,500	261,900	279,000	321,800	324,400	354,200	411,100
	4	195,300	231,800	263,100	280,200	323,800	326,300	356,700	413,700
	5	197,400	233,100	264,100	281,200	325,200	328,900	358,900	416,500
	6	199,400	234,200	264,600	281,800	326,800	331,300	361,300	419,200
	7	201,400	235,200	265,600	282,900	328,800	333,800	363,800	421,900
	8	203,200	236,200	266,600	284,200	330,700	336,300	365,900	424,600

職員	9	179,900	214,400	247,100	267,800	322,900	328,000	362,500	422,200
	10	181,600	215,900	248,600	268,500	325,000	330,400	365,300	425,100
	11	183,200	217,400	250,000	269,600	327,200	332,800	368,200	428,000
	12	185,100	218,900	251,400	270,800	329,300	335,000	371,000	430,900
	13	186,500	220,300	252,600	272,000	331,300	337,200	373,700	433,800
	14	188,300	221,800	254,200	273,300	333,600	339,300	376,300	436,800
	15	190,300	223,300	255,600	274,200	335,900	341,600	379,000	439,700
	16	192,100	224,800	257,000	275,600	337,800	343,900	381,700	442,700
	17	194,000	226,200	258,100	277,300	339,500	346,000	384,300	445,400
	18	195,200	227,500	259,500	279,200	341,600	348,300	387,200	448,400
	19	196,700	228,900	260,700	281,100	343,800	350,500	390,000	451,200
	20	198,100	230,200	261,600	282,800	346,000	352,700	392,900	454,000
	21	199,300	231,300	262,500	284,600	348,200	354,600	395,200	456,800
	22	200,900	232,400	263,700	286,300	350,300	356,800	397,900	459,600
	23	202,400	233,500	264,900	288,000	352,400	359,100	400,200	462,400
	24	203,800	234,600	266,100	289,800	354,700	361,200	402,800	465,400
	25	205,200	235,700	267,400	291,500	356,800	363,400	405,600	467,900
	26	206,200	236,900	269,200	293,400	358,400	365,800	408,200	470,800
	27	207,300	238,100	271,000	294,900	360,300	368,000	410,700	473,500
	28	208,400	239,200	272,300	296,700	362,200	370,200	413,400	475,900
	29	209,600	240,200	274,100	298,400	363,700	372,300	415,800	478,600
	30	210,700	241,500	275,900	299,900	365,600	374,600	418,400	481,200
	31	211,800	242,900	277,700	301,900	367,600	376,400	421,200	483,900
	32	212,900	244,100	279,400	303,900	369,700	378,700	423,800	486,600

職員	9	205,000	237,300	267,600	284,800	332,300	338,700	368,600	427,500
	10	206,900	238,500	268,600	285,500	334,100	341,100	371,400	430,400
	11	208,800	239,800	269,700	286,600	336,000	343,200	374,300	433,300
	12	210,900	241,100	270,200	287,800	337,400	345,200	377,100	436,200
	13	212,600	242,400	271,000	288,600	339,200	347,100	379,800	439,100
	14	214,600	243,700	272,200	289,700	341,200	349,000	382,100	442,100
	15	216,800	245,000	273,600	290,200	343,200	351,000	384,500	445,000
	16	218,900	246,200	274,300	291,100	344,800	352,900	386,900	448,000
	17	221,000	247,500	275,100	292,400	346,500	354,400	389,500	450,700
	18	222,100	248,700	276,100	293,800	348,100	356,300	392,300	453,700
	19	223,200	249,900	277,300	295,300	350,000	358,200	395,100	456,500
	20	224,300	251,100	278,200	296,700	352,000	360,000	397,900	459,300
	21	225,400	252,200	279,000	298,100	353,900	361,900	400,200	462,100
	22	226,400	253,100	280,100	299,000	355,300	363,800	402,900	464,900
	23	227,400	253,900	281,200	300,300	357,200	365,800	405,200	467,700
	24	228,400	254,700	282,200	301,800	359,400	367,300	407,800	470,700
	25	229,100	255,500	283,100	303,200	361,300	369,100	410,600	473,200
	26	230,000	256,300	284,300	304,700	362,900	371,100	413,200	476,100
	27	230,900	257,100	285,000	306,100	364,800	373,000	415,700	478,800
	28	231,800	257,900	285,900	307,600	366,600	375,100	418,400	481,200
	29	232,700	258,700	287,200	308,600	368,100	377,200	420,800	483,900
	30	233,600	259,500	288,500	309,900	370,000	379,500	423,400	486,500
	31	234,500	260,300	289,800	311,500	372,000	381,300	426,200	489,200
	32	235,400	261,100	291,200	313,100	374,100	383,500	428,800	491,900

33	214,300	245,100	281,000	305,800	371,500	380,900	426,600	489,500
34	215,600	246,400	282,300	307,500	373,200	383,100	429,000	492,200
35	216,900	247,400	283,800	309,300	374,900	385,100	431,300	495,000
36	218,100	248,600	285,600	311,200	376,600	387,200	433,500	497,800
37	219,100	249,600	287,200	313,200	378,300	388,900	435,900	501,000
38	220,100	250,700	288,700	315,200	379,700	391,300	438,100	
39	221,100	251,700	290,300	317,000	381,000	393,500	440,000	
40	222,100	252,700	292,100	318,500	382,200	395,800	441,800	
41	223,100	253,600	293,800	320,300	383,600	397,900	443,100	
42	223,900	254,400	295,500	322,100	385,000	399,800	443,800	
43	224,700	255,200	297,100	323,800	386,000	401,700	444,600	
44	225,600	256,000	299,000	325,700	386,900	403,000	445,800	
45	226,500	256,900	300,800	327,500	388,100	403,800	447,000	
46	227,400	258,100	302,500	329,300	388,800	404,600		
47	228,300	259,300	304,200	331,000	389,900	405,500		
48	229,200	260,400	305,500	332,400	391,100	406,500		
49	229,900	261,700	307,300	334,000	392,100	407,200		
50	230,800	263,000	308,900	335,500	393,200	408,200		
51	231,700	264,100	310,700	336,700	394,300	409,200		
52	232,100	265,100	312,400	338,400	395,300	410,200		
53	232,800	266,100	314,100	340,100	396,500	411,200		
54	233,500	267,200	315,800	341,500	397,400	412,200		
55	234,200	268,300	317,400	342,800	398,400	413,200		
56	234,800	269,300	318,800	344,100	399,300	414,200		

33	236,200	261,900	292,200	314,600	375,900	385,600	431,600	494,800
34	237,000	262,700	293,200	315,700	377,600	387,800	434,000	497,500
35	237,800	263,500	294,600	317,200	379,300	389,800	436,300	500,300
36	238,600	264,300	296,000	318,800	381,000	391,900	438,500	503,100
37	239,400	265,000	297,200	320,400	382,700	393,600	440,800	506,300
38	240,200	265,800	298,100	322,100	383,900	396,000	443,000	
39	241,000	266,600	299,300	323,300	385,200	398,200	444,700	
40	241,800	267,400	300,700	324,800	386,400	400,500	446,500	
41	242,500	268,200	302,100	326,400	387,800	402,600	447,800	
42	243,100	269,000	303,700	327,900	389,200	404,500	448,500	
43	243,700	269,800	304,700	328,900	390,200	406,400	449,300	
44	244,200	270,600	306,200	330,500	391,100	407,600	450,500	
45	244,700	271,400	307,800	331,800	392,300	408,400	451,700	
46	245,300	272,200	309,200	333,500	393,000	409,200		
47	245,800	273,000	310,400	335,200	394,100	410,000		
48	245,900	273,800	311,700	336,600	395,300	410,900		
49	246,600	274,500	313,300	338,100	396,300	411,600		
50	247,100	275,300	314,300	339,600	397,400	412,600		
51	247,600	276,000	315,800	340,800	398,500	413,600		
52	247,700	276,700	317,300	342,500	399,500	414,600		
53	247,900	277,400	318,500	344,200	400,700	415,600		
54	248,300	278,100	319,800	345,600	401,600	416,600		
55	248,600	278,800	321,400	346,900	402,600	417,600		
56	248,900	279,400	322,800	348,200	403,500	418,600		

57	235,400	270,200	320,100	345,300	400,100	415,200		
58	235,900	271,300	321,100	346,400	401,000	416,200		
59	236,400	272,400	322,300	347,500	401,900	417,200		
60	237,000	273,200	323,800	348,500	402,800	418,200		
61	237,500	274,100	325,300	349,400	403,400	419,100		
62	238,000	275,100	326,700	350,300	404,300	419,900		
63	238,600	276,000	327,900	351,200	405,200	420,700		
64	239,100	276,800	329,100	352,400	406,100	421,500		
65	239,700	277,600	330,300	353,400	406,900	422,300		
66	240,200	278,600	331,100	354,300	407,700	423,100		
67	240,800	279,500	332,000	355,200	408,600	423,900		
68	241,200	280,400	332,600	356,000	409,400	424,700		
69	241,700	281,200	333,300	356,700	410,100	425,400		
70	242,100	282,300	334,300	357,600	411,000	426,100		
71	242,600	283,400	335,200	358,500	411,800	426,800		
72	243,100	284,300	336,200	359,400	412,700			
73	243,700	284,800	337,200	360,200	413,400			
74	244,200	285,300	338,100	360,900	414,300			
75	244,700	286,000	339,000	361,700	415,200			
76	244,900	286,800	339,900	362,500	416,000			
77	245,200	287,600	340,500	363,300	416,600			
78	245,500	288,200	341,200	364,000				
79	245,700	288,700	341,900	364,700				
80	246,000	289,100	342,600	365,300				

57	249,200	280,300	324,000	349,400	404,300	419,600		
58	249,500	281,000	325,000	350,300	405,200	420,600		
59	249,800	281,700	326,200	351,400	406,100	421,600		
60	250,100	282,200	327,700	352,400	407,000	422,600		
61	250,400	282,900	329,200	353,200	407,600	423,500		
62	250,700	283,600	330,600	354,100	408,500	424,300		
63	251,000	284,300	331,800	355,000	409,400	425,100		
64	251,300	284,800	332,800	356,200	410,300	425,900		
65	251,700	285,400	334,000	357,200	411,100	426,700		
66	251,900	286,100	334,800	358,100	411,900	427,500		
67	252,300	286,800	335,600	359,000	412,800	428,300		
68	252,500	287,400	336,200	359,800	413,600	429,100		
69	252,800	287,900	336,900	360,500	414,300	429,800		
70	253,100	288,700	337,900	361,400	415,200	430,500		
71	253,300	289,400	338,800	362,300	416,000	431,200		
72	253,500	289,900	339,800	363,200	416,900			
73	253,900	290,400	340,800	364,000	417,600			
74	254,200	290,800	341,700	364,700	418,500			
75	254,400	291,500	342,600	365,500	419,400			
76	254,500	291,900	343,500	366,300	420,200			
77	254,800	292,000	344,100	367,100	420,800			
78	255,100	292,300	344,800	367,800				
79	255,300	292,600	345,500	368,500				
80	255,600	292,800	346,200	369,100				

81	246,400	289,800	343,200	366,000				
82	246,700	290,300	343,900	366,700				
83	246,900	290,500	344,600	367,400				
84	247,000	290,900	345,200	368,100				
85	247,500	291,300	345,700	368,700				
86		291,700	346,300	369,300				
87		291,900	346,900	369,900				
88		292,200	347,500	370,400				
89		292,700	348,000	370,900				
90		293,000	348,600	371,500				
91		293,500	349,200	372,100				
92		293,800	349,800	372,700				
93		294,000	350,200	373,300				
94		294,400	350,600	373,900				
95		294,700	351,100	374,500				
96		294,900	351,600	375,100				
97		295,400	352,100	375,700				
98		295,900	352,600	376,300				
99		296,400	353,100	377,000				
100		296,900	353,600	377,700				
101		297,300	354,200	378,200				
102		297,700	354,700	378,900				
103		298,100	355,200	379,600				
104		298,500	355,600	380,300				

81	256,000	293,300	346,800	369,800				
82	256,300	293,700	347,500	370,500				
83	256,500	293,900	348,200	371,200				
84	256,600	294,300	348,800	371,900				
85	257,100	294,700	349,300	372,500				
86		295,100	349,900	373,100				
87		295,300	350,500	373,700				
88		295,600	351,100	374,200				
89		296,100	351,600	374,700				
90		296,400	352,200	375,300				
91		296,900	352,800	375,900				
92		297,200	353,400	376,500				
93		297,400	353,800	377,100				
94		297,800	354,200	377,700				
95		298,100	354,700	378,300				
96		298,300	355,200	378,900				
97		298,800	355,700	379,500				
98		299,300	356,200	380,100				
99		299,800	356,700	380,800				
100		300,300	357,200	381,500				
101		300,700	357,800	382,000				
102		301,100	358,300	382,700				
103		301,500	358,800	383,400				
104		301,900	359,200	384,100				

	105		299,000	356,200	380,700				
	106			356,800	381,400				
	107			357,400	382,100				
	108			358,000	382,800				
	109			358,400	383,300				
	110			359,000	384,000				
	111			359,600	384,700				
	112			360,200	385,400				
	113			360,500	385,800				
	114				386,500				
	115				387,200				
	116				387,900				
	117				388,400				
定年前再任用短時間勤務員		基準給料月額							
		188,700	216,200	248,500	256,200	275,600	290,800	316,300	358,200

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

	105		302,400	359,800	384,500				
	106			360,400	385,200				
	107			361,000	385,900				
	108			361,600	386,600				
	109			362,000	387,100				
	110			362,600	387,800				
	111			363,200	388,500				
	112			363,800	389,200				
	113			364,100	389,600				
	114				390,300				
	115				391,000				
	116				391,700				
	117				392,200				
定年前再任用短時間勤務員		基準給料月額							
		192,000	219,500	252,100	260,000	279,800	295,300	321,100	363,700

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 (円)						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	184,000	211,600	247,400	263,200	282,700	312,400	340,800
	2	185,400	213,500	249,100	264,500	284,500	314,700	343,700
	3	186,900	215,500	250,800	265,900	286,200	316,700	346,300
	4	188,300	217,400	252,500	267,500	288,300	318,800	349,100
	5	189,800	219,400	254,300	268,800	290,400	320,700	351,800
	6	191,300	221,200	255,900	270,400	292,500	322,900	354,600
	7	192,800	223,000	257,600	272,000	294,600	325,300	357,500
	8	194,300	224,700	259,200	273,300	296,200	327,800	360,200
	9	195,500	226,400	259,900	274,300	298,000	330,300	362,900
	10	197,200	227,800	260,900	275,400	299,700	332,800	365,700
	11	198,800	229,100	261,800	276,300	301,300	335,200	368,500
	12	200,300	230,000	262,800	277,600	303,100	337,600	371,400
	13	201,700	231,500	263,700	278,900	304,700	339,800	374,100
	14	204,000	232,500	264,300	279,600	306,500	342,000	376,800
	15	206,400	233,500	265,500	280,800	308,200	344,500	379,600
	16	208,700	234,400	266,800	282,000	309,700	346,800	382,500
	17	211,000	235,500	267,600	283,000	311,100	348,700	385,300
	18	213,000	236,900	268,400	283,900	312,700	351,000	387,900
	19	215,100	238,300	269,500	284,800	314,700	353,200	390,600
	20	217,100	239,400	270,600	286,000	316,500	355,500	393,200

医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 (円)						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	208,200	240,600	277,600	284,700	300,200	324,300	349,000
	2	210,100	242,800	278,700	285,500	301,400	325,800	351,500
	3	211,900	245,000	279,800	286,600	302,700	327,400	353,800
	4	213,600	247,200	280,800	287,800	304,800	329,100	356,200
	5	215,300	249,400	281,800	289,100	306,900	330,300	358,600
	6	217,200	250,400	282,300	290,700	309,000	332,300	360,900
	7	219,000	251,300	282,800	292,300	311,100	334,700	363,300
	8	220,700	252,200	283,300	293,600	312,400	337,200	365,400
	9	222,400	253,100	283,800	294,400	313,800	339,700	367,800
	10	224,400	254,300	284,300	295,200	315,000	342,200	370,600
	11	226,300	255,400	284,800	295,800	316,400	344,300	373,400
	12	228,200	256,300	285,300	297,000	317,100	346,400	376,300
	13	230,100	257,100	285,800	297,500	318,200	348,300	379,000
	14	232,400	257,800	286,300	298,200	319,500	350,200	381,700
	15	234,700	258,500	286,800	299,100	320,800	352,300	384,500
	16	237,000	259,400	287,300	299,900	322,100	354,300	387,400
	17	239,300	260,500	287,800	300,200	323,200	355,800	390,200
	18	241,300	261,600	288,300	300,800	324,600	357,800	392,800
	19	243,400	262,700	288,800	301,300	325,800	359,800	395,500
	20	245,400	263,800	289,300	302,000	327,200	361,800	398,100

21	219,000	240,500	271,300	287,500	318,100	357,700	395,700
22	220,800	242,100	272,000	288,900	320,000	360,000	398,400
23	222,600	243,800	272,900	290,200	321,900	362,200	401,200
24	223,700	245,200	273,900	291,800	323,500	364,400	403,500
25	226,000	246,400	274,900	293,400	325,100	366,600	406,400
26	227,200	247,700	275,800	295,000	327,100	369,000	409,100
27	228,200	249,100	276,700	296,500	329,000	371,200	411,600
28	229,100	250,400	277,600	297,900	330,700	373,100	414,400
29	230,100	251,800	278,700	299,400	332,500	375,200	417,300
30	231,000	253,200	280,300	300,800	334,200	377,400	419,800
31	232,300	253,600	281,600	302,400	335,500	379,700	422,600
32	233,700	254,800	283,000	304,000	337,200	381,600	425,300
33	234,900	256,200	284,700	305,400	338,900	383,900	427,900
34	235,900	257,000	286,100	306,900	340,600	386,100	430,400
35	237,200	257,900	287,600	308,700	342,400	388,400	433,000
36	238,500	259,200	289,100	310,500	344,200	390,700	435,100
37	239,700	260,300	290,500	312,100	345,900	392,800	437,700
38	241,000	261,200	291,700	313,600	347,700	395,300	440,300
39	242,300	262,300	292,900	315,300	349,600	397,700	442,700
40	243,600	263,100	294,400	317,000	351,300	400,100	445,100
41	244,500	264,000	295,800	319,000	352,700	402,200	447,000
42	245,700	265,000	297,400	320,600	354,400	404,400	449,000
43	246,800	265,900	299,100	321,800	356,000	406,700	450,800
44	247,800	266,500	300,500	323,500	357,700	408,800	452,700

21	246,800	264,900	289,800	303,200	328,400	363,500	400,600
22	248,100	266,000	290,300	303,900	330,000	365,500	403,300
23	249,300	267,100	290,800	304,600	331,500	367,100	406,100
24	250,200	268,200	291,300	305,700	332,500	369,200	408,400
25	252,100	269,200	291,800	307,000	333,900	371,400	411,300
26	253,000	270,300	292,300	308,300	335,500	373,700	414,000
27	253,700	271,400	292,800	309,000	337,100	375,900	416,500
28	254,600	272,400	293,300	309,900	338,300	377,800	419,300
29	255,500	273,400	293,800	310,900	339,800	379,900	422,200
30	256,400	274,100	294,400	312,100	341,200	382,100	424,700
31	257,400	274,800	295,200	313,300	342,500	384,400	427,500
32	258,400	275,500	296,000	314,500	343,900	386,300	430,200
33	259,000	276,200	296,700	315,200	344,900	388,600	432,800
34	259,700	276,800	297,500	316,400	346,200	390,800	435,300
35	260,600	277,300	298,300	317,900	347,800	393,100	437,900
36	261,500	277,800	299,100	319,400	349,400	395,400	440,000
37	262,300	278,300	299,800	320,600	350,900	397,500	442,600
38	263,600	278,900	300,700	321,800	352,300	400,000	445,200
39	264,800	279,400	301,600	323,200	354,100	402,400	447,600
40	265,700	280,000	302,800	324,500	355,800	404,800	450,000
41	266,400	280,600	304,000	326,300	357,200	406,900	451,900
42	267,300	281,300	305,200	327,400	358,900	409,100	453,900
43	268,200	281,900	306,500	328,600	360,400	411,400	455,700
44	269,000	282,300	307,500	330,000	362,100	413,500	457,600

45	248,900	267,300	302,000	325,200	359,200	410,700	454,400
46	250,100	268,200	303,700	326,800	360,700	412,500	456,000
47	251,200	269,400	305,200	328,500	362,500	414,200	457,800
48	252,400	270,500	306,800	330,300	364,200	415,300	459,700
49	253,800	271,800	308,700	331,900	365,900	416,900	461,300
50	254,500	273,000	310,200	333,400	367,600	418,700	463,000
51	255,800	274,300	311,300	335,000	369,400	419,900	464,900
52	256,900	275,500	313,000	336,500	371,000	421,600	466,800
53	257,600	276,800	314,400	338,000	372,900	423,300	468,800
54	258,700	278,400	316,000	339,400	374,500	424,500	470,600
55	259,700	279,600	317,700	340,900	376,300	426,200	472,500
56	260,300	280,900	319,300	342,400	378,000	427,800	474,300
57	261,100	282,300	320,900	343,600	379,700	428,700	476,300
58	262,000	283,700	322,500	345,100	381,300	429,700	478,000
59	262,700	284,900	323,900	346,600	382,800	430,800	479,800
60	263,400	286,400	325,300	348,200	384,400	431,800	481,500
61	264,500	287,500	326,500	349,700	385,800	432,900	483,100
62	265,700	289,000	328,000	351,200	387,200	433,800	484,200
63	267,200	290,700	329,400	352,800	388,500	434,700	485,300
64	268,400	292,300	330,300	354,200	389,700	435,600	486,500
65	269,900	293,400	331,700	355,700	390,700	436,400	487,600
66	271,000	295,000	333,100	357,300	391,800	437,200	488,700
67	272,300	296,500	334,500	358,600	392,900	438,000	489,700
68	273,600	298,000	335,900	360,200	394,000	438,700	490,800

45	269,500	282,900	308,600	331,400	363,600	415,400	459,300
46	270,300	283,600	310,000	332,400	365,100	417,200	460,900
47	270,800	284,600	311,200	333,800	366,900	418,900	462,700
48	271,600	285,500	312,500	335,300	368,600	420,000	464,600
49	272,200	286,600	314,200	336,500	370,300	421,600	466,200
50	272,600	287,500	315,500	338,000	372,000	423,400	467,900
51	273,400	288,600	316,400	339,500	373,800	424,600	469,800
52	273,900	289,400	317,700	340,900	375,400	426,300	471,700
53	274,300	290,300	318,600	342,300	377,300	428,000	473,700
54	275,100	291,300	319,900	343,600	378,900	429,200	475,500
55	275,500	291,900	321,300	345,100	380,700	430,900	477,400
56	275,900	292,500	322,700	346,600	382,400	432,400	479,200
57	276,400	293,200	324,300	347,800	384,100	433,300	481,200
58	277,100	294,000	325,700	349,300	385,600	434,300	482,900
59	277,400	294,700	326,900	350,800	387,000	435,400	484,700
60	278,000	295,600	327,800	352,400	388,600	436,400	486,400
61	278,800	296,200	328,800	353,900	390,000	437,500	488,000
62	279,600	297,400	330,000	355,400	391,400	438,400	489,100
63	279,800	298,900	331,200	357,000	392,700	439,300	490,200
64	280,600	300,200	331,800	358,400	393,900	440,200	491,400
65	281,600	301,100	332,900	359,900	394,900	441,000	492,500
66	282,000	302,400	334,200	361,500	396,000	441,800	493,600
67	283,000	303,500	335,600	362,800	397,100	442,600	494,600
68	283,600	304,800	337,000	364,400	398,200	443,300	495,700

69	274,800	299,500	337,200	361,400	395,400	439,400	491,700
70	276,100	301,100	338,700	362,700	396,600	440,000	492,700
71	277,400	302,400	340,100	364,000	397,700	440,600	493,600
72	278,400	303,700	341,600	365,300	398,900		494,600
73	279,600	305,300	342,800	366,600	400,000		495,400
74	281,200	306,800	344,200	367,700	401,000		496,400
75	282,800	308,500	345,600	368,700	401,900		497,300
76	284,500	310,200	347,000	370,100	402,900		498,300
77	286,200	311,600	348,300	371,400	404,000		499,100
78	287,300	313,100	349,400	372,600	405,100		500,100
79	288,900	314,600	350,700	373,900	406,100		501,100
80	290,800	315,900	351,900	375,200	407,200		502,000
81	292,500	317,100	353,200	376,500	408,100		502,800
82	294,000	318,300	354,400	377,700	409,100		503,800
83	295,200	319,200	355,400	378,900	410,000		504,800
84	296,600	320,400	356,600	380,100	411,000		505,600
85	298,300	321,600	357,900	381,300	411,800		506,400
86	299,700	323,000	359,200	382,300	412,600		
87	301,400	324,400	360,400	383,300	413,400		
88	302,900	325,600	361,700	384,300	414,100		
89	304,600	326,800	362,900	385,200	414,900		
90	306,100	327,900	364,000	385,900	415,500		
91	307,700	329,000	365,200	386,700	416,100		
92	309,400	330,000	366,400	387,500	416,700		

69	284,400	306,100	338,300	365,600	399,600	444,000	496,600
70	285,200	307,200	339,800	366,800	400,800	444,600	497,600
71	286,100	308,100	341,200	368,100	401,900	445,200	498,500
72	286,900	309,100	342,700	369,300	403,100		499,500
73	287,600	310,600	343,900	370,600	404,200		500,300
74	288,600	311,700	345,300	371,700	405,200		501,300
75	289,600	313,100	346,700	372,700	406,100		502,200
76	290,900	314,500	348,100	374,100	407,100		503,200
77	292,000	315,400	349,400	375,400	408,200		504,000
78	293,000	316,700	350,500	376,600	409,300		505,000
79	294,100	318,000	351,800	377,900	410,300		506,000
80	295,100	319,000	353,000	379,200	411,400		506,900
81	296,200	320,200	354,300	380,500	412,300		507,700
82	297,600	321,100	355,500	381,700	413,300		508,700
83	298,800	321,800	356,500	382,900	414,200		509,700
84	300,200	322,700	357,700	384,100	415,200		510,500
85	301,800	323,600	359,000	385,300	416,000		511,300
86	303,200	324,800	360,300	386,300	416,800		
87	304,800	326,000	361,500	387,300	417,600		
88	306,200	327,100	362,800	388,300	418,300		
89	307,900	328,100	364,000	389,200	419,100		
90	309,400	329,100	365,100	389,900	419,700		
91	311,000	330,000	366,300	390,700	420,300		
92	312,700	330,900	367,500	391,500	420,900		

93	311,000	330,900	367,700	388,400	417,400		
94	312,500	331,700	368,600	389,200	417,900		
95	314,200	332,700	369,600	390,000	418,400		
96	315,800	333,700	370,500	390,700	419,000		
97	317,600	334,600	371,500	391,400	419,700		
98	319,200	335,300	372,200	392,200	420,300		
99	320,600	336,100	373,000	393,000	420,900		
100	322,200	336,900	373,800	393,800	421,400		
101	323,800	337,800	374,700	394,600	422,100		
102	325,300	338,600	375,400	395,300	422,700		
103	326,900	339,400	376,200	395,900	423,300		
104	328,500	340,100	377,000	396,600	423,900		
105	329,900	340,700	377,600	397,400	424,600		
106	331,300	341,400	378,300	398,000			
107	332,800	342,100	379,000	398,600			
108	334,300	342,800	379,700	399,200			
109	335,600	343,400	380,400	399,800			
110	337,100	343,900	381,000	400,400			
111	338,600	344,400	381,700	400,900			
112	340,100	344,900	382,400	401,500			
113	341,400	345,400	383,100	402,100			
114	342,900	345,900	383,800	402,700			
115	344,400	346,400	384,500	403,300			
116	345,800	346,900	385,200	403,900			

93	314,300	331,800	368,800	392,400	421,600		
94	315,800	332,600	369,700	393,200	422,100		
95	317,500	333,600	370,600	394,000	422,600		
96	319,100	334,600	371,500	394,700	423,200		
97	320,900	335,500	372,500	395,400	423,900		
98	322,500	336,200	373,200	396,200	424,500		
99	323,900	337,000	374,000	397,000	425,100		
100	325,500	337,800	374,800	397,800	425,600		
101	327,100	338,700	375,700	398,600	426,300		
102	328,600	339,500	376,400	399,300	426,900		
103	330,200	340,300	377,200	399,900	427,500		
104	331,800	341,000	378,000	400,600	428,100		
105	333,200	341,600	378,600	401,400	428,800		
106	334,600	342,300	379,300	402,000			
107	336,100	343,000	380,000	402,600			
108	337,600	343,700	380,700	403,200			
109	338,900	344,300	381,300	403,800			
110	340,400	344,800	381,900	404,400			
111	341,900	345,300	382,600	404,900			
112	343,400	345,800	383,300	405,500			
113	344,700	346,300	384,000	406,100			
114	346,200	346,800	384,700	406,700			
115	347,700	347,200	385,400	407,300			
116	349,100	347,700	386,100	407,900			

117	347,100	347,400	385,700	404,500			
118	348,500	347,900	386,300	405,100			
119	349,900	348,400	386,900	405,600			
120	351,200	348,900	387,500	406,200			
121	352,700	349,300	388,000	406,800			
122	354,100	349,800		407,400			
123	355,300	350,200		408,000			
124	356,700	350,700		408,600			
125	358,000	351,100		409,200			
126	359,300	351,600		409,800			
127	360,500	352,100		410,400			
128	361,800	352,600		410,900			
129	363,000	353,200		411,500			
130	364,200	353,700		412,100			
131	365,300	354,200		412,700			
132	366,500	354,600		413,300			
133	367,800	355,200		413,900			
134	368,700	355,700		414,500			
135	369,700	356,300		415,100			
136	370,600	356,900		415,700			
137	371,600	357,300		416,200			
138	372,400	357,900		416,800			
139	373,300	358,500		417,300			
140	374,200	359,100		417,900			

117	350,400	348,200	386,600	408,500			
118	351,800	348,700	387,200	409,100			
119	353,200	349,100	387,800	409,600			
120	354,500	349,600	388,400	410,200			
121	356,000	350,000	388,900	410,800			
122	357,400	350,500		411,400			
123	358,600	350,900		412,000			
124	360,000	351,400		412,600			
125	361,300	351,800		413,200			
126	362,600	352,300		413,800			
127	363,800	352,800		414,400			
128	365,100	353,300		414,900			
129	366,300	353,900		415,500			
130	367,500	354,400		416,100			
131	368,600	354,900		416,700			
132	369,800	355,300		417,300			
133	371,100	355,900		417,900			
134	372,000	356,400		418,500			
135	373,000	357,000		419,100			
136	373,900	357,600		419,700			
137	374,900	358,000		420,200			
138	375,700	358,600		420,800			
139	376,600	359,200		421,300			
140	377,500	359,800		421,900			

	141	375,200	359,600		418,500			
	142	376,000	360,200					
	143	376,900	360,700					
	144	377,800	361,300					
	145	378,800	361,700					
	146	379,600						
	147	380,400						
	148	381,100						
	149	382,000						
	150	382,800						
	151	383,600						
	152	384,400						
	153	385,100						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		216,200	248,500	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、看護師等で規則で定めるものに適用する。

	141	378,500	360,300		422,500			
	142	379,300	360,900					
	143	380,200	361,400					
	144	381,100	362,000					
	145	382,100	362,400					
	146	382,900						
	147	383,700						
	148	384,400						
	149	385,300						
	150	386,100						
	151	386,900						
	152	387,700						
	153	388,400						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		219,800	252,300	259,800	279,700	294,900	320,800	362,800

備考 この表は、看護師等で規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例 第2条による改正)

旧	新
---	---

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 条文略

2 条文略

〈 〉

5 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

6 条文略

〈 〉

9 条文略

(扶養手当)

第8条 条文略

2 条文略

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 条文略

〈 〉

(6) 条文略

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 条文略

2 条文略

〈 〉

5 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員 零

6 条文略

〈 〉

9 条文略

(扶養手当)

第8条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

〈 〉

(5) 条文略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至っ

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

た場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 条文略

(1) 条文略

(2) 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間における勤務

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 条文略

(1) 条文略

(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間における

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる勤務をした場合 当該勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 条文略

3 条文略

（期末手当）

第18条 条文略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 条文略

）

(4) 条文略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 条文略

）

勤務

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる勤務をした場合 当該勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で規則で定める額

(2) 条文略

3 条文略

（期末手当）

第18条 条文略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 条文略

）

(4) 条文略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 条文略

）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,800	256,400	268,600	273,400	296,700	313,700	336,900	367,100
	2	184,900	258,400	269,400	274,400	298,300	315,400	339,000	370,000
	3	186,100	260,400	270,700	275,700	300,300	317,500	340,600	372,800
	4	187,200	262,400	272,000	277,400	302,500	318,800	342,200	375,100
	5	188,300	263,500	273,400	279,100	304,800	321,000	343,500	377,900
	6	190,000	264,300	274,400	281,200	307,200	323,300	345,100	380,500
	7	191,600	265,300	275,700	283,200	309,500	325,800	346,500	382,600
	8	193,200	266,500	277,400	285,200	311,800	328,200	348,000	385,300
	9	194,900	267,700	279,100	287,000	313,200	330,800	349,300	387,900
	10	196,500	268,900	281,200	288,900	314,700	332,500	350,700	390,300
	11	198,200	270,400	283,200	290,600	316,400	334,300	352,200	392,700
	12	199,800	271,600	285,200	291,900	317,900	335,900	353,900	395,200
	13	201,400	272,500	287,000	293,400	319,200	337,100	355,200	397,500
	14	203,000	273,500	288,900	294,900	320,600	338,900	356,800	400,000
	15	204,600	274,800	290,600	296,300	322,100	340,200	358,200	402,600
	16	206,100	276,200	291,900	297,700	324,000	341,500	360,000	405,400
	17	207,700	277,500	293,400	298,800	326,000	342,400	361,500	408,300
	18	209,300	278,700	294,900	300,400	327,100	344,100	363,500	411,100
	19	210,900	280,000	296,300	302,000	328,300	345,400	365,600	414,000
	20	212,400	281,300	297,700	303,500	330,100	346,500	367,600	416,000
	21	213,900	282,600	298,800	304,800	331,700	347,600	369,800	418,900
	22	215,500	284,100	300,400	305,900	332,200	349,000	372,300	421,800
	23	217,100	285,500	302,000	306,900	333,500	349,900	374,200	424,600
	24	218,700	286,900	303,500	308,100	334,900	350,900	376,800	426,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,800	256,400	268,600	298,800	322,100	355,200	408,800	458,300
	2	184,900	258,400	269,400	300,400	324,000	356,000	410,900	463,800
	3	186,100	260,400	270,700	302,000	326,000	357,100	412,900	468,800
	4	187,200	262,400	272,000	303,500	327,100	358,000	414,800	473,500
	5	188,300	263,500	273,400	304,800	328,300	359,000	416,700	477,500
	6	190,000	264,300	274,400	305,900	330,100	360,100	418,700	481,000
	7	191,600	265,300	275,700	306,900	331,700	361,700	420,600	484,000
	8	193,200	266,500	277,400	308,100	332,200	363,200	422,200	486,500
	9	194,900	267,700	279,100	309,300	333,500	364,800	423,500	488,500
	10	196,500	268,900	281,200	310,900	334,900	366,300	425,200	
	11	198,200	270,400	283,200	312,500	335,900	367,400	426,900	
	12	199,800	271,600	285,200	314,100	337,200	368,200	428,300	
	13	201,400	272,500	287,000	315,600	338,400	369,800	429,600	
	14	203,000	273,500	288,900	317,200	340,000	371,200	431,100	
	15	204,600	274,800	290,600	318,800	341,000	372,700	432,500	
	16	206,100	276,200	291,900	320,400	341,800	374,600	433,900	
	17	207,700	277,500	293,400	321,900	343,200	376,600	435,400	
	18	209,300	278,700	294,900	323,500	344,200	378,500	436,900	
	19	210,900	280,000	296,300	325,000	345,000	380,300	438,200	
	20	212,400	281,300	297,700	326,600	346,300	381,800	439,200	
	21	213,900	282,600	298,800	328,000	347,000	383,700	440,200	
	22	215,500	284,100	300,400	328,900	347,800	385,400	441,100	
	23	217,100	285,500	302,000	329,900	349,000	387,000	441,800	
	24	218,700	286,900	303,500	330,500	349,900	388,800	442,600	

25	220,400	288,100	304,800	309,300	335,900	352,200	379,100	429,200
26	222,100	289,800	305,900	310,900	337,200	353,000	381,300	431,700
27	223,200	291,200	306,900	312,500	338,400	353,800	383,200	434,000
28	224,500	293,100	308,100	314,100	340,000	355,200	385,500	436,500
29	225,900	294,800	309,300	315,600	341,000	356,000	387,600	439,000
30	227,100	295,500	310,900	317,200	341,800	357,100	389,600	440,900
31	228,200	296,900	312,500	318,800	343,200	358,000	391,600	443,400
32	229,300	298,400	314,100	320,400	344,200	359,000	393,800	446,000
33	230,400	299,600	315,600	321,900	345,000	360,100	396,000	448,500
34	231,500	301,000	317,200	323,500	346,300	361,700	398,000	451,100
35	232,700	302,600	318,800	325,000	347,000	363,200	400,100	453,600
36	233,800	303,900	320,400	326,600	347,800	364,800	402,500	456,200
37	235,000	305,300	321,900	328,000	349,000	366,300	404,800	458,600
38	237,800	306,800	323,500	328,900	349,900	367,400	407,000	460,900
39	240,300	308,500	325,000	329,900	351,100	368,200	408,800	463,000
40	242,600	310,200	326,600	330,500	351,800	369,800	410,900	465,100
41	244,900	311,900	328,000	331,600	352,500	371,200	412,900	467,100
42	247,000	313,200	328,900	332,900	353,700	372,700	414,800	468,900
43	249,000	314,900	329,900	334,000	354,500	374,600	416,700	470,700
44	251,100	316,300	330,500	335,000	355,600	376,600	418,700	472,100
45	252,500	317,600	331,600	336,500	356,700	378,500	420,600	473,600
46	253,700	319,200	332,900	337,900	358,200	380,300	422,200	474,700
47	254,700	320,900	334,000	338,900	359,900	381,800	423,500	475,500
48	256,000	322,400	335,000	339,800	361,800	383,700	425,200	477,300

25	220,400	288,100	304,800	331,600	351,100	390,400	443,400	
26	222,100	289,800	305,900	332,900	351,800	391,800	444,200	
27	223,200	291,200	306,900	334,000	352,500	392,900	445,200	
28	224,500	293,100	308,100	335,000	353,700	394,100	446,000	
29	225,900	294,800	309,300	336,500	354,500	395,400	446,800	
30	227,100	295,500	310,900	337,900	355,600	396,600	447,600	
31	228,200	296,900	312,500	338,900	356,700	397,700	448,400	
32	229,300	298,400	314,100	339,800	358,200	398,900	449,200	
33	230,400	299,600	315,600	340,900	359,900	400,200	450,000	
34	231,500	301,000	317,200	342,200	361,800	401,300	450,800	
35	232,700	302,600	318,800	343,100	363,600	402,100	451,600	
36	233,800	303,900	320,400	344,100	365,100	402,700	452,400	
37	235,000	305,300	321,900	345,300	366,500	403,600	453,200	
38	237,800	306,800	323,500	346,100	367,400	404,500	454,000	
39	240,300	308,500	325,000	347,300	368,800	405,400	454,800	
40	242,600	310,200	326,600	348,300	369,800	406,000	455,500	
41	244,900	311,900	328,000	349,300	371,000	406,700	456,200	
42	247,000	313,200	328,900	350,400	371,900	407,400	456,900	
43	249,000	314,900	329,900	351,400	372,800	408,000	457,600	
44	251,100	316,300	330,500	352,500	373,700	408,700		
45	252,500	317,600	331,600	353,300	374,700	409,400		
46	253,700	319,200	332,900	354,500	375,600	410,000		
47	254,700	320,900	334,000	355,300	376,700	410,600		
48	256,000	322,400	335,000	356,300	377,700	411,300		

49	256,800	324,100	336,500	340,900	363,600	385,400	426,900	479,100
50	258,000	324,700	337,900	342,200	365,100	387,000	428,300	480,800
51	258,800	325,300	338,900	343,100	366,500	388,800	429,600	482,500
52	259,800	326,300	339,800	344,100	367,400	390,400	431,100	484,100
53	260,800	327,200	340,900	345,300	368,800	391,800	432,500	485,700
54	261,800	328,100	342,200	346,100	369,800	392,900	433,900	486,800
55	262,600	329,000	343,100	347,300	371,000	394,100	435,400	487,800
56	263,500	329,900	344,100	348,300	371,900	395,400	436,900	488,900
57	264,300	330,500	345,300	349,300	372,800	396,600	438,200	490,000
58	265,200	331,400	346,100	350,400	373,700	397,700	439,200	491,100
59	265,900	332,100	347,300	351,400	374,700	398,900	440,200	492,100
60	266,800	332,900	348,300	352,500	375,600	400,200	441,100	493,200
61	267,300	333,800	349,300	353,300	376,700	401,300	441,800	494,300
62	268,200		350,400	354,500	377,700	402,100	442,600	495,400
63	269,100		351,400	355,300	378,600	402,700	443,400	496,400
64	269,800		352,500	356,300	379,400	403,600	444,200	497,500
65	270,600		353,300	357,300	380,200	404,500	445,200	498,500
66	271,300		354,500	358,500	381,000	405,400	446,000	499,500
67	272,000		355,300	359,500	381,700	406,000	446,800	500,600
68	272,600		356,300	360,500	382,300	406,700	447,600	501,700
69	273,500		357,300	361,300	383,200	407,400	448,400	502,800
70	274,300		358,500	362,200	384,100	408,000	449,200	503,800
71	275,100		359,500	363,100	384,800	408,700	450,000	504,900
72	275,800		360,500	364,100	385,500	409,400	450,800	506,000

49	256,800	324,100	336,500	357,300	378,600	411,900		
50	258,000	324,700	337,900	358,500	379,400	412,500		
51	258,800	325,300	338,900	359,500	380,200	413,000		
52	259,800	326,300	339,800	360,500	381,000	413,600		
53	260,800	327,200	340,900	361,300	381,700	414,200		
54	261,800	328,100	342,200	362,200	382,300	414,800		
55	262,600	329,000	343,100	363,100	383,200	415,400		
56	263,500	329,900	344,100	364,100	384,100	416,000		
57	264,300	330,500	345,300	365,300	384,800	416,600		
58	265,200	331,400	346,100	366,000	385,500	417,200		
59	265,900	332,100	347,300	366,700	386,300	417,800		
60	266,800	332,900	348,300	367,400	387,000	418,400		
61	267,300	333,800	349,300	368,200	387,700	419,100		
62	268,200		350,400	369,000	388,300	419,500		
63	269,100		351,400	369,700	388,900	420,100		
64	269,800		352,500	370,300	389,600	420,800		
65	270,600		353,300	371,000	390,300	421,400		
66	271,300		354,500	371,800	390,800	422,000		
67	272,000		355,300	372,400	391,500	422,600		
68	272,600		356,300	373,200	392,200	423,200		
69	273,500		357,300	374,000	392,800	423,800		
70	274,300		358,500	374,600	393,600	424,400		
71	275,100		359,500	375,100	394,300	424,900		
72	275,800		360,500	375,800	394,900	425,400		

73	276,500		361,300	365,300	386,300	410,000	451,600	507,000
74			362,200	366,000	387,000	410,600	452,400	508,000
75			363,100	366,700	387,700	411,300	453,200	509,100
76			364,100	367,400	388,300	411,900	454,000	510,200
77			365,300	368,200	388,900	412,500	454,800	511,300
78			366,000	369,000	389,600	413,000	455,500	512,200
79			366,700	369,700	390,300	413,600	456,200	513,300
80			367,400	370,300	390,800	414,200	456,900	514,400
81			368,200	371,000	391,500	414,800	457,600	515,400
82			369,000	371,800	392,200	415,400	458,300	516,500
83			369,700	372,400	392,800	416,000	459,000	517,600
84			370,300	373,200	393,600	416,600	459,700	518,700
85			371,000	374,000	394,300	417,200	460,400	519,600
86			371,800	374,600	394,900	417,800	461,100	520,700
87			372,400	375,100	395,500	418,400	461,800	521,800
88			373,200	375,800	396,200	419,100	462,500	522,900
89			374,000	376,500	396,900	419,500	463,200	
90			374,600	377,100	397,600	420,100	463,800	
91			375,100	377,800	398,300	420,800	464,400	
92			375,800	378,500	399,000	421,400	465,000	
93			376,500	379,100	399,700	422,000	465,600	
94			377,100	379,800	400,400	422,600	466,200	
95			377,800	380,500	401,100	423,200	466,800	
96			378,500	381,100	401,800	423,800	467,400	

73	276,500		361,300	376,500	395,500	425,900		
74			362,200	377,100	396,200	426,400		
75			363,100	377,800	396,900	426,900		
76			364,100	378,500	397,600	427,400		
77			365,300	379,100	398,300	427,900		
78			366,000	379,800	399,000	428,400		
79			366,700	380,500	399,700	428,900		
80			367,400	381,100	400,400	429,400		
81			368,200	381,900	401,100	429,900		
82			369,000	382,400	401,800	430,400		
83			369,700	383,000	402,500	430,900		
84			370,300	383,800	403,200	431,400		
85			371,000	384,100	403,900	431,900		
86			371,800	384,700	404,600			
87			372,400	385,500	405,300			
88			373,200	386,000	406,000			
89			374,000	386,600	406,700			
90			374,600	387,300	407,400			
91			375,100	388,100	408,100			
92			375,800	389,000	408,700			
93			376,500	389,700	409,300			
94			377,100	390,400	409,900			
95			377,800	391,200	410,500			
96			378,500	392,100	411,100			

97			379,100	381,900	402,500	424,400	468,000	
98			379,800	382,400	403,200	424,900	468,600	
99			380,500	383,000	403,900	425,400	469,200	
100			381,100	383,800	404,600	425,900	469,800	
101			381,900	384,100	405,300	426,400		
102			382,400	384,700	406,000	426,900		
103			383,000	385,500	406,700	427,400		
104			383,800	386,000	407,400	427,900		
105			384,100	386,600	408,100	428,400		
106			384,700	387,300	408,700	428,900		
107			385,500	388,100	409,300	429,400		
108			386,000	389,000	409,900	429,900		
109				389,700	410,500	430,400		
110				390,400	411,100	430,900		
111				391,200	411,700	431,400		
112				392,100	412,300	431,900		
113				392,800	412,900			
114				393,600	413,500			
115				394,500	414,100			
116				395,200	414,700			
117				395,800	415,300			
118				396,400				
119				397,000				
120				397,600				

97			379,100	392,800	411,700			
98			379,800	393,600	412,300			
99			380,500	394,500	412,900			
100			381,100	395,200	413,500			
101			381,900	395,800	414,100			
102			382,400	396,400	414,700			
103			383,000	397,000	415,300			
104			383,800	397,600				
105			384,100	398,200				
106			384,700	398,800				
107			385,500	399,400				
108			386,000	400,000				
109				400,700				
110				401,600				
111				402,500				
112				403,300				
113				404,000				
114				404,900				
115				405,800				
116				406,600				
117				407,300				
118				408,200				
119				409,100				
120				409,800				

	121				398,200				
	122				398,800				
	123				399,400				
	124				400,000				
	125				400,700				
	126				401,600				
	127				402,500				
	128				403,300				
	129				404,000				
	130				404,900				
	131				405,800				
	132				406,600				
	133				407,300				
	134				408,200				
	135				409,100				
	136				409,800				
	137				410,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用

	121				410,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	292,100	375,100	439,500	508,600	619,700
2	294,400	378,400	441,200	511,100	622,800
3	296,700	382,100	442,800	513,600	625,900
4	298,900	385,600	445,100	516,000	629,000
5	301,100	388,400	447,400	518,600	632,000
6	304,500	391,400	449,800	520,900	634,400
7	308,000	394,700	452,000	523,400	636,800
8	311,400	397,700	453,900	525,800	639,200
9	315,000	400,800	456,400	528,200	641,500
10	318,500	403,700	459,000	530,500	643,000
11	321,900	406,500	461,000	532,900	644,500
12	325,300	409,200	463,100	535,300	646,000
13	328,700	412,000	465,500	537,400	647,500
14	332,200	414,900	467,800	539,800	648,600
15	335,600	418,400	469,600	542,100	649,700
16	339,000	420,700	472,000	544,300	650,800
17	342,400	423,500	474,300	546,700	652,000

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	292,100	412,000	474,300	588,400	641,500
2	294,400	414,900	476,500	596,200	647,500
3	296,700	418,400	478,800	602,700	653,000
4	298,900	420,700	480,500	609,100	657,500
5	301,100	423,500	482,700	614,900	661,500
6	304,500	425,000	485,100	620,700	665,000
7	308,000	426,900	487,600	625,300	668,000
8	311,400	429,300	489,900	628,300	670,800
9	315,000	430,800	492,400	630,800	
10	318,500	432,800	494,900	633,100	
11	321,900	435,100	497,500		
12	325,300	436,500	500,000		
13	328,700	438,700	502,500		
14	332,200	440,900	504,700		
15	335,600	442,300	506,800		
16	339,000	444,400	509,200		
17	342,400	446,300	511,600		

18	345,500	425,000	476,500	548,800	653,000
19	348,600	426,900	478,800	550,800	654,000
20	351,700	429,300	480,500	552,800	655,000
21	354,900	430,800	482,700	555,100	656,000
22	358,000	432,800	485,100	557,200	657,000
23	361,100	435,100	487,600	559,400	658,000
24	364,100	436,500	489,900	561,500	659,000
25	367,200	438,700	492,400	563,500	660,000
26	370,200	440,900	494,900	565,600	
27	373,100	442,300	497,500	567,800	
28	375,100	444,400	500,000	569,900	
29	377,800	446,300	502,500	571,900	
30	380,100	448,100	504,700	574,000	
31	381,900	449,400	506,800	575,900	
32	384,200	451,400	509,200	578,000	
33	386,400	453,300	511,600	580,000	
34	388,500	455,100	513,900	582,100	
35	389,800	456,600	516,300	584,200	
36	392,100	458,500	518,400	586,300	
37	394,300	460,200	520,900	588,400	
38	395,600	462,300	522,700	590,400	
39	397,200	464,100	524,600	592,400	
40	398,700	466,000	526,500	594,400	
41	399,400	468,300	528,200	596,200	

18	345,500	448,100	513,900		
19	348,600	449,400	516,300		
20	351,700	451,400	518,400		
21	354,900	453,300	520,900		
22	358,000	455,100	522,700		
23	361,100	456,600	524,600		
24	364,100	458,500	526,500		
25	367,200	460,200	528,200		
26	370,200	462,300	530,000		
27	373,100	464,100	532,000		
28	375,100	466,000	534,100		
29	377,800	468,300	536,200		
30	380,100	470,200	538,100		
31	381,900	472,300	540,200		
32	384,200	474,100	542,300		
33	386,400	476,100	544,400		
34	388,500	478,100	546,100		
35	389,800	480,100	547,800		
36	392,100	482,100	549,500		
37	394,300	484,100	551,000		
38	395,600	486,000	552,600		
39	397,200	487,700	554,200		
40	398,700	489,400	555,800		
41	399,400	491,400	557,500		

42	400,600	470,200	530,000	597,800	
43	401,800	472,300	532,000	599,400	
44	402,600	474,100	534,100	601,000	
45	403,800	476,100	536,200	602,700	
46	404,600	478,100	538,100	604,000	
47	406,400	480,100	540,200	605,300	
48	408,600	482,100	542,300	606,600	
49	410,800	484,100	544,400	607,900	
50	412,600	486,000	546,100	609,100	
51	414,400	487,700	547,800	610,300	
52	416,200	489,400	549,500	611,500	
53	418,000	491,400	551,000	612,500	
54	419,200	492,900	552,600	613,700	
55	420,400	494,300	554,200	614,900	
56	421,600	495,800	555,800	616,100	
57	422,700	497,300	557,500	617,100	
58	423,800	498,500	558,700	618,300	
59	424,900	499,700	559,900	619,500	
60	426,000	500,900	561,100	620,700	
61	427,200	502,200	562,200	621,700	
62	427,800	503,200	563,400	622,900	
63	428,400	504,200	564,600	624,100	
64	429,000	505,200	565,800	625,300	
65	429,700	506,300	566,800	626,300	

42	400,600	492,900	558,700		
43	401,800	494,300	559,900		
44	402,600	495,800	561,100		
45	403,800	497,300	562,200		
46	404,600	498,500	563,400		
47	406,400	499,700	564,600		
48	408,600	500,900	565,800		
49	410,800	502,200	566,800		
50	412,600	503,200	568,000		
51	414,400	504,200	569,200		
52	416,200	505,200	570,400		
53	418,000	506,300	571,400		
54	419,200	507,100	572,400		
55	420,400	507,900	573,400		
56	421,600	508,700	574,400		
57	422,700	509,600	575,500		
58	423,800	510,500	576,500		
59	424,900	511,400	577,500		
60	426,000	512,300	578,500		
61	427,200	513,100	579,600		
62	427,800	514,000	580,600		
63	428,400	514,900	581,600		
64	429,000	515,800	582,600		
65	429,700	516,600	583,700		

66		507,100	568,000		
67		507,900	569,200		
68		508,700	570,400		
69		509,600	571,400		
70		510,500	572,400		
71		511,400	573,400		
72		512,300	574,400		
73		513,100	575,500		
74		514,000	576,500		
75		514,900	577,500		
76		515,800	578,500		
77		516,600	579,600		
78		517,500	580,600		
79		518,400	581,600		
80		519,300	582,600		
81		520,000	583,700		
82		520,900	584,700		
83		521,800	585,700		
84		522,700	586,700		
85		523,400	587,800		
86		524,300	588,800		
87		525,200	589,800		
88		526,100	590,800		
89		526,800	591,900		

66		517,500	584,700		
67		518,400	585,700		
68		519,300	586,700		
69		520,000	587,800		
70		520,900	588,800		
71		521,800	589,800		
72		522,700	590,800		
73		523,400	591,900		
74		524,300	592,900		
75		525,200	593,900		
76		526,100	594,900		
77		526,800	596,000		
78		527,700	597,000		
79		528,600	598,000		
80		529,500	599,000		
81		530,200	600,100		
82		531,100	601,100		
83		532,000	602,100		
84		532,900	603,100		
85		533,600	604,200		
86		534,500	605,200		
87		535,400	606,200		
88		536,300	607,200		
89		537,000	608,300		

90		527,700	592,900		
91		528,600	593,900		
92		529,500	594,900		
93		530,200	596,000		
94		531,100	597,000		
95		532,000	598,000		
96		532,900	599,000		
97		533,600	600,100		
98		534,500	601,100		
99		535,400	602,100		
100		536,300	603,100		
101		537,000	604,200		
102		537,900	605,200		
103		538,800	606,200		
104		539,700	607,200		
105		540,400	608,300		
106		541,300			
107		542,200			
108		543,100			
109		543,800			
110		544,700			
111		545,600			
112		546,500			
113		547,200			

90		537,900			
91		538,800			
92		539,700			
93		540,400			
94		541,300			
95		542,200			
96		543,100			
97		543,800			
98		544,700			
99		545,600			
100		546,500			
101		547,200			
102		548,100			
103		549,000			
104		549,900			
105		550,600			
106		551,500			
107		552,400			
108		553,300			
109		554,000			
110		554,900			
111		555,800			
112		556,700			
113		557,400			

114		548,100			
115		549,000			
116		549,900			
117		550,600			
118		551,500			
119		552,400			
120		553,300			
121		554,000			
122		554,900			
123		555,800			
124		556,700			
125		557,400			
126		558,300			
127		559,200			
128		560,100			
129		560,800			
130		561,700			
131		562,600			
132		563,500			
133		564,200			
134		565,100			
135		566,000			
136		566,900			
137		567,600			

114		558,300			
115		559,200			
116		560,100			
117		560,800			
118		561,700			
119		562,600			
120		563,500			
121		564,200			
122		565,100			
123		566,000			
124		566,900			
125		567,600			
126		568,500			
127		569,400			
128		570,300			
129		571,000			
130		571,900			
131		572,800			
132		573,700			
133		574,400			
134		575,300			
135		576,200			
136		577,100			
137		577,800			

138		568,500			
139		569,400			
140		570,300			
141		571,000			
142		571,900			
143		572,800			
144		573,700			
145		574,400			
146		575,300			
147		576,200			
148		577,100			
149		577,800			

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年 前再 任用 短時 間勤	1	189,000	227,900	259,200	275,000	318,900	320,700	350,100	405,700
	2	191,100	229,200	260,600	277,000	320,400	322,500	352,400	408,300
	3	193,200	230,500	261,900	279,000	321,800	324,400	354,200	411,100
	4	195,300	231,800	263,100	280,200	323,800	326,300	356,700	413,700
	5	197,400	233,100	264,100	281,200	325,200	328,900	358,900	416,500

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年 前再 任用 短時 間勤	1	189,000	227,900	263,100	281,200	318,900	347,100	389,500	450,700
	2	191,100	229,200	264,100	281,800	320,400	349,000	392,300	453,700
	3	193,200	230,500	264,600	282,900	321,800	351,000	395,100	456,500
	4	195,300	231,800	265,600	284,200	323,800	352,900	397,900	459,300
	5	197,400	233,100	266,600	284,800	325,200	354,400	400,200	462,100

務職 員以 外の 職員	6	199,400	234,200	264,600	281,800	326,800	331,300	361,300	419,200
	7	201,400	235,200	265,600	282,900	328,800	333,800	363,800	421,900
	8	203,200	236,200	266,600	284,200	330,700	336,300	365,900	424,600
	9	205,000	237,300	267,600	284,800	332,300	338,700	368,600	427,500
	10	206,900	238,500	268,600	285,500	334,100	341,100	371,400	430,400
	11	208,800	239,800	269,700	286,600	336,000	343,200	374,300	433,300
	12	210,900	241,100	270,200	287,800	337,400	345,200	377,100	436,200
	13	212,600	242,400	271,000	288,600	339,200	347,100	379,800	439,100
	14	214,600	243,700	272,200	289,700	341,200	349,000	382,100	442,100
	15	216,800	245,000	273,600	290,200	343,200	351,000	384,500	445,000
	16	218,900	246,200	274,300	291,100	344,800	352,900	386,900	448,000
	17	221,000	247,500	275,100	292,400	346,500	354,400	389,500	450,700
	18	222,100	248,700	276,100	293,800	348,100	356,300	392,300	453,700
	19	223,200	249,900	277,300	295,300	350,000	358,200	395,100	456,500
	20	224,300	251,100	278,200	296,700	352,000	360,000	397,900	459,300
	21	225,400	252,200	279,000	298,100	353,900	361,900	400,200	462,100
	22	226,400	253,100	280,100	299,000	355,300	363,800	402,900	464,900
	23	227,400	253,900	281,200	300,300	357,200	365,800	405,200	467,700
	24	228,400	254,700	282,200	301,800	359,400	367,300	407,800	470,700
	25	229,100	255,500	283,100	303,200	361,300	369,100	410,600	473,200
26	230,000	256,300	284,300	304,700	362,900	371,100	413,200	476,100	
27	230,900	257,100	285,000	306,100	364,800	373,000	415,700	478,800	
28	231,800	257,900	285,900	307,600	366,600	375,100	418,400	481,200	
29	232,700	258,700	287,200	308,600	368,100	377,200	420,800	483,900	

務職 員以 外の 職員	6	199,400	234,200	267,600	285,500	326,800	356,300	402,900	464,900
	7	201,400	235,200	268,600	286,600	328,800	358,200	405,200	467,700
	8	203,200	236,200	269,700	287,800	330,700	360,000	407,800	470,700
	9	205,000	237,300	270,200	288,600	332,300	361,900	410,600	473,200
	10	206,900	238,500	271,000	289,700	334,100	363,800	413,200	476,100
	11	208,800	239,800	272,200	290,200	336,000	365,800	415,700	478,800
	12	210,900	241,100	273,600	291,100	337,400	367,300	418,400	481,200
	13	212,600	242,400	274,300	292,400	339,200	369,100	420,800	483,900
	14	214,600	243,700	275,100	293,800	341,200	371,100	423,400	486,500
	15	216,800	245,000	276,100	295,300	343,200	373,000	426,200	489,200
	16	218,900	246,200	277,300	296,700	344,800	375,100	428,800	491,900
	17	221,000	247,500	278,200	298,100	346,500	377,200	431,600	494,800
	18	222,100	248,700	279,000	299,000	348,100	379,500	434,000	497,500
	19	223,200	249,900	280,100	300,300	350,000	381,300	436,300	500,300
	20	224,300	251,100	281,200	301,800	352,000	383,500	438,500	503,100
	21	225,400	252,200	282,200	303,200	353,900	385,600	440,800	506,300
	22	226,400	253,100	283,100	304,700	355,300	387,800	443,000	
	23	227,400	253,900	284,300	306,100	357,200	389,800	444,700	
	24	228,400	254,700	285,000	307,600	359,400	391,900	446,500	
	25	229,100	255,500	285,900	308,600	361,300	393,600	447,800	
26	230,000	256,300	287,200	309,900	362,900	396,000	448,500		
27	230,900	257,100	288,500	311,500	364,800	398,200	449,300		
28	231,800	257,900	289,800	313,100	366,600	400,500	450,500		
29	232,700	258,700	291,200	314,600	368,100	402,600	451,700		

30	233,600	259,500	288,500	309,900	370,000	379,500	423,400	486,500
31	234,500	260,300	289,800	311,500	372,000	381,300	426,200	489,200
32	235,400	261,100	291,200	313,100	374,100	383,500	428,800	491,900
33	236,200	261,900	292,200	314,600	375,900	385,600	431,600	494,800
34	237,000	262,700	293,200	315,700	377,600	387,800	434,000	497,500
35	237,800	263,500	294,600	317,200	379,300	389,800	436,300	500,300
36	238,600	264,300	296,000	318,800	381,000	391,900	438,500	503,100
37	239,400	265,000	297,200	320,400	382,700	393,600	440,800	506,300
38	240,200	265,800	298,100	322,100	383,900	396,000	443,000	
39	241,000	266,600	299,300	323,300	385,200	398,200	444,700	
40	241,800	267,400	300,700	324,800	386,400	400,500	446,500	
41	242,500	268,200	302,100	326,400	387,800	402,600	447,800	
42	243,100	269,000	303,700	327,900	389,200	404,500	448,500	
43	243,700	269,800	304,700	328,900	390,200	406,400	449,300	
44	244,200	270,600	306,200	330,500	391,100	407,600	450,500	
45	244,700	271,400	307,800	331,800	392,300	408,400	451,700	
46	245,300	272,200	309,200	333,500	393,000	409,200		
47	245,800	273,000	310,400	335,200	394,100	410,000		
48	245,900	273,800	311,700	336,600	395,300	410,900		
49	246,600	274,500	313,300	338,100	396,300	411,600		
50	247,100	275,300	314,300	339,600	397,400	412,600		
51	247,600	276,000	315,800	340,800	398,500	413,600		
52	247,700	276,700	317,300	342,500	399,500	414,600		
53	247,900	277,400	318,500	344,200	400,700	415,600		

30	233,600	259,500	292,200	315,700	370,000	404,500		
31	234,500	260,300	293,200	317,200	372,000	406,400		
32	235,400	261,100	294,600	318,800	374,100	407,600		
33	236,200	261,900	296,000	320,400	375,900	408,400		
34	237,000	262,700	297,200	322,100	377,600	409,200		
35	237,800	263,500	298,100	323,300	379,300	410,000		
36	238,600	264,300	299,300	324,800	381,000	410,900		
37	239,400	265,000	300,700	326,400	382,700	411,600		
38	240,200	265,800	302,100	327,900	383,900	412,600		
39	241,000	266,600	303,700	328,900	385,200	413,600		
40	241,800	267,400	304,700	330,500	386,400	414,600		
41	242,500	268,200	306,200	331,800	387,800	415,600		
42	243,100	269,000	307,800	333,500	389,200	416,600		
43	243,700	269,800	309,200	335,200	390,200	417,600		
44	244,200	270,600	310,400	336,600	391,100	418,600		
45	244,700	271,400	311,700	338,100	392,300	419,600		
46	245,300	272,200	313,300	339,600	393,000	420,600		
47	245,800	273,000	314,300	340,800	394,100	421,600		
48	245,900	273,800	315,800	342,500	395,300	422,600		
49	246,600	274,500	317,300	344,200	396,300	423,500		
50	247,100	275,300	318,500	345,600	397,400	424,300		
51	247,600	276,000	319,800	346,900	398,500	425,100		
52	247,700	276,700	321,400	348,200	399,500	425,900		
53	247,900	277,400	322,800	349,400	400,700	426,700		

54	248,300	278,100	319,800	345,600	401,600	416,600		
55	248,600	278,800	321,400	346,900	402,600	417,600		
56	248,900	279,400	322,800	348,200	403,500	418,600		
57	249,200	280,300	324,000	349,400	404,300	419,600		
58	249,500	281,000	325,000	350,300	405,200	420,600		
59	249,800	281,700	326,200	351,400	406,100	421,600		
60	250,100	282,200	327,700	352,400	407,000	422,600		
61	250,400	282,900	329,200	353,200	407,600	423,500		
62	250,700	283,600	330,600	354,100	408,500	424,300		
63	251,000	284,300	331,800	355,000	409,400	425,100		
64	251,300	284,800	332,800	356,200	410,300	425,900		
65	251,700	285,400	334,000	357,200	411,100	426,700		
66	251,900	286,100	334,800	358,100	411,900	427,500		
67	252,300	286,800	335,600	359,000	412,800	428,300		
68	252,500	287,400	336,200	359,800	413,600	429,100		
69	252,800	287,900	336,900	360,500	414,300	429,800		
70	253,100	288,700	337,900	361,400	415,200	430,500		
71	253,300	289,400	338,800	362,300	416,000	431,200		
72	253,500	289,900	339,800	363,200	416,900			
73	253,900	290,400	340,800	364,000	417,600			
74	254,200	290,800	341,700	364,700	418,500			
75	254,400	291,500	342,600	365,500	419,400			
76	254,500	291,900	343,500	366,300	420,200			
77	254,800	292,000	344,100	367,100	420,800			

54	248,300	278,100	324,000	350,300	401,600	427,500		
55	248,600	278,800	325,000	351,400	402,600	428,300		
56	248,900	279,400	326,200	352,400	403,500	429,100		
57	249,200	280,300	327,700	353,200	404,300	429,800		
58	249,500	281,000	329,200	354,100	405,200	430,500		
59	249,800	281,700	330,600	355,000	406,100	431,200		
60	250,100	282,200	331,800	356,200	407,000			
61	250,400	282,900	332,800	357,200	407,600			
62	250,700	283,600	334,000	358,100	408,500			
63	251,000	284,300	334,800	359,000	409,400			
64	251,300	284,800	335,600	359,800	410,300			
65	251,700	285,400	336,200	360,500	411,100			
66	251,900	286,100	336,900	361,400	411,900			
67	252,300	286,800	337,900	362,300	412,800			
68	252,500	287,400	338,800	363,200	413,600			
69	252,800	287,900	339,800	364,000	414,300			
70	253,100	288,700	340,800	364,700	415,200			
71	253,300	289,400	341,700	365,500	416,000			
72	253,500	289,900	342,600	366,300	416,900			
73	253,900	290,400	343,500	367,100	417,600			
74	254,200	290,800	344,100	367,800	418,500			
75	254,400	291,500	344,800	368,500	419,400			
76	254,500	291,900	345,500	369,100	420,200			
77	254,800	292,000	346,200	369,800	420,800			

78	255,100	292,300	344,800	367,800				
79	255,300	292,600	345,500	368,500				
80	255,600	292,800	346,200	369,100				
81	256,000	293,300	346,800	369,800				
82	256,300	293,700	347,500	370,500				
83	256,500	293,900	348,200	371,200				
84	256,600	294,300	348,800	371,900				
85	257,100	294,700	349,300	372,500				
86		295,100	349,900	373,100				
87		295,300	350,500	373,700				
88		295,600	351,100	374,200				
89		296,100	351,600	374,700				
90		296,400	352,200	375,300				
91		296,900	352,800	375,900				
92		297,200	353,400	376,500				
93		297,400	353,800	377,100				
94		297,800	354,200	377,700				
95		298,100	354,700	378,300				
96		298,300	355,200	378,900				
97		298,800	355,700	379,500				
98		299,300	356,200	380,100				
99		299,800	356,700	380,800				
100		300,300	357,200	381,500				
101		300,700	357,800	382,000				

78	255,100	292,300	346,800	370,500				
79	255,300	292,600	347,500	371,200				
80	255,600	292,800	348,200	371,900				
81	256,000	293,300	348,800	372,500				
82	256,300	293,700	349,300	373,100				
83	256,500	293,900	349,900	373,700				
84	256,600	294,300	350,500	374,200				
85	257,100	294,700	351,100	374,700				
86		295,100	351,600	375,300				
87		295,300	352,200	375,900				
88		295,600	352,800	376,500				
89		296,100	353,400	377,100				
90		296,400	353,800	377,700				
91		296,900	354,200	378,300				
92		297,200	354,700	378,900				
93		297,400	355,200	379,500				
94		297,800	355,700	380,100				
95		298,100	356,200	380,800				
96		298,300	356,700	381,500				
97		298,800	357,200	382,000				
98		299,300	357,800	382,700				
99		299,800	358,300	383,400				
100		300,300	358,800	384,100				
101		300,700	359,200	384,500				

	102		301,100	358,300	382,700				
	103		301,500	358,800	383,400				
	104		301,900	359,200	384,100				
	105		302,400	359,800	384,500				
	106			360,400	385,200				
	107			361,000	385,900				
	108			361,600	386,600				
	109			362,000	387,100				
	110			362,600	387,800				
	111			363,200	388,500				
	112			363,800	389,200				
	113			364,100	389,600				
	114				390,300				
	115				391,000				
	116				391,700				
	117				392,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	252,100	260,000	279,800	295,300	321,100	363,700

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で規則

	102		301,100	359,800	385,200				
	103		301,500	360,400	385,900				
	104		301,900	361,000	386,600				
	105		302,400	361,600	387,100				
	106			362,000	387,800				
	107			362,600	388,500				
	108			363,200	389,200				
	109			363,800	389,600				
	110			364,100	390,300				
	111				391,000				
	112				391,700				
	113				392,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	252,100	260,000	279,800	295,300	321,100	363,700

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で規則
で定めるものに適用する。

で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	208,200	240,600	277,600	284,700	300,200	324,300	349,000
	2	210,100	242,800	278,700	285,500	301,400	325,800	351,500
	3	211,900	245,000	279,800	286,600	302,700	327,400	353,800
	4	213,600	247,200	280,800	287,800	304,800	329,100	356,200
	5	215,300	249,400	281,800	289,100	306,900	330,300	358,600
	6	217,200	250,400	282,300	290,700	309,000	332,300	360,900
	7	219,000	251,300	282,800	292,300	311,100	334,700	363,300
	8	220,700	252,200	283,300	293,600	312,400	337,200	365,400
	9	222,400	253,100	283,800	294,400	313,800	339,700	367,800
	10	224,400	254,300	284,300	295,200	315,000	342,200	370,600
	11	226,300	255,400	284,800	295,800	316,400	344,300	373,400
	12	228,200	256,300	285,300	297,000	317,100	346,400	376,300
	13	230,100	257,100	285,800	297,500	318,200	348,300	379,000
	14	232,400	257,800	286,300	298,200	319,500	350,200	381,700
	15	234,700	258,500	286,800	299,100	320,800	352,300	384,500
	16	237,000	259,400	287,300	299,900	322,100	354,300	387,400
	17	239,300	260,500	287,800	300,200	323,200	355,800	390,200

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	208,200	240,600	281,800	289,100	313,800	348,300	390,200
	2	210,100	242,800	282,300	290,700	315,000	350,200	392,800
	3	211,900	245,000	282,800	292,300	316,400	352,300	395,500
	4	213,600	247,200	283,300	293,600	317,100	354,300	398,100
	5	215,300	249,400	283,800	294,400	318,200	355,800	400,600
	6	217,200	250,400	284,300	295,200	319,500	357,800	403,300
	7	219,000	251,300	284,800	295,800	320,800	359,800	406,100
	8	220,700	252,200	285,300	297,000	322,100	361,800	408,400
	9	222,400	253,100	285,800	297,500	323,200	363,500	411,300
	10	224,400	254,300	286,300	298,200	324,600	365,500	414,000
	11	226,300	255,400	286,800	299,100	325,800	367,100	416,500
	12	228,200	256,300	287,300	299,900	327,200	369,200	419,300
	13	230,100	257,100	287,800	300,200	328,400	371,400	422,200
	14	232,400	257,800	288,300	300,800	330,000	373,700	424,700
	15	234,700	258,500	288,800	301,300	331,500	375,900	427,500
	16	237,000	259,400	289,300	302,000	332,500	377,800	430,200
	17	239,300	260,500	289,800	303,200	333,900	379,900	432,800

18	241,300	261,600	288,300	300,800	324,600	357,800	392,800
19	243,400	262,700	288,800	301,300	325,800	359,800	395,500
20	245,400	263,800	289,300	302,000	327,200	361,800	398,100
21	246,800	264,900	289,800	303,200	328,400	363,500	400,600
22	248,100	266,000	290,300	303,900	330,000	365,500	403,300
23	249,300	267,100	290,800	304,600	331,500	367,100	406,100
24	250,200	268,200	291,300	305,700	332,500	369,200	408,400
25	252,100	269,200	291,800	307,000	333,900	371,400	411,300
26	253,000	270,300	292,300	308,300	335,500	373,700	414,000
27	253,700	271,400	292,800	309,000	337,100	375,900	416,500
28	254,600	272,400	293,300	309,900	338,300	377,800	419,300
29	255,500	273,400	293,800	310,900	339,800	379,900	422,200
30	256,400	274,100	294,400	312,100	341,200	382,100	424,700
31	257,400	274,800	295,200	313,300	342,500	384,400	427,500
32	258,400	275,500	296,000	314,500	343,900	386,300	430,200
33	259,000	276,200	296,700	315,200	344,900	388,600	432,800
34	259,700	276,800	297,500	316,400	346,200	390,800	435,300
35	260,600	277,300	298,300	317,900	347,800	393,100	437,900
36	261,500	277,800	299,100	319,400	349,400	395,400	440,000
37	262,300	278,300	299,800	320,600	350,900	397,500	442,600
38	263,600	278,900	300,700	321,800	352,300	400,000	445,200
39	264,800	279,400	301,600	323,200	354,100	402,400	447,600
40	265,700	280,000	302,800	324,500	355,800	404,800	450,000
41	266,400	280,600	304,000	326,300	357,200	406,900	451,900

18	241,300	261,600	290,300	303,900	335,500	382,100	435,300
19	243,400	262,700	290,800	304,600	337,100	384,400	437,900
20	245,400	263,800	291,300	305,700	338,300	386,300	440,000
21	246,800	264,900	291,800	307,000	339,800	388,600	442,600
22	248,100	266,000	292,300	308,300	341,200	390,800	445,200
23	249,300	267,100	292,800	309,000	342,500	393,100	447,600
24	250,200	268,200	293,300	309,900	343,900	395,400	450,000
25	252,100	269,200	293,800	310,900	344,900	397,500	451,900
26	253,000	270,300	294,400	312,100	346,200	400,000	453,900
27	253,700	271,400	295,200	313,300	347,800	402,400	455,700
28	254,600	272,400	296,000	314,500	349,400	404,800	457,600
29	255,500	273,400	296,700	315,200	350,900	406,900	459,300
30	256,400	274,100	297,500	316,400	352,300	409,100	460,900
31	257,400	274,800	298,300	317,900	354,100	411,400	462,700
32	258,400	275,500	299,100	319,400	355,800	413,500	464,600
33	259,000	276,200	299,800	320,600	357,200	415,400	466,200
34	259,700	276,800	300,700	321,800	358,900	417,200	467,900
35	260,600	277,300	301,600	323,200	360,400	418,900	469,800
36	261,500	277,800	302,800	324,500	362,100	420,000	471,700
37	262,300	278,300	304,000	326,300	363,600	421,600	473,700
38	263,600	278,900	305,200	327,400	365,100	423,400	475,500
39	264,800	279,400	306,500	328,600	366,900	424,600	477,400
40	265,700	280,000	307,500	330,000	368,600	426,300	479,200
41	266,400	280,600	308,600	331,400	370,300	428,000	481,200

42	267,300	281,300	305,200	327,400	358,900	409,100	453,900
43	268,200	281,900	306,500	328,600	360,400	411,400	455,700
44	269,000	282,300	307,500	330,000	362,100	413,500	457,600
45	269,500	282,900	308,600	331,400	363,600	415,400	459,300
46	270,300	283,600	310,000	332,400	365,100	417,200	460,900
47	270,800	284,600	311,200	333,800	366,900	418,900	462,700
48	271,600	285,500	312,500	335,300	368,600	420,000	464,600
49	272,200	286,600	314,200	336,500	370,300	421,600	466,200
50	272,600	287,500	315,500	338,000	372,000	423,400	467,900
51	273,400	288,600	316,400	339,500	373,800	424,600	469,800
52	273,900	289,400	317,700	340,900	375,400	426,300	471,700
53	274,300	290,300	318,600	342,300	377,300	428,000	473,700
54	275,100	291,300	319,900	343,600	378,900	429,200	475,500
55	275,500	291,900	321,300	345,100	380,700	430,900	477,400
56	275,900	292,500	322,700	346,600	382,400	432,400	479,200
57	276,400	293,200	324,300	347,800	384,100	433,300	481,200
58	277,100	294,000	325,700	349,300	385,600	434,300	482,900
59	277,400	294,700	326,900	350,800	387,000	435,400	484,700
60	278,000	295,600	327,800	352,400	388,600	436,400	486,400
61	278,800	296,200	328,800	353,900	390,000	437,500	488,000
62	279,600	297,400	330,000	355,400	391,400	438,400	489,100
63	279,800	298,900	331,200	357,000	392,700	439,300	490,200
64	280,600	300,200	331,800	358,400	393,900	440,200	491,400
65	281,600	301,100	332,900	359,900	394,900	441,000	492,500

42	267,300	281,300	310,000	332,400	372,000	429,200	482,900
43	268,200	281,900	311,200	333,800	373,800	430,900	484,700
44	269,000	282,300	312,500	335,300	375,400	432,400	486,400
45	269,500	282,900	314,200	336,500	377,300	433,300	488,000
46	270,300	283,600	315,500	338,000	378,900	434,300	489,100
47	270,800	284,600	316,400	339,500	380,700	435,400	490,200
48	271,600	285,500	317,700	340,900	382,400	436,400	491,400
49	272,200	286,600	318,600	342,300	384,100	437,500	492,500
50	272,600	287,500	319,900	343,600	385,600	438,400	493,600
51	273,400	288,600	321,300	345,100	387,000	439,300	494,600
52	273,900	289,400	322,700	346,600	388,600	440,200	495,700
53	274,300	290,300	324,300	347,800	390,000	441,000	496,600
54	275,100	291,300	325,700	349,300	391,400	441,800	497,600
55	275,500	291,900	326,900	350,800	392,700	442,600	498,500
56	275,900	292,500	327,800	352,400	393,900	443,300	499,500
57	276,400	293,200	328,800	353,900	394,900	444,000	500,300
58	277,100	294,000	330,000	355,400	396,000	444,600	501,300
59	277,400	294,700	331,200	357,000	397,100	445,200	502,200
60	278,000	295,600	331,800	358,400	398,200		503,200
61	278,800	296,200	332,900	359,900	399,600		504,000
62	279,600	297,400	334,200	361,500	400,800		505,000
63	279,800	298,900	335,600	362,800	401,900		506,000
64	280,600	300,200	337,000	364,400	403,100		506,900
65	281,600	301,100	338,300	365,600	404,200		507,700

66	282,000	302,400	334,200	361,500	396,000	441,800	493,600
67	283,000	303,500	335,600	362,800	397,100	442,600	494,600
68	283,600	304,800	337,000	364,400	398,200	443,300	495,700
69	284,400	306,100	338,300	365,600	399,600	444,000	496,600
70	285,200	307,200	339,800	366,800	400,800	444,600	497,600
71	286,100	308,100	341,200	368,100	401,900	445,200	498,500
72	286,900	309,100	342,700	369,300	403,100		499,500
73	287,600	310,600	343,900	370,600	404,200		500,300
74	288,600	311,700	345,300	371,700	405,200		501,300
75	289,600	313,100	346,700	372,700	406,100		502,200
76	290,900	314,500	348,100	374,100	407,100		503,200
77	292,000	315,400	349,400	375,400	408,200		504,000
78	293,000	316,700	350,500	376,600	409,300		505,000
79	294,100	318,000	351,800	377,900	410,300		506,000
80	295,100	319,000	353,000	379,200	411,400		506,900
81	296,200	320,200	354,300	380,500	412,300		507,700
82	297,600	321,100	355,500	381,700	413,300		508,700
83	298,800	321,800	356,500	382,900	414,200		509,700
84	300,200	322,700	357,700	384,100	415,200		510,500
85	301,800	323,600	359,000	385,300	416,000		511,300
86	303,200	324,800	360,300	386,300	416,800		
87	304,800	326,000	361,500	387,300	417,600		
88	306,200	327,100	362,800	388,300	418,300		
89	307,900	328,100	364,000	389,200	419,100		

66	282,000	302,400	339,800	366,800	405,200		508,700
67	283,000	303,500	341,200	368,100	406,100		509,700
68	283,600	304,800	342,700	369,300	407,100		510,500
69	284,400	306,100	343,900	370,600	408,200		511,300
70	285,200	307,200	345,300	371,700	409,300		
71	286,100	308,100	346,700	372,700	410,300		
72	286,900	309,100	348,100	374,100	411,400		
73	287,600	310,600	349,400	375,400	412,300		
74	288,600	311,700	350,500	376,600	413,300		
75	289,600	313,100	351,800	377,900	414,200		
76	290,900	314,500	353,000	379,200	415,200		
77	292,000	315,400	354,300	380,500	416,000		
78	293,000	316,700	355,500	381,700	416,800		
79	294,100	318,000	356,500	382,900	417,600		
80	295,100	319,000	357,700	384,100	418,300		
81	296,200	320,200	359,000	385,300	419,100		
82	297,600	321,100	360,300	386,300	419,700		
83	298,800	321,800	361,500	387,300	420,300		
84	300,200	322,700	362,800	388,300	420,900		
85	301,800	323,600	364,000	389,200	421,600		
86	303,200	324,800	365,100	389,900	422,100		
87	304,800	326,000	366,300	390,700	422,600		
88	306,200	327,100	367,500	391,500	423,200		
89	307,900	328,100	368,800	392,400	423,900		

90	309,400	329,100	365,100	389,900	419,700		
91	311,000	330,000	366,300	390,700	420,300		
92	312,700	330,900	367,500	391,500	420,900		
93	314,300	331,800	368,800	392,400	421,600		
94	315,800	332,600	369,700	393,200	422,100		
95	317,500	333,600	370,600	394,000	422,600		
96	319,100	334,600	371,500	394,700	423,200		
97	320,900	335,500	372,500	395,400	423,900		
98	322,500	336,200	373,200	396,200	424,500		
99	323,900	337,000	374,000	397,000	425,100		
100	325,500	337,800	374,800	397,800	425,600		
101	327,100	338,700	375,700	398,600	426,300		
102	328,600	339,500	376,400	399,300	426,900		
103	330,200	340,300	377,200	399,900	427,500		
104	331,800	341,000	378,000	400,600	428,100		
105	333,200	341,600	378,600	401,400	428,800		
106	334,600	342,300	379,300	402,000			
107	336,100	343,000	380,000	402,600			
108	337,600	343,700	380,700	403,200			
109	338,900	344,300	381,300	403,800			
110	340,400	344,800	381,900	404,400			
111	341,900	345,300	382,600	404,900			
112	343,400	345,800	383,300	405,500			
113	344,700	346,300	384,000	406,100			

90	309,400	329,100	369,700	393,200	424,500		
91	311,000	330,000	370,600	394,000	425,100		
92	312,700	330,900	371,500	394,700	425,600		
93	314,300	331,800	372,500	395,400	426,300		
94	315,800	332,600	373,200	396,200	426,900		
95	317,500	333,600	374,000	397,000	427,500		
96	319,100	334,600	374,800	397,800	428,100		
97	320,900	335,500	375,700	398,600	428,800		
98	322,500	336,200	376,400	399,300			
99	323,900	337,000	377,200	399,900			
100	325,500	337,800	378,000	400,600			
101	327,100	338,700	378,600	401,400			
102	328,600	339,500	379,300	402,000			
103	330,200	340,300	380,000	402,600			
104	331,800	341,000	380,700	403,200			
105	333,200	341,600	381,300	403,800			
106	334,600	342,300	381,900	404,400			
107	336,100	343,000	382,600	404,900			
108	337,600	343,700	383,300	405,500			
109	338,900	344,300	384,000	406,100			
110	340,400	344,800	384,700	406,700			
111	341,900	345,300	385,400	407,300			
112	343,400	345,800	386,100	407,900			
113	344,700	346,300	386,600	408,500			

114	346,200	346,800	384,700	406,700			
115	347,700	347,200	385,400	407,300			
116	349,100	347,700	386,100	407,900			
117	350,400	348,200	386,600	408,500			
118	351,800	348,700	387,200	409,100			
119	353,200	349,100	387,800	409,600			
120	354,500	349,600	388,400	410,200			
121	356,000	350,000	388,900	410,800			
122	357,400	350,500		411,400			
123	358,600	350,900		412,000			
124	360,000	351,400		412,600			
125	361,300	351,800		413,200			
126	362,600	352,300		413,800			
127	363,800	352,800		414,400			
128	365,100	353,300		414,900			
129	366,300	353,900		415,500			
130	367,500	354,400		416,100			
131	368,600	354,900		416,700			
132	369,800	355,300		417,300			
133	371,100	355,900		417,900			
134	372,000	356,400		418,500			
135	373,000	357,000		419,100			
136	373,900	357,600		419,700			
137	374,900	358,000		420,200			

114	346,200	346,800	387,200	409,100			
115	347,700	347,200	387,800	409,600			
116	349,100	347,700	388,400	410,200			
117	350,400	348,200	388,900	410,800			
118	351,800	348,700		411,400			
119	353,200	349,100		412,000			
120	354,500	349,600		412,600			
121	356,000	350,000		413,200			
122	357,400	350,500		413,800			
123	358,600	350,900		414,400			
124	360,000	351,400		414,900			
125	361,300	351,800		415,500			
126	362,600	352,300		416,100			
127	363,800	352,800		416,700			
128	365,100	353,300		417,300			
129	366,300	353,900		417,900			
130	367,500	354,400		418,500			
131	368,600	354,900		419,100			
132	369,800	355,300		419,700			
133	371,100	355,900		420,200			
134	372,000	356,400		420,800			
135	373,000	357,000		421,300			
136	373,900	357,600		421,900			
137	374,900	358,000		422,500			

	138	375,700	358,600		420,800			
	139	376,600	359,200		421,300			
	140	377,500	359,800		421,900			
	141	378,500	360,300		422,500			
	142	379,300	360,900					
	143	380,200	361,400					
	144	381,100	362,000					
	145	382,100	362,400					
	146	382,900						
	147	383,700						
	148	384,400						
	149	385,300						
	150	386,100						
	151	386,900						
	152	387,700						
	153	388,400						
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		219,800	252,300	259,800	279,700	294,900	320,800	362,800

備考 この表は、看護師等で規則で定めるものに適用する。

	138	375,700	358,600					
	139	376,600	359,200					
	140	377,500	359,800					
	141	378,500	360,300					
	142	379,300	360,900					
	143	380,200	361,400					
	144	381,100	362,000					
	145	382,100	362,400					
	146	382,900						
	147	383,700						
	148	384,400						
	149	385,300						
	150	386,100						
	151	386,900						
	152	387,700						
	153	388,400						
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		219,800	252,300	259,800	279,700	294,900	320,800	362,800

備考 この表は、看護師等で規則で定めるものに適用する。

(草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第3条による改正)

旧	新																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 条文略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>380,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>427,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>477,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>539,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>615,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>718,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条文略))</p> <p>5 条文略 (職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>380,000円</u>	<u>2</u>	<u>427,000円</u>	<u>3</u>	<u>477,000円</u>	<u>4</u>	<u>539,000円</u>	<u>5</u>	<u>615,000円</u>	<u>6</u>	<u>718,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 条文略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>392,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>440,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>492,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>555,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>634,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>740,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条文略))</p> <p>5 条文略 (職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 条文略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>392,000円</u>	<u>2</u>	<u>440,000円</u>	<u>3</u>	<u>492,000円</u>	<u>4</u>	<u>555,000円</u>	<u>5</u>	<u>634,000円</u>	<u>6</u>	<u>740,000円</u>
号給	給料月額																												
<u>1</u>	<u>380,000円</u>																												
<u>2</u>	<u>427,000円</u>																												
<u>3</u>	<u>477,000円</u>																												
<u>4</u>	<u>539,000円</u>																												
<u>5</u>	<u>615,000円</u>																												
<u>6</u>	<u>718,000円</u>																												
号給	給料月額																												
<u>1</u>	<u>392,000円</u>																												
<u>2</u>	<u>440,000円</u>																												
<u>3</u>	<u>492,000円</u>																												
<u>4</u>	<u>555,000円</u>																												
<u>5</u>	<u>634,000円</u>																												
<u>6</u>	<u>740,000円</u>																												

(草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第4条による改正)

旧	新
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和29年条例第1号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から<u>第9条まで</u>、第9条の4、第12条、<u>第14条から第15条の2まで及び第19条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</u></p> <p>(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和29年条例第1号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から<u>第8条まで</u>、第9条の4、第12条<u>及び第14条から第15条の2までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第18条第2項及び第19条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第19条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</u></p> <p>(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)</p>

第6条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号。以下「水道事業給与条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する水道事業給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

（草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等）

第7条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年条例第47号。以下「病院事業給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、第11条から第13条まで及び第16条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する病院事業給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

第6条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号）第3条から第6条まで、第6条の3及び第9条から第11条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

（草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等）

第7条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年条例第47号）第3条から第6条まで、第8条及び第11条から第13条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

（草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第5条による改正）

旧	新
<p>（給料表）</p> <p>第3条 条文略</p> <p>2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号。以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条</p>	<p>（給料表）</p> <p>第3条 条文略</p> <p>2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号。以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条</p>

例（平成25年条例第13号）第4条第1項に規定する給料表とする。

3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する給料表をいう。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）

第4条 条文略

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額380,900円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 条文略

4 条文略

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

第17条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第19号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

例（平成25年条例第13号。次項において「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する給料表とする。

3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。）があった場合における会計年度任用職員に対する同項の給料表の適用は、給与条例及び任期付職員条例の適用を受ける職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）

第4条 条文略

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額386,000円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 条文略

4 条文略

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

第17条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第19号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第18条の2に規定する給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 条文略

2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の122.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 条文略

4 条文略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 条文略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(以下この項において「フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第19条 条文略

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、日額で定める職にあつては18,200円、時間額で定める職にあつては12,000円を超えな

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 条文略

2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 条文略

4 条文略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 条文略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(以下この項において「フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第19条 条文略

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、日額で定める職にあつては18,400円、時間額で定める職にあつては12,000円を超えな

い範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償の関係)

第32条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第33条 条文略

2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第33条の2 条文略

2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額(以下この項において「パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に規則で定める

い範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償の関係)

第32条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第33条の2に規定する給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第33条 条文略

2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第33条の2 条文略

2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額(以下この項において「パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に規則で定める

支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

(草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第6条による改正)

旧	新
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 条文略</p> <p>4 条文略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 条文略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 条文略</p> <p>4 条文略</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第18条の2 条文略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(以下この項において「フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第18条の2 条文略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(以下この項において「フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額</p>

は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第33条 条文略

2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第33条の2 条文略

2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額(以下この項において「パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第33条 条文略

2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 条文略

4 条文略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第33条の2 条文略

2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額を基礎として規則で定める額(以下この項において「パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」という。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 条文略

4 条文略

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する扶養手当及び住居手当については、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第5条において「<u>会計年度任用職員</u>」という。))<u>にあつては期末手当に限る。</u>)については、この限りでない。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第5条 現業職員で会計年度任用職員であるものの給与は、第3条から前条までの規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>とし、現業職員及び草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第29号)の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する扶養手当については、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第5条 現業職員で<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する</u>会計年度任用職員であるものの給与は、第3条から前条までの規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、現業職員及び草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第29号)の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。</p>

(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(扶養手当)</p> <p>第 6 条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 条文略</p> <p>く く</p> <p>(6) 条文略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 1 2 条の 2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) <u>前号に掲げる日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間における勤務(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 1 8 条 第 5 条、<u>第 6 条及び第 6 条の 3</u>の規定は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第 6 条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>く く</p> <p>(5) 条文略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 1 2 条の 2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) <u>午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間(前号に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間における勤務(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 1 8 条 第 5 条<u>及び第 6 条</u>の規定は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p>

(草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(扶養手当)</p> <p>第 6 条 条文略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第 6 条 条文略</p>

<p>2 条文略</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) 条文略</p> <p>く く</p> <p>(6) 条文略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条の2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) <u>前号に掲げる日以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間における勤務（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第21条 第5条、<u>第6条及び第8条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p>	<p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>く く</p> <p>(5) 条文略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条の2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) <u>午後10時から翌日の午前5時までの間（前号に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間における勤務（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第21条 第5条<u>及び第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p>
---	--

（草加市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

旧	新
<p>附 則</p> <p>第21条 職員の給与に関する条例第4条第1項及び第3項から第8項まで、<u>第7条の2から第9条まで、第9条の2第3項、第9条の4並びに改正後の給与条例第4条第3項</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>第21条 職員の給与に関する条例第4条第1項及び第3項から第8項まで、<u>第7条の2、第8条並びに第9条の2第3項並びに改正後の給与条例第4条第3項</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第6条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第26号議案

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、省エネルギー基準の審査及び検査に係る手数料を新設するとともに、建築基準法の一部改正に伴い、建築物の床面積区分及び手数料の見直しを行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

草加市開発・建築関係手数料徴収条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「14,000円」を「20,000円」に改め、同号ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 39,000円

第2条中第113号を第115号とし、第112号を第114号とし、第111号を第113号とし、同号の前に次の1号を加える。

(112) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書の交付に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 2,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円
- f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
216,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

第2条第109号及び第110号を削り、同条第108号中「第106号ア」を「第109号ア」に、「第106号イ又はウ」を「第109号イからエまで」に、「当該イ又はウ」を「当該イからエまで」に改め、同号を同条第111号とし、同条第107号ただし書中「第105号」を「第108号」に改め、同号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

第2条第107号を同条第110号とし、同条第106号中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同号ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同号ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同号ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同号ア(エ)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同号ア中(ケ)を(コ)とし、(カ)から(ク)までを(カ)から(ク)までとし、(エ)の次に次のように加える。

(カ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
39,000円

第2条第106号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円
- (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）
 - a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円
 - (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円
 - b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円
 - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
 - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

第2条第106号を同条第109号とし、同条第105号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ア(イ)a中「及びイ(イ)並びに第107号ア(イ)及びイ(イ)」を「、イ(イ)及びエ(イ)並びに第110号ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

る額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
100,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の
もの 175,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

第2条第105号を同条第108号とし、同号の前に次の2号を加える。

(106) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまで、イ(イ)及びエ(イ)並びに次号ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)並びに第112号ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
23,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の
もの 52,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
19,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
31,000円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
94,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
149,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
188,000円
 - g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円
- イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
135,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
230,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円
- ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

る額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
66,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の
もの 121,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
100,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の
もの 175,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

もの 759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

(107) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の計画の変更の申請に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 2,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

11,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
216,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
308,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
379,500円
 - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
449,000円
 - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円
- カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
85,500円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
138,500円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
181,000円
 - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
217,500円
 - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

第2条第104号を削り、同条第103号中「同号イ又はウ」を「同号イからエまで」に、「当該イ又はウ」を「当該イからエまで」に改め、同号を同条第105号とし、同条第102号中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同号ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同号ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同号ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同号ア(エ)中「500平方メートル」

を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同号ア中(ケ)を(コ)とし、(カ)から(ケ)までを(カ)から(ケ)までとし、(エ)の次に次のように加える。

- (カ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
1件につき 39,000円

第2条第102号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

- (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

る額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

第2条第102号を同条第104号とし、同条第101号中「第99号ア」を「第101号ア」に、「第99号イ又はウ」を「第101号イからエまで」に、「当該イ又はウ」を「当該イからエまで」に改め、同号を同条第103号とし、同条第100号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

第2条第100号を同条第102号とし、同条第99号中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同号ア(7)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同号ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同号ア(カ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同号ア(エ)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同号ア中(ケ)を(コ)とし、(カ)から(ク)までを(カ)から(ク)

までとし、(エ)の次に次のように加える。

- (カ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
39,000円

第2条第99号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

- (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

第2条第99号を同条第101号とし、同条第98号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

第2条中第98号を第100号とし、第95号から第97号までを2号ずつ繰り下げ、同条第94号中「第92号ア」を「第94号ア」に、「第92号イ又はウ」を「第94号イからエまで」に、「当該イ又はウ」を「当該イからエまで」に改め、同号を同条第96号とし、同条第93号を同条第95号とし、同条第92号中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同号ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同号ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同号ア(ロ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同号ア(ハ)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同号ア中(ケ)を(カ)とし、(カ)から(ク)までを(カ)から(ク)

までとし、(エ)の次に次のように加える。

- (カ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
39,000円

第2条第92号ウ中「第99号、第102号及び第106号」を「第101号、第104号及び第109号」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

- (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

る額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

第2条第92号を同条第94号とし、同条第91号ア中「第93号ア」を「第95号ア」に改め、同号ア(イ)中「第94号」を「第96号」に改め、同号を同条第93号とし、同条中第90号を第92号とし、第11号から第89号までを2号ずつ繰り下げ、同条第10号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「27,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 33,000円

第2条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (9) 要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料 第6号又は第7号の額（昇降機を含む建築物については、第6号又は第7号の額に前号の額を加算した額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した額

ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに第106号ア(ウ)、オ及びカ並びに第107号ア(ウ)、オ及びカ並びに第112号ア(ウ)、オ及びカにおいて同じ。）が30平方メートル以内のもの 3,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 5,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 6,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 7,

000円

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 8,000円

カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円

キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 16,000円

ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 41,000円

ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 66,000円

コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 133,000円

第2条第7号イ中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「33,000円」を「28,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円

第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「次号及び第7号」を「次号から第9号まで」に改め、同号ア中「14,000円」を「15,000円」に改め、同号イ中「17,000円」を「24,000円」に改め、同号ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 42,000円

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。） 第1号の額（昇降機を含む建築については、前号の額）に、次に定める額を加算した金額

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
43,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
68,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 第1号の額（昇降機を含む建築については、前号の額）に、次に定める額を加算して得た金額

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
21,500円

- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1号（建築物の計画の変更に係るものを除く。）、第94号、第101号、第104号、第106号及び第109号の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日以前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1号（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、第6号、第7号、第9号、第12号、第13号、第96号、第103号、第105号及び第111号の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

参 考 資 料

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(手数料を徴収する事務及び額)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ア 建築物の床面積の合計(規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。)が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>7,000円</u></p> <p>イ 建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>14,000円</u></p> <p>ウ 建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>24,000円</u></p> <p>エ 建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>500平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>31,000円</u></p> <p>オ 条文略</p> <p>カ 条文略</p> <p>ク 条文略</p> <p>ケ 条文略</p> <p>(2) 条文略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び額)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ア 建築物の床面積の合計(規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。)が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>8,000円</u></p> <p>イ 建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>20,000円</u></p> <p>ウ 建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>34,000円</u></p> <p>エ 建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>300平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>36,000円</u></p> <p>オ <u>建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>39,000円</u></p> <p>カ 条文略</p> <p>ク 条文略</p> <p>ク 条文略</p> <p>(2) 条文略</p>

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。） 第1号の額（昇降機を含む建築物については、前号の額）に、次に定める額を加算した金額

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

(3) 条文略

(4) 条文略

88,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 第1号の額（昇降機を含む建築物については、前号の額）に、次に定める額を加算して得た金額

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

(4) 条文略

(5) 条文略

(5) 建築物に関する完了検査又は建築物の工事が完了した旨の通知（以下「工事完了通知」という。）に関する建築物の完了検査（次号及び第7号に規定するものを除く。）

ア 建築物の床面積の合計（規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円

イ 建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 17,000円

ウ 建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 24,000円

エ 建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 35,000円

オ 条文略

カ 条文略

ク 条文略

(6) 条文略

ア 条文略

カ 条文略

ウ 条文略

エ 建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 33,000円

(6) 建築物に関する完了検査又は建築物の工事が完了した旨の通知（以下「工事完了通知」という。）に関する建築物の完了検査（次号から第9号までに規定するものを除く。）

ア 建築物の床面積の合計（規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円

イ 建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 24,000円

ウ 建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円

エ 建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 1件につき 37,000円

オ 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 42,000円

カ 条文略

ク 条文略

コ 条文略

(7) 条文略

ア 条文略

カ 条文略

ウ 条文略

エ 建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円

オ 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円

オ 条文略

ト ト

ケ 条文略

(7) 条文略

ア 条文略

イ 中間検査合格証の交付を受けていない場合 第5号の額
に、昇降機1基ごとに、17,000円（小荷物専用昇降機
については、10,000円）を加算した額

カ 条文略

ク ク

コ 条文略

(8) 条文略

ア 条文略

イ 中間検査合格証の交付を受けていない場合 第6号の額
に、昇降機1基ごとに、17,000円（小荷物専用昇降機
については、10,000円）を加算した額

(9) 要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物
に関する完了検査手数料 第6号又は第7号の額（昇降機を含
む建築物については、第6号又は第7号の額に前号の額を加算
した額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築
物ごとに次に定める額を加算した額

ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定し
たものをいう。以下この号並びに第106号ア(ウ)、オ及びカ
並びに第107号ア(ウ)、オ及びカ並びに第112号ア(ウ)、オ
及びカにおいて同じ。）が30平方メートル以内のもの 3,
000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メー
トル以内のもの 5,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メ
ートル以内のもの 6,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メ
ートル以内のもの 7,000円

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メ

(8) 条文略

く く

(10) 条文略

ア 条文略

く く

ウ 条文略

エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 31,000円

オ 条文略

く く

一メートル以内のもの 8,000円

カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円

キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 16,000円

ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 41,000円

ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 66,000円

コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 133,000円

(10) 条文略

く く

(12) 条文略

ア 条文略

く く

ウ 条文略

エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 1件につき 27,000円

オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 33,000円

カ 条文略

く く

ケ 条文略

(11) 条文略

ㄱ ㄱ

(91) 条文略

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）に基づく確認書若しくは住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第93号アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

(7) 条文略

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第94号までにおいて同じ。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 条文略

ㄱ ㄱ

h 条文略

イ 条文略

(92) 条文略

前号ア(7)又はイ(7)の額（共同住宅等については、床面積の合計の区分に応じ同号ア(イ)又はイ(イ)に定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

ア 条文略

(7) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の

コ 条文略

(13) 条文略

ㄱ ㄱ

(93) 条文略

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）に基づく確認書若しくは住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第95号アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

(7) 条文略

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第96号までにおいて同じ。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 条文略

ㄱ ㄱ

h 条文略

イ 条文略

(94) 条文略

前号ア(7)又はイ(7)の額（共同住宅等については、床面積の合計の区分に応じ同号ア(イ)又はイ(イ)に定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た金額

ア 条文略

(7) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の

第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が30平方メートル以内のもの 7,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 14,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 24,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 31,000円

(オ) 条文略

く く

(ケ) 条文略

イ 条文略

第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が30平方メートル以内のもの 8,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 20,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 34,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 36,000円

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 39,000円

(カ) 条文略

く く

(コ) 条文略

イ 条文略

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イ)に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次

に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの 43,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満のもの 68,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施
行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合
するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく
ものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次
に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

7,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物で、別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物。第99号、第102号及び第106号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、第99号、第102号及び第106号において「判定対象床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの

a 条文略

8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
13,500円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
44,000円

エ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物で、別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物。第101号、第104号及び第109号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、第101号、第104号及び第109号において「判定対象床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの

a 条文略

b 構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラム
(以下この号、第99号、第102号及び第106号に
おいて「大臣認定プログラム」という。)により行われ
るもの 120,700円

(イ) 条文略

く く

(オ) 条文略

(93) 条文略

(94) 条文略

第92号アの額に、前号ア(ア)又はイ(イ)の額(共同住宅等につ
いては、床面積の合計の区分に応じ同号ア(イ)又はイ(イ)に定める
額)を加算し、第92号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該
イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(95) 条文略

く く

(98) 条文略

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 条文略

く く

ウ 条文略

b 構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラム
(以下この号、第101号、第104号及び第109号
において「大臣認定プログラム」という。)により行わ
れるもの 120,700円

(イ) 条文略

く く

(オ) 条文略

(95) 条文略

(96) 条文略

第94号アの額に、前号ア(ア)又はイ(イ)の額(共同住宅等につ
いては、床面積の合計の区分に応じ同号ア(イ)又はイ(イ)に定める
額)を加算し、第94号イからエまでに掲げる場合はそれぞれ
当該イからエまでに定める額を更に加算して得た金額

(97) 条文略

く く

(100) 条文略

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 条文略

く く

ウ 条文略

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定め
る省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)
に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に
定める額

エ 条文略

オ 条文略

(99) 条文略

前号に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

ア 条文略

(7) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メ

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

オ 条文略

カ 条文略

(101) 条文略

前号に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た金額

ア 条文略

(7) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 8,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メ

ートル以内のもの 14,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 24,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 31,000円

(オ) 条文略

く く

(ケ) 条文略

イ 条文略

ートル以内のもの 20,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 34,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 36,000円

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 39,000円

(カ) 条文略

く く

(コ) 条文略

イ 条文略

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの 43,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満のもの 68,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施
行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合
するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく
ものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次
に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
7,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

ウ 条文略

(100) 条文略

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 条文略

イ 〃

ウ 条文略

13,500円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

エ 条文略

(102) 条文略

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 条文略

イ 〃

ウ 条文略

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2

エ 条文略

オ 条文略

(101) 条文略

第99号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第99号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(102) 条文略

次のアの額に、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を加算して得た金額

ア 条文略

(ア) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき 7,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 24,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方

9,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
128,000円

オ 条文略

カ 条文略

(103) 条文略

第101号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第101号イからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た金額

(104) 条文略

次のアの額に、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を加算して得た金額

ア 条文略

(ア) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき 8,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 20,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方

メートル以内のもの 1件につき 31,000円

(オ) 条文略

く く

(ケ) 条文略

イ 条文略

メートル以内のもの 1件につき 36,000円

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方

メートル以内のもの 1件につき 39,000円

(カ) 条文略

く く

(コ) 条文略

イ 条文略

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第1

1条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準

用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請

に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に

掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施

行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合

するもの（(イ)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次

に定める額

に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分

に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

ウ 条文略

(103) 条文略

前号アの額に、同号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を加算して得た金額

(104) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第110号において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円

00平方メートル未満のもの 34,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
44,000円

エ 条文略

(105) 条文略

前号アの額に、同号イからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を加算して得た金額

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
235,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
117,500円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(ア(ア)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの1,024,000円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(アイ)に掲げる場合を除く。)

(7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 167,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円

0平方メートル未満のもの 308,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,0

00平方メートル未満のもの 379,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,

000平方メートル未満のもの 449,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

512,000円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条

第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げ

る区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5

1,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平

方メートル未満のもの 65,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,00

0平方メートル未満のもの 85,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00

0平方メートル未満のもの 138,500円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,0

00平方メートル未満のもの 181,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,

000平方メートル未満のもの 217,500円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

255,000円

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまで、イ(イ)及びエ(イ)並びに次号ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)並びに第112号ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1

1, 000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8

0, 000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
1,024,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
510,000円

(107) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の計画の変更の申請
に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに
次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2
9条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記
載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能
向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第
1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場
合

(ア) 一戸建ての住宅 2,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,
500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平
方メートル未満のもの 11,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00
0平方メートル未満のもの 26,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
47,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 167,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

(105) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

(イ) 条文略

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまで及びイ(イ)並びに第107号ア(イ)及びイ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 条文略

｝ ｝

d 条文略

(ウ) 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

平方メートル未満のもの 138,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
255,000円

(108) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

(イ) 条文略

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまで、イ(イ)及びエ(イ)並びに第110号ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 条文略

｝ ｝

d 条文略

(ウ) 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定め

エ 条文略

オ 条文略

(106) 条文略

前号に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

ア 条文略

る省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

オ 条文略

カ 条文略

(109) 条文略

前号に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た金額

ア 条文略

- (ア) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 14,000円
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 24,000円
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 31,000円

(オ) 条文略

く く

(ケ) 条文略

イ 条文略

- (ア) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の第1号アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 8,000円
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 20,000円
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 34,000円
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 36,000円
- (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 39,000円

(カ) 条文略

く く

(コ) 条文略

イ 条文略

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第1

1条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次

に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分

に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 43,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

00平方メートル未満のもの 68,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施

行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合

するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく

ものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次

に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

7,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

ウ 条文略

(107) 条文略

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第105号に定める額とする。

ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

く く

(ウ) 条文略

イ 条文略

8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

13,500円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 21,500円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

00平方メートル未満のもの 34,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

44,000円

エ 条文略

(110) 条文略

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第108号に定める額とする。

ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

く く

(ウ) 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

エ 条文略

オ 条文略

(108) 条文略

第106号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第106号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又は

ウ 条文略

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

オ 条文略

カ 条文略

(111) 条文略

第109号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第109号イからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イ

ウに定める額を更に加算して得た金額

(109) 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2

条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書

類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提

出された場合

(7) 一戸建ての住宅の場合 1件につき 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の場合 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、

共用部分の床面積を除く。bからdまで、イ(イ)及びウ(イ)

において同じ。）が300平方メートル未満のもの 1

1,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平

方メートル未満のもの 23,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00

0平方メートル未満のもの 52,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

94,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の場合 次に掲

げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1

1,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平

からエまでに定める額を更に加算して得た金額

方メートル未満のもの 19,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平

方メートル未満のもの 135,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00

0平方メートル未満のもの 230,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

330,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2

0,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2

2,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3

8,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平

方メートル未満のもの 66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00

0平方メートル未満のもの 121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
510,000円

(110) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書の交付に対する審査

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

平方メートル未満のもの 47,000円

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000

平方メートル未満のもの 74,500円

(ロ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満のもの 94,000円

(ハ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13

3,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方

メートル未満のもの 167,000円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 216,000円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

平方メートル未満のもの 308,000円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000

平方メートル未満のもの 379,500円

(ホ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満のもの 449,000円

(ヘ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

512,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 65,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの 85,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000
平方メートル未満のもの 138,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000
平方メートル未満のもの 181,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000
平方メートル未満のもの 217,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
255,000円

(112) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書
の交付に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに
次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2
9条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記
載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能
向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第
1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場

合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 2, 500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 11, 500円

c 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 26, 000円

d 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 47, 000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 9, 500円

c 床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 15, 500円

d 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 47, 000円

e 床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 74, 500円

f 床面積の合計が10, 000平方メートル以上25,

000平方メートル未満のもの 94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 167,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円

(111) 条文略

く く

(113) 条文略

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
512,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
255,000円

(113) 条文略

く く

(115) 条文略

第 27 号議案

草加市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について

草加市庁舎建設基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

草加市庁舎建設基金の設置目的の終了に伴い、同基金を廃止する必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市庁舎建設基金条例を廃止する条例

草加市庁舎建設基金条例（平成 2 1 年条例第 2 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第28号議案

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和及び猶予期間の延長等を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考 資 料

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

(草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 条文略</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 条文略</p> <p>(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 条文略</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 条文略</p> <p>(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連</p>

設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施

4 条文略

5 条文略

設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 条文略

7 条文略

(食事の提供の特例)

第16条 条文略

- (1) 条文略
 - (2) 当該地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、市立保育所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 条文略
 - 〵　　〵
 - (5) 条文略
- 2 条文略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(食事の提供の特例)

第16条 条文略

- (1) 条文略
 - (2) 当該地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、市立保育所等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 条文略
 - 〵　　〵
 - (5) 条文略
- 2 条文略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
---	---

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 条文略

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 条文略

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 条文略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(2) 条文略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをい

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

う。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

4 条文略

） ）

9 条文略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 条文略

） ）

11 条文略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第 29 号議案

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等における人員に関する基準の特例を見直す必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考 資 料

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>第151条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>） ）</p> <p>12 条文略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは草加市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14 条文略</p> <p>） ）</p>	<p>第151条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>） ）</p> <p>12 条文略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは草加市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14 条文略</p> <p>） ）</p>

第30号議案

草加市犯罪被害者等支援条例の制定について

草加市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るため、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民等及び事業者の責務、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項等を定め、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、草加市犯罪被害者等支援条例を制定する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。次条において「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材その他の事情により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（第12条において「民間支援団体」という。）をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況、二次的被害の状況その他犯罪被害者等が置かれている事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにしな

なければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図り、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることがないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すために必要な各種手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるために、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

2 前項に規定する見舞金の支給について、対象者、額その他必要な事項は、市長が規則で定める。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に係る秘密の保持その他安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第12条 市は、民間支援団体に対し、その活動を促進するため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図り、これを担う人材を育成するため、相談、助言、情報の収集その他の犯罪被害者等の支援に資する技術の習得に必要な研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 3 1 号議案

草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

墓地等の廃止の許可に係る手続の負担軽減を図るため、当該手続から構想説明等を除外する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

草加市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成15年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第10条第1項又は第2項の規定による許可」を「第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可（第9条第3項において「経営許可等」という。）」に改め、同項ただし書中「場合は」を「場合を」に改める。

第4条第1項中「法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更許可（以下「経営許可等」という。）の申請をしようとする者（以下「経営予定者」という。）」を「申請予定者」に改め、同条第2項中「経営予定者」を「申請予定者」に改める。

第5条中「経営予定者」を「申請予定者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の2の規定は、この条例の施行の日以後に墓地等の廃止の許可を申請する者について適用し、同日前に墓地等の廃止の許可を申請した者については、なお従前の例による。

草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(墓地等の構想説明等)</p> <p>第2条の2 <u>法第10条第1項又は第2項の規定による許可</u>の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(平成17年条例第8号)第20条から第22条まで及び第24条の手続を行わなければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更又は墓地等の区域の移転(拡張する場合は除く。)の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p>	<p>(墓地等の構想説明等)</p> <p>第2条の2 <u>法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可(第9条第3項において「経営許可等」という。)</u>の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(平成17年条例第8号)第20条から第22条まで及び第24条の手続を行わなければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更又は墓地等の区域の移転(拡張する場合を除く。)の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p>
<p>(説明会等の実施)</p> <p>第4条 <u>法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更許可(以下「経営許可等」という。)</u>の申請をしようとする者(以下「経営予定者」という。)</p>	<p>(説明会等の実施)</p> <p>第4条 <u>申請予定者は、規則で定めるところにより、関係住民等(規則で定める者をいう。以下同じ。)</u>に対し、墓地等の計画について説明会等により説明を行わなければならない。ただし、都市計</p>

は、規則で定めるところにより、関係住民等（規則で定める者をいう。以下同じ。）に対し、墓地等の計画について説明会等により説明を行わなければならない。ただし、都市計画法に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。

- 2 経営予定者は、前項の規定により説明会等により説明を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。
（関係住民等の意見）

第5条 関係住民等は、規則で定める日までに経営予定者に対し、墓地等の計画について意見の申出をすることができる。

- 2 経営予定者は、前項の規定により意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議し、速やかにその協議の内容を市長に報告しなければならない。

画法に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により説明会等により説明を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。
（関係住民等の意見）

第5条 関係住民等は、規則で定める日までに申請予定者に対し、墓地等の計画について意見の申出をすることができる。

- 2 申請予定者は、前項の規定により意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議し、速やかにその協議の内容を市長に報告しなければならない。

第 3 2 号議案

草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

草加市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

シティパーキングアコスの健全な経営の維持及び円滑な運用を図るため、駐車料金の上
限額を変更する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市駐車場条例の一部を改正する条例

草加市駐車場条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「600円」に、「150円」を「300円」に改める。

別表第2中「1か月 25,000円」を「1月 42,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の草加市駐車場条例（以下「新条例」という。）第6条第1項から第3項までの規定による料金の承認、同条第2項の回数駐車券又は同条第3項の定期駐車券の発行その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定による料金（回数駐車券又は定期駐車券（以下「回数駐車券等」という。）に係る料金を除く。）は、施行日以後の利用者について適用し、施行日前の利用者については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定による回数駐車券等に係る料金は、施行日以後に発行する回数駐車券等について適用し、施行日前に発行された回数駐車券等については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に発行されているこの条例による改正前の第6条第2項の回数駐車券又は同条第3項の定期駐車券は、新条例第6条第2項の回数駐車券又は同条第3項の定期駐車券とみなす。

参 考 資 料

草加市駐車場条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧			新		
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）		
区分	利用時間	料金	区分	利用時間	料金
基本料金	略	1時間まで <u>300円</u> とし、これを超過したときは、超過時間30分までごとに <u>150円</u> を加算した額	基本料金	略	1時間まで <u>600円</u> とし、これを超過したときは、超過時間30分までごとに <u>300円</u> を加算した額
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
区分	利用時間	料金	区分	利用時間	料金
定期駐車券	略	1か月 <u>25,000円</u>	定期駐車券	略	1月 <u>42,000円</u>

第 33 号議案

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改
正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

建設業法施行令の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条の改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考 資 料

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新
旧対照表

旧	新
<p>第 3 条各号を次のように改める。</p> <p>(1) 条文略 〵 〵</p> <p>(10) 条文略</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 4 条第 1 項</u>及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>第 4 条各号を次のように改める。</p> <p>(1) 条文略 〵 〵</p> <p>(7) 条文略</p> <p>(8) 建設業法施行令 <u>第 3 4 条第 1 項</u>及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>第 3 条各号を次のように改める。</p> <p>(1) 条文略 〵 〵</p> <p>(10) 条文略</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 7 条第 1 項</u>及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>第 4 条各号を次のように改める。</p> <p>(1) 条文略 〵 〵</p> <p>(7) 条文略</p> <p>(8) 建設業法施行令 <u>第 3 7 条第 1 項</u>及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

第34号議案

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 中学校教師用指導書・デジタル教科書等 |
| 2 取得価格 | 32,723,823円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕
2,944,700円 |
| 3 契約の相手方 | 埼玉県草加市住吉一丁目11番65号
有限会社大坂屋書店
代表取締役 武内 徹 |

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

令和7年度の中学校用教科書の採択に伴い、中学校教師用指導書・デジタル教科書等を購入する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

見 積 結 果 表

品 名 中学校教師用指導書・デジタル教科書等

見 積 日 令和7年2月4日

(単位 円)

見 積 業 者 名	見 積 金 額
有限会社大坂屋書店	29,779,123

第35号議案

財産の減額貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

1 貸し付ける財産 建物

- (1) 名 称 草加市役所本庁舎
- (2) 所 在 草加市高砂一丁目1番1
- (3) 構造・階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造・地上10階地下1階
- (4) 延べ床面積 18,203.39平方メートル
- (5) 貸付面積 79.96平方メートル

2 貸付けの相手方 草加市中央二丁目16番10号

草加市商店連合事業協同組合

代表理事 三井 忠

3 貸付けの期間 契約締結日から10年間

4 貸付けの金額 年額540,000円

5 減額貸付の理由

来庁者の利便性の向上及び憩いの場の創出を目的として本庁舎に売店を設置するに当たり、当該法人による売店の運営内容が、地域貢献への取組、市役所業務の効率化等に資する等公益性及び公共性が高いものであると認められるため、減額して貸し付けるものである。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

来庁者の利便性の向上及び憩いの場の創出を目的として本庁舎に売店を設置するため、財産を減額して貸し付ける必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

第 3 6 号議案

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

齋藤知秀氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 齋 藤 知 秀
さい とう とも よし

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和7年5月5日をもって任期満了となる公平委員会委員の後任として、新たに公平委員会委員に斎藤知秀氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 斎 藤 知 秀

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

学 歴 平成 1 1 年 3 月 明治大学法学部法律学科卒業

職 歴 等 平成 1 0 年 1 1 月 宅地建物取引主任者資格試験合格

平成 1 1 年 1 1 月 司法書士試験合格

平成 1 2 年 2 月 司法書士松野下事務所入所

平成 1 4 年 6 月 同所退所

平成 1 4 年 7 月 司法書士岡村合同事務所入所

平成 1 5 年 2 月 司法書士登録

平成 2 0 年 4 月 司法書士岡村合同事務所退所

平成 2 0 年 5 月 斎藤司法書士事務所開業、現在に至る。

平成 2 5 年 6 月 埼玉司法書士会理事に就任

平成 2 7 年 6 月 同会常任理事に就任

令和 元年 6 月 同会常任理事任期満了

令和 元年 6 月 同会監事に就任、現在に至る。

第 37 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

浅古和則氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 あさ こ かず のり
浅 古 和 則

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 7 年 2 月 19 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和7年5月31日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の後任として、新たに固定資産評価審査委員会委員に浅古和則氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 浅 古 和 則

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

学 歴 平成 22 年 3 月 早稲田大学商学部卒業

職 歴 等 平成 23 年 1 1 月 公認会計士試験合格

平成 24 年 4 月 E Y アドバイザリー株式会社入社

平成 25 年 1 2 月 同社退社

平成 26 年 1 月 グローウィン・パートナーズ株式会社入社

平成 28 年 1 月 公認会計士登録

平成 29 年 8 月 グローウィン・パートナーズ株式会社退社

平成 29 年 9 月 有限責任監査法人トーマツ入所

令和 6 年 8 月 同監査法人退所

令和 6 年 8 月 税理士登録

令和 6 年 9 月 浅古会計事務所開業、現在に至る。

令和 7 年

草加市議会 2 月定例会報告

草 加 市

報 告 目 次

第 1 号報告	専決処分の報告について……………	1
第 2 号報告	令和 7 年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について…	5
第 3 号報告	令和 7 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について……………	7
第 4 号報告	令和 7 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について…	9

第1号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

専 決 処 分 理 由

草加市八幡町281番地160地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和7年1月14日

草加市長 瀬戸 百合子

第2号報告

令和7年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

令和7年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和7年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書 別添

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

第3号報告

令和7年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について

令和7年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和7年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書 別添

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子

第4号報告

令和7年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

令和7年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和7年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書 別添

令和7年2月19日提出

草加市長 瀬戸 百合子